

食品表示に関する実態調査

結果報告書

平成 28 年 10 月

総務省 九州管区行政評価局

前 書 き

食品には、その特性に応じて、名称、原産地、原材料名等の品質に関する事項や、アレルギー、消費期限、保存の方法等の安全性確保に関する事項、さらには栄養成分等についての表示が必要とされている。

これらの食品表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、食品の選択や、摂取する際の安全性を確保する上で重要な情報源となっている。

しかしながら、従前から消費者の信頼を揺るがすような産地偽装、原材料偽装や、期限表示の改ざんなどの事件は全国的に発生しており、九州地方においても、あさり、しじみの原産地偽装や、豆腐等の原料大豆の原産地の不適正表示などの事案が発生している。

一方、食品表示に関しては、従来、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の 3 法により各々別個に規定されていたものを統合し、包括的かつ一元的な食品表示基準や同基準違反に対する是正措置等を定めた食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）が平成 27 年 4 月から施行されており、この見直しに併せて、アレルギー表示に係るルールの改善、栄養成分表示の義務化など、32 年 3 月までに新制度への移行が必要とされている。

当局では、以上のような状況を踏まえ、食品表示制度の適切な運用を促進する観点から、九州管内の食品関連事業者における食品表示の取組状況、関係機関による指導監視の実施状況等を調査した。

特に、今回の調査では、当局が独自に店頭調査を行い、食品表示の実態を外形的に調査するとともに、当局では初めて、食品の DNA 分析等を民間の専門機関に委託して科学分析を行う調査手法を採用した。

その結果、店頭調査においては、不適切な表示が確認された上、新制度への移行が低調であることが判明した。また、抽出購入した食品について科学分析を行った結果、表示内容が正しくない可能性があるかと判別された食品が数点確認された。

さらに、関係機関による指導監視の取組内容等に関しては、i) 指導を行った違反事業者の一部を被疑情報が寄せられるまで指導監視対象として把握できていない、ii) 同一事業者が違反を再発しているが、立入検査の報告書に再発原因が記載されていない、iii) 遺伝子組換え原材料の分別生産流通管理の証明書による確認に係る意識が乏しい事業者がいる、iv) 被疑情報は指導監視上重要であるが、受付件数が大幅に減少している等の課題がみられた。

こうしたことから、当局では、必要な改善措置を九州農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センターに求めるとともに、県等の指導監視機関に対して、これらの調査結果を参考通知した。

本調査結果を、関係の行政機関や自治体のみならず、食品関連事業者、一般消費者においても、食品表示制度の適切な運用に向けて参考にさせていただければ幸いである。

総務省 九州管区行政評価局長

角田 祐一

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査の結果	
1 食品表示の現状	3
(1) 食品表示基準違反等の状況	3
ア 各指導監視機関の指導内容等からみた食品表示基準違反の状況	4
イ 当局の店頭調査でみられた不適切な食品表示の状況	6
ウ 当局の科学分析調査（委託実施）による被疑情報の収集結果	7
(2) 新食品表示への移行状況	30
2 食品表示に関する指導監視の的確な実施	48
(1) 指導監視対象事業者の的確な把握	48
(2) 同一事業者の再発事案に係る再発原因調査の実施	57
(3) 被疑情報の把握から指導等までの処理期間の状況	65
(4) 遺伝子組換えに関する表示に係る監視の確実な実施	68
3 食品関連事業者及び一般消費者に対する食品表示制度の普及啓発等	88
(1) 被疑情報の受付に係る周知	88
(2) 食品関連事業者に対する食品表示制度の普及啓発	108
(3) 一般消費者に対する食品表示制度の普及啓発	128

説明図表目次

1 食品表示の現状

(1) 食品表示基準違反等の状況

図表 1-(1)-①	食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）	10
図表 1-(1)-②	不適正な食品表示に係る命令、指示、指導の根拠規定	12
図表 1-(1)-③	食品の主な義務表示事項別の指導監視機関一覧（福岡県、佐賀県関係）	13
図表 1-(1)-④	九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の措置者別、命令・指示・指導別の実績（平成 23～27 年度）	14
図表 1-(1)-⑤	九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の命令実績（平成 23～27 年度）	14
図表 1-(1)-⑥	九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指示実績（平成 23～27 年度）	15
図表 1-(1)-⑦	九州管内の広域事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指導実績（九州農政局）（平成 23～27 年度）	15
図表 1-(1)-⑧	九州管内の広域事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指導実績の内訳（九州農政局）（平成 23～27 年度）	
	i 品目区分別構成比	16
	ii 違反内容別構成比	16
	iii 品目区分と違反内容のクロス集計構成比	17
	iv 畜産物（生鮮）の原産地の誤表示・欠落の品目別構成比	17
	v 畜産物（生鮮）の原産地の誤表示・欠落の違反内容別構成比	18
図表 1-(1)-⑨	福岡県及び佐賀県の県域事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指導実績（平成 23～27 年度）	18
図表 1-(1)-⑩	違反事案のホームページへの掲載状況	19
図表 1-(1)-⑪	総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）（抜粋）	19
図表 1-(1)-⑫	当局の店頭調査でみられた不適切な食品表示の状況	20
図表 1-(1)-⑬	遺伝子組換えとは	23
図表 1-(1)-⑭	科学分析の内容及び結果	24
図表 1-(1)-⑮	アレルギー表示に係る規定	25
図表 1-(1)-⑯	科学分析によって食品表示が正しくない可能性があるると判別された食品	26
図表 1-(1)-⑰	アレルギー表示の要否に係る基準	27
図表 1-(1)-⑱	「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月消費者庁食品表示企画課）（抜粋）	29

(2) 新食品表示への移行状況

図表 1-(2)-①	食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の平成 13 年改正条文（抜粋）	33
------------	--	----

図表 1-(2)-②	特定原材料の表示を省略できる特定加工食品及びその拡大表記（旧基準）	34
図表 1-(2)-③	「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者 庁次長通知）（抜粋）.....	35
図表 1-(2)-④	「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月消費者庁食品表示企画課）（抜粋）	36
図表 1-(2)-⑤	特定原材料の表示例（個別表記、一括表示の例）.....	37
図表 1-(2)-⑥	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の改正前条文（抜粋）.....	38
図表 1-(2)-⑦	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）（抜粋）.....	38
図表 1-(2)-⑧	容器包装に入れられた加工食品の栄養成分表示.....	39
図表 1-(2)-⑨	加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号。最 最終改正 平成 24 年 6 月 11 日消費者庁告示第 5 号）（抜粋）.....	40
図表 1-(2)-⑩	加工食品の原材料の表示例.....	41
図表 1-(2)-⑪	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）（抜粋）.....	42
図表 1-(2)-⑫	「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月消費者庁食品表示企画課）（抜粋）	44
図表 1-(2)-⑬	加工食品の原材料の表示例.....	44
図表 1-(2)-⑭	食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）及び食品表示基準（平成 27 年内閣 府令第 10 号）（抜粋）.....	45
図表 1-(2)-⑮	「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費 者庁次長通知）（抜粋）.....	46
図表 1-(2)-⑯	新食品表示制度への移行の猶予期間と速やかな表示の切替えに関する消費 者庁の見解（抜粋）.....	46
図表 1-(2)-⑰	新食品表示への移行状況.....	47
図表 1-(2)-⑱	新ルールに適合した表示となっている加工食品の状況.....	47

2 食品表示に関する指導監視の的確な実施

(1) 指導監視対象事業者の的確な把握

図表 2-(1)-①	事業者データマスタの主な登録情報.....	52
図表 2-(1)-②	事業者データマスタ事業域別・業種別の県別店舗数（平成 27 年 12 月末時 点）.....	52
図表 2-(1)-③	九州農政局県域拠点における事業者データマスタの登録情報の更新状況.....	53
図表 2-(1)-④	行政指導を行った事業者に係る事業者データマスタの登録状況.....	53
図表 2-(1)-⑤	把握方法の工夫により事前に事業者情報を把握できたとみられる例.....	54
図表 2-(1)-⑥	小売業に係る事業者データマスタ登録の広域店舗数と農林水産省が商業統 計を基に比例按分で示す一般調査実施店舗数の県別割合の乖離状況.....	55
図表 2-(1)-⑦	新規出店の直後に、過失により、品質表示違反が発生している事例.....	56
図表 2-(1)-⑧	抽出調査した新規出店の総合スーパー等に対する一般調査の実施状況等.....	56

(2) 同一事業者の再発事案に係る再発原因調査の実施

図表 2-(2)-①	食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の指示及び指導並びに公表の指針（平成 27 年 3 月 20 日消費者庁、国税庁、農林水産省）	60
図表 2-(2)-②	調査対象指導件数に占める同一事業者への指導件数	61
図表 2-(2)-③	同一事業者に対する複数回指導事案の概要	62

(3) 被疑情報の把握から指導等までの処理期間の状況

図表 2-(3)	福岡県拠点における被疑情報受付後の回付の状況	67
----------	------------------------	----

(4) 遺伝子組換えに関する表示に係る監視の確実な実施

図表 2-(4)-①	食品表示基準（平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号）（抜粋）	74
図表 2-(4)-②	遺伝子組換えに関する表示の区分図（大豆、とうもろこし等 8 農産物の 33 加工食品に係るもの）	76
図表 2-(4)-③	「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）（抜粋）	77
図表 2-(4)-④	「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換え原料（大豆、とうもろこし）確保のための流通マニュアル」（平成 13 年 12 月農林水産省総合食料局品質課改訂（一般財団法人食品産業センター受託））により示されている証明書の発行・保管方法	79
図表 2-(4)-⑤	バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針（「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の別添）（抜粋）	80
図表 2-(4)-⑥	「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月消費者庁食品表示企画課）（抜粋）	80
図表 2-(4)-⑦	FAMIC 福岡センターにおける遺伝子組換えに関する表示に係る検査（定性検査）、分別生産流通管理の実施状況調査及び遺伝子組換え体の混入率検査（定量検査）の実施状況（平成 23～27 年度）	81
図表 2-(4)-⑧	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）	81
図表 2-(4)-⑨	遺伝子組換えに関する表示に係る科学分析の手法、分析結果等	82
図表 2-(4)-⑩	分別生産流通管理の実施状況調査における分別生産流通管理を証明する書類の発行等の状況及びその記録の状況（平成 27 年度）	83

3 食品関連事業者及び一般消費者に対する食品表示制度の普及啓発等

(1) 被疑情報の受付に係る周知

図表 3-(1)-①	法の相談・被疑情報の受付窓口の設置状況（平成 27 年 4 月 1 日以降）	94
------------	--	----

図表 3-(1)-②	農林水産省の地方支分部局の組織再編の内容等(平成 27 年 10 月 1 日実施)	95
図表 3-(1)-③	九州農政局及び FAMIC 福岡センターが受付の対象とする表示事項(平成 27 年 4 月 1 日以降)	96
図表 3-(1)-④	食品表示に関する相談、被疑情報の受付窓口の周知方法(平成 28 年 7 月時点)	97
図表 3-(1)-⑤	九州農政局のホームページにおける食品表示 110 番の周知内容(概要)	98
図表 3-(1)-⑥	九州農政局ホームページのうち県域拠点の部分における食品表示 110 番の周知内容	99
図表 3-(1)-⑦	FAMIC 福岡センターにおける広報誌等による食品表示 110 番の周知状況	100
図表 3-(1)-⑧	調査対象機関における被疑情報の受付実績(平成 23~27 年度)	101
図表 3-(1)-⑨	九州農政局における被疑情報の受付件数の推移	102
図表 3-(1)-⑩	九州農政局における食品表示 110 番での被疑情報の受付を端緒とした指導件数(平成 23~27 年度)	103
図表 3-(1)-⑪	九州農政局における食品表示 110 番の受付件数(平成 23~27 年度)	104
図表 3-(1)-⑫	福岡県における食品表示 110 番の受付件数(平成 23~27 年度)	105
図表 3-(1)-⑬	九州農政局及び同局県域拠点に対する県からの被疑情報の回付件数(平成 23~27 年度)	106
図表 3-(1)-⑭	福岡市の市政アンケート(平成 27 年度第 2 回)の結果(抜粋)	107

(2) 食品関連事業者に対する食品表示制度の普及啓発

図表 3-(2)-①	独立行政法人農林消費安全技術センター業務方法書(制定認可:平成 13 年 4 月 2 日付け農林水産省指令 13 総合第 1 号)(抜粋)	112
図表 3-(2)-②	「福岡県食の安全対策基本方針」(平成 16 年 3 月策定)に掲げられている「食品の安全確保対策の 8 つの柱」	113
図表 3-(2)-③	「福岡県食の安全対策基本方針」(平成 16 年 3 月策定)で掲げられている「福岡県における食の安全対策イメージ図」	113
図表 3-(2)-④	「福岡県食の安全対策基本方針」(平成 16 年 3 月策定)に掲げられている食品表示制度の普及啓発に関する取組(抜粋)	114
図表 3-(2)-⑤	佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例(平成 26 年佐賀県条例第 60 号)(抜粋)	115
図表 3-(2)-⑥	「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」(平成 27 年 3 月策定)に掲げられている食品表示制度の普及啓発に関する取組(抜粋)	115
図表 3-(2)-⑦	佐賀県食品表示責任者設置促進事業実施要領(平成 18 年 2 月 1 日策定)(抜粋)	116
図表 3-(2)-⑧	九州農政局管内の食品事業者表示適正化技術講座の開催状況(平成 23~27 年度)	117

図表 3-(2)-⑨	九州農政局管内の食品事業者表示適正化技術講座の内容及び配布資料(平成 23～26 年度) ……………	118
図表 3-(2)-⑩	福岡県拠点及び佐賀県拠点における食品関連事業者を対象とした食品表示普及啓発の実施状況(平成 23～27 年度) ……………	119
図表 3-(2)-⑪	福岡県拠点における食品関連事業者を対象とした食品表示普及啓発の実施概要(平成 27 年度) ……………	119
図表 3-(2)-⑫	福岡県拠点において食品関連事業者団体会員を対象にした食品表示に係る研修会への要請に対する対応例(平成 27 年度) ……………	120
図表 3-(2)-⑬	佐賀県拠点において佐賀県内の地方公共団体主催の新規就農者を対象にした食品表示に係る研修会への要請に対する対応例(平成 27 年度) ……	120
図表 3-(2)-⑭	FAMIC 福岡センターにおける食品関連事業者対象の食品表示講習会の開催状況(平成 23～27 年度) ……………	121
図表 3-(2)-⑮	福岡県における食品関連事業者への食品表示制度の普及啓発の実施状況(平成 23～27 年度) ……………	122
図表 3-(2)-⑯	福岡県が平成 27 年度に開催した食品表示制度の主な普及啓発の主な内容等 ……………	123
図表 3-(2)-⑰	佐賀県における食品関連事業者への食品表示制度の普及啓発の実施状況(平成 23～27 年度) ……………	124
図表 3-(2)-⑱	佐賀県作成の「食品表示ニュースレター」の発行状況(平成 24～27 年度) ……………	125
図表 3-(2)-⑲	佐賀県が平成 27 年度に開催した食品表示制度の主な普及啓発の主な内容等 ……………	126
図表 3-(2)-⑳	食品表示に関する九州管内の関係機関の連携……………	127
図表 3-(2)-㉑	九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議の開催状況(平成 23～27 年度) ……………	127

(3) 一般消費者に対する食品表示制度の普及啓発

図表 3-(3)-①	「福岡県食の安全対策基本方針」(平成 16 年 3 月策定)に掲げられている食品表示制度の普及啓発に関する取組(抜粋) ……………	130
図表 3-(3)-②	「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」(平成 27 年 3 月策定)に掲げられている食品表示制度の普及啓発に関する取組(抜粋) ……………	130
図表 3-(3)-③	福岡県拠点及び佐賀県拠点における消費者への食品表示普及啓発の実施状況(平成 23～27 年度) ……………	131
図表 3-(3)-④	福岡県における消費者への食品表示普及啓発の実施状況(平成 23～27 年度) ……………	132
図表 3-(3)-⑤	佐賀県における消費者への食品表示普及啓発の実施状況(平成 23～27 年度) ……………	132

附属資料

- 附属資料 1 九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指示
一覧（平成 23～27 年度）…………… 133
- 附属資料 2 九州管内の広域事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指導一覧
（九州農政局）（平成 23～27 年度）…………… 135

第1 調査の目的等

1 目的

この実態調査は、食品摂取に際しての安全性の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を推進する観点から、食品関連事業者における食品表示の取組状況、関係機関による指導監視等の体制、実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省九州農政局

(2) 関連調査対象機関

独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター

(3) 調査協力団体

福岡県、佐賀県、食品関連事業者

3 担当部局

九州管区行政評価局

本実態調査の実実施計画の検討、結果報告書の取りまとめ等に当たっては、次の有識者から助言、意見等を得て実施した（敬称略・五十音順）。

氏名	職名
井上 裕之	株式会社西日本新聞社論説委員長
岩本 諭	国立大学法人佐賀大学経済学部教授・学長補佐 特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム理事長
嶋田 暁文	国立大学法人九州大学法学研究院准教授
高山 史子	行政相談委員
久留 百合子	株式会社ビスネット代表取締役 消費生活アドバイザー

また、本実態調査の実実施に当たっては、「地方の行政課題に係る情報収集体制等強化事業」を活用し、収集した食品のDNA分析等を民間の専門機関に委託して、食品内容を正しく反映した食品表示となっているか等について科学的な分析を行った。

4 実施時期

平成 28 年 5 月～10 月

第2 調査の結果

1 食品表示の現状

(1) 食品表示基準違反等の状況

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>食品表示に関しては、従来、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「旧JAS法」という。平成25年改正により「農林物資の規格化等に関する法律」（以下「JAS法」という。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）の3法により各々別個に規定されていたものを統合し、包括的かつ一元的な食品表示基準や同基準違反に対する是正措置等を定めた食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）が平成25年6月に公布、27年4月から施行されている。</p> <p>食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）、輸入（当該食品の販売をしない者を除く。）又は販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）は、法第5条により、法第4条で定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。）の遵守が義務付けられ、一方、内閣総理大臣、農林水産大臣及び財務大臣は、法第8条により、必要があると認めるときは、食品関連事業者の事務所等に職員を立ち入らせ、食品表示の状況等を検査させることができることとされている。</p> <p>不適正な表示があった場合の是正措置としては、法第6条第1項及び第3項により、内閣総理大臣、農林水産大臣及び財務大臣は、食品表示基準を遵守しない食品関連事業者に対して、食品表示基準を遵守すべき旨の指示をすることができ、法第6条第5項により、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったときは、内閣総理大臣が、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされている。また、法第6条第8項により、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があるときは、内閣総理大臣は、食品関連事業者及び食品の販売をする者に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部もしくは一部を停止すべきことを命ずることができることとされている。さらに、法第7条により、指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならないこととされている。</p> <p>なお、違反に常習性がなく過失による一時的なものであるなど一定の要件を満たす違反に対しては、指示ではなく指導を行うこととされている（後述2-(2)参照）。</p> <p>また、食品表示については、内閣総理大臣（消費者庁）が全般を所管し、農林水産大臣が酒類を除く食品の名称、原材料名、原産地、遺伝子組換え等の品質に係る事項（以下「品質事項」という。）についての指示等の権限を有しており、財</p>	<p></p> <p>図表1-(1)-①</p> <p>図表1-(1)-②</p> <p>図表1-(1)-① (再掲)</p>

務大臣が同様に酒類の品質事項についての指示等の権限を有している。

さらに、それぞれ大臣権限が地方支分部局、都道府県等に委任等されており、酒類を除く食品の表示事項のうち、品質事項については、店舗等が複数の都道府県の区域にある食品関連事業者（以下「広域事業者」という。）の店舗等を地方農政局（複数のブロックの区域にある食品関連事業者は農林水産大臣）が担当し、店舗等が一の都道府県の区域にのみある食品関連事業者（以下「県域事業者」という。）の店舗等を都道府県の農林水産部局等（店舗等が一の指定都市の区域にのみある食品関連事業者は指定都市）が担当している。また、名称、賞味・消費期限、アレルギー表示、保存方法等の食品を摂取する際の安全性に係る事項（以下「衛生事項」という。）を保健所等の都道府県の衛生部局（保健所設置市・特別区の区域にある食品関連事業者は保健所設置市・特別区）が担当しており、栄養成分等栄養に係る事項（以下「保健事項」という。）を都道府県の健康増進部局（保健所設置市・特別区の区域にある食品関連事業者は保健所設置市・特別区）が担当している。

食品表示に係る根拠基準は法に基づく食品表示基準に一本化されたものの、関係機関はなお多岐に及んでいる。調査対象とした九州農政局、福岡県及び佐賀県における広域・県域別・食品表示事項別の担当部局（以下「指導監視機関」という。）は図表 1-(1)-③のとおりである。

図表 1-(1)-③

【調査の結果】

ア 各指導監視機関の指導内容等からみた食品表示基準違反の状況

(7) 品質事項

(命令案件)

平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間に九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反(23 年度から 26 年度までは旧 J A S 法に基づく品質表示基準違反。以下同じ。)に係る命令は、福岡県が県域事業者に行った 2 件のみであり、品目は、いずれも「たけのこ水煮」である。なお、国が行った命令はない（命令は消費者庁の権限）。

図表 1-(1)-④

図表 1-(1)-⑤

(指示案件)

平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間に九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反に係る指示は 37 件行われており、措置者別では、国が 13 件（35.1%）、県が 24 件（64.9%）であり、広域事業者に比べ県域事業者に対する指示が多い。

図表 1-(1)-④

（再掲）

また、事業者所在地別にみると、福岡県が 21 件（56.8%）と最も多く、次いで、佐賀県 6 件（16.2%）、熊本県及び大分県が同数の 4 件（10.8%）と続き、北部九州の事業者に対する指示が多くみられる。

さらに、品目別にみると、「しじみ」が 13 件（35.1%）で最も多く、次に「あさり」が 6 件（16.2%）と続き、貝類に対する指示が多くみられる。

附属資料 1

<p>5年間の推移をみると、平成24年度は16件であったが、その後減少しており、27年度は1件である。</p>	<p>図表1-(1)-⑥</p>
<p>(指導案件)</p>	
<p>九州農政局では、平成23年度から27年度までの5年間に九州管内の食品関連事業者による食品表示基準違反に対し、212件の指導を行っている。品目区分別では、「畜産物(生鮮)」が53件(25.0%)と最も多く、次いで、「水産加工品」35件(16.5%)、「農産加工品」31件(14.6%)と続く。</p>	<p>図表1-(1)-④ (再掲) 図表1-(1)-⑦ 図表1-(1)-⑧ i 図表1-(1)-⑧ ii</p>
<p>また、違反内容別では、「原産地の誤表示・欠落」が91件(42.9%)と半数近くを占め、次いで、「原材料名の誤表示・欠落」が39件(18.4%)と両内容で6割を超えている。</p>	
<p>さらに、品目区分別と違反内容別をクロス集計すると、「畜産物(生鮮)の原産地の誤表示・欠落」が44件(20.8%)と突出しており、次いで、「水産物(生鮮)の原産地の誤表示・欠落」と「農産物(生鮮)の原産地の誤表示・欠落」が同数の23件(10.8%)、「農産加工品の原材料名の誤表示・欠落」が13件(6.1%)と続く。</p>	<p>図表1-(1)-⑧ iii</p>
<p>「畜産物(生鮮)の原産地の誤表示・欠落」44件について、品目で分析すると、「牛肉」が28件(63.6%)と過半数を占め、次いで、「豚肉」12件(27.3%)、「鶏肉」2件(4.5%)となっている。また、違反内容別にみると、「A県産をB県産と誤表示」した案件が20件(45.5%)と半数近くを占め、次いで、「外国産を国産と誤表示」した案件が12件(27.3%)、「C国産をD国産と誤表示」した案件が6件(13.6%)となっている。</p>	<p>図表1-(1)-⑧ iv 図表1-(1)-⑧ v</p>
<p>5年間の推移をみると、平成23年度が69件で最も多く、その後は30~40件前後で推移している。</p>	<p>図表1-(1)-⑦ (再掲)</p>
<p>一方、福岡県及び佐賀県が、平成23年度から27年度までの5年間に食品関連事業者に対して実施した食品表示基準違反に係る指導は、21件(福岡県18件、佐賀県3件)であり、品目別にみると、「たけのこ(たけのこ水煮)」が5件(23.8%)と最も多く、次いで、「あさり」3件(14.3%)、「うなぎ加工品」2件(9.5%)、「精米」2件(9.5%)となっている。</p>	<p>図表1-(1)-④ (再掲) 図表1-(1)-⑨</p>
<p>(イ) 衛生事項(福岡県及び佐賀県)</p>	
<p>福岡県が平成23年度から27年度までの5年間に同県内の食品関連事業者に対して行った食品表示基準違反(23年度から26年度までは食品衛生法に基づく表示基準違反。以下同じ。)に係る文書による指導は297件である。内訳をみると、福岡県が重点的に収去検査の対象としていることもあり、添加物の表示違反が58件(19.5%)であり、そのうち「漬けもの」が26件(44.8%)と最も多い。また、アレルギーの表示違反は8件であり、「菓子類」が多い。その他の違反としては、「製造所所在地の表示不備」、「賞味期限等の記載不備」が挙げられ</p>	

る。

同様に、佐賀県が平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間に行った文書等による指導は 23 件であり、そのうち「アレルギー表示の欠落」が 5 件 (21.7%)、「表示が全般的に欠落」している案件が 4 件 (17.4%) となっている。

(ウ) 保健事項（福岡県及び佐賀県）

平成 27 年の法施行以降、福岡県及び佐賀県ともに保健事項に係る食品表示基準違反に対する指導は行われていない。

(イ) 違反事案のホームページへの掲載状況

九州農政局は、同局のホームページに、指示案件は 3 年間掲載することとしている。指導案件については、農林水産省のホームページに事業者所在地、品目、違反内容等の概要を掲載している（平成 22 年度以降）。

福岡県では、命令案件及び指示案件は掲載日の翌年度の 3 月 31 日まで掲載することとしており、指導案件については掲載していない。

佐賀県では、命令案件及び指示案件については、改善報告の期限日まで掲載することとしており、指導案件については掲載していない。

図表 1-(1)-⑩

イ 当局の店頭調査でみられた不適切な食品表示の状況

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報源となっている。

今回、当局では、食品関連事業者に対して、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項による協力を求めて、福岡県及び佐賀県内の総合スーパー、食料品スーパー及びディスカウントショップ 7 店舗（広域事業者）並びに産地直売所 3 店舗（県域事業者）の計 10 店舗における食品表示の状況を実地に調査した（調査は、テナントとして入店している事業者を含めて実施した。）。

その結果、意図的な表示偽装等は認められなかったが、次のような食品関連事業者の注意不足、食品表示制度の理解不足を原因とする不適切な表示が 10 店舗中 8 店舗において確認された。

これらの中には、義務表示事項の欠落、二重表示等により消費者が食品の内容を正しく理解できないものや混乱を招くおそれのあるもの、あるいは、誤った表示に基づいて保存や摂取を行った場合、安全面での問題が懸念されるものがみられる。

なお、これら不適切な表示については、その場で店長等の食品表示責任者に連絡するとともに、必要に応じて当局から担当の指導監視機関に通報し、当該指導監視機関から改善方策の指導が行われており、改善済み又は改善予定となっている。

図表 1-(1)-⑪

図表 1-(1)-⑫

<p>(ア) 表示された義務表示事項等の上に値下げシール等が貼られているため、義務表示事項等の一部が見えなくなっているもの (10 店舗中 3 店舗)</p> <p>(イ) 見切品コーナーの野菜等について、一律に「見切品野菜」等と表示され、名称、原産地の表示が欠落しているもの (10 店舗のうち、見切品コーナーのある 7 店舗中 3 店舗)</p> <p>(ウ) 産地直売所、スーパーの産地直売コーナーにおいて、「しいたけ」に「きゅうり」の名称表示を行うなど明らかな間違いがあるもの (10 店舗のうち、産地直売を行っている 7 店舗中 2 店舗)</p> <p>(エ) 原産地、原料原産地が二重表示となっているもの (10 店舗中 4 店舗)</p> <p>(オ) 弁当、惣菜において、アレルギーの表示が欠落している等、アレルギーに関する表示が不適切なもの (10 店舗中 3 店舗)</p> <p>(カ) 賞味期限の表示が欠落している等、消費期限又は賞味期限の表示が不適切なもの (10 店舗中 2 店舗)</p> <p>(キ) 製造者と加工・販売者がそれぞれに表示した保存方法の表示内容（保存温度）が異なるもの (10 店舗中 2 店舗)</p>	
<p>ウ 当局の科学分析調査（委託実施）による被疑情報の収集結果</p>	
<p>食品表示については、一般消費者に対し、食品の安全性に係る情報や商品選択上の判断を行うための情報を提供する上で重要な役割を果たしていることから、法第 5 条により、食品関連事業者は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならないとされている。</p>	<p>図表 1-(1)-① (再掲)</p>
<p>しかし、上述のとおり、関係機関による指導監視は行われているものの、依然として不適正な食品表示は発生している。このため、食品表示について不安を感じる一般消費者は多いが、食品を購入する際に、例えば、含まれるアレルギーの種類、原料原産地、遺伝子組換えでない等の表示について、一般消費者がその内容の真正性を確認することは困難である。</p>	<p>図表 1-(1)-⑬</p>
<p>今回、当局では、上述イの外形的な食品表示状況調査に加えて、福岡県及び佐賀県内において、割安感があるなどの食品 62 点を抽出購入し、i) 表示されていないアレルギー（えび、そば、小麦等食品表示基準により定める特定原材料）が含まれていないか（対象 17 点）、ii) 原材料表示は適正か（対象 15 点）、iii) 原産地・原料原産地表示は適正か（対象 23 点）、及び iv) 遺伝子組換え原材料を使用していない旨の表示は適正か（対象 7 点）の 4 事項について、民間分析機関に委託して科学分析を行った結果、次のとおり、3 点（4.8%）について、食品表示が正しくない可能性があるものがみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-⑭</p>
<p></p>	<p>図表 1-(1)-⑮</p>
<p>(ア) アレルギー（特定原材料）</p>	<p>図表 1-(1)-⑯</p>

<p>消費者庁の基準及び説明資料により、食品に1g当たり10μg（マイクログラム）以上のアレルゲン（特定原材料）が含まれる場合には、個人差はあるものの、アレルギー症状を誘発することから、アレルギー表示をすることとされている。</p> <p>しかし、アレルゲンの分析対象とした17点のうち1点から、表示のないアレルゲン（そば）が1g当たり20μg以上検出された（そうめん：1点）（注1）。</p> <p>また、当該食品については、製造工程において表示外のアレルゲンが意図せず混入する可能性があることを注意喚起する表示（注2）は、行われていなかった。</p> <p>（注）1 1μgは100万分の1gである。</p> <p>なお、委託した分析では、検出量の上限は、20μgまで（定量範囲：1～20μg）となっている。</p> <p>2 注意喚起する表示の例：「本品製造工場では、そばを含む製品を生産しています。」</p> <p>また、このほかに、6点から、上記の基準からみてアレルギー表示の必要はないものの、表示されていないアレルゲン（小麦）が食品1g当たり2.3μgないし3.2μg検出された（全て加工魚介類）。</p> <p>(イ) 原材料</p> <p>分析対象とした15点について、食品表示が正しくない可能性があるとは判別されたものは、みられなかった。</p> <p>(ウ) 原産地・原料原産地</p> <p>原産地・原料原産地の分析対象とした23点について、DNA解析による産地分析を行ったところ、このうち2点について、「国産」と表示されていないながら、「外国産又は外国産を含む。」と判別された（国産牛肉：2点）。</p> <p>なお、複数の飼養地のうち日本国内で最も長く飼養されており日本産（国産）と表示できる牛肉であっても、外国産牛のDNAを持つ種であれば、外国産と判別されることがある。</p> <p>(エ) 遺伝子組換え食品</p> <p>分析対象とした7点について、食品表示が正しくない可能性があるとは判別されたものは、みられなかった。</p>	<p>図表1-(1)-⑰</p>
<p>当局は、科学分析の結果、食品表示が正しくない可能性があるとは判別されたものについて、担当する指導監視機関に対し、速やかに分析結果の通知を行った。</p>	<p>図表1-(1)-⑱</p>
<p>当局は、科学分析の結果、食品表示が正しくない可能性があるとは判別されたものについて、担当する指導監視機関に対し、速やかに分析結果の通知を行った。</p>	<p>図表1-(1)-⑲ (再掲)</p>

<p>これを踏まえ、各指導監視機関において、必要な対応を実施している。</p> <p>なお、(ア)の加工魚介類 6 点については、「アレルギー物質を含む食品の検査方法」(平成 22 年 9 月 10 日付け消食表第 286 号消費者庁次長通知)により、基準に満たない検出量であった場合にも、指導監視機関においては製造記録を確認することとされていることに鑑み、当局は、該当の機関に対し、分析結果を通知している。</p>	<p>図表 1-(1)-⑰ (再掲)</p>
--	----------------------------

図表 1-(1)-① 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条（略）

2 （略）

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）
- 二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

（食品表示基準の策定等）

第 4 条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を 消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準 を定めなければならない。

- 一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が 遵守すべき事項

2～6 （略）

（食品表示基準の遵守）

第 5 条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

（指示等）

第 6 条 食品表示基準に定められた第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が 表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第 1 項第 2 号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 （略）

3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣（内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

4 （略）

5 内閣総理大臣は、第 1 項又は第 3 項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその

指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6～7 (略)

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(公表)

第7条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第8条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について 必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について 必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 財務大臣は、第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4～9 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-② 不適正な食品表示に係る命令、指示、指導の根拠規定

区分	根拠規定 (食品表示法等)	適用
命令	第 6 条第 5 項	内閣総理大臣は、第 1 項又は第 3 項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
	第 6 条第 8 項	内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。
指示	第 6 条第 1 項	食品表示基準に定められた表示事項が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。
	第 6 条第 3 項	表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。
指導	食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の指示及び指導並びに公表の指針 (平成 27 年 3 月 20 日消費者庁、国税庁、農林水産省)	食品表示基準に違反している食品関連事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。 ① 食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること。 ② 違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること。 ③ 事実と異なる表示があつた旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方策を講じていること。

(注) 「食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の指示及び指導並びに公表の指針」(平成 27 年 3 月 20 日消費者庁、国税庁、農林水産省)については、図表 2-(2)-①参照

図表 1-(1)-③ 食品の主な義務表示事項別の指導監視機関一覧（福岡県、佐賀県関係）

食品区分	主な義務表示事項	広域事業者(注4) (製造者・加工者・輸入者・販売者)	県域事業者(注4) (製造者・加工者・輸入者・販売者)
生鮮食品	①名称	九州農政局 福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課	福岡県食の安全・地産地消課 福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課
	②原産地	九州農政局	福岡県食の安全・地産地消課 佐賀県生活衛生課
加工食品	①名称	九州農政局 福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課	福岡県食の安全・地産地消課 福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課
	②原材料名	九州農政局	福岡県食の安全・地産地消課 佐賀県生活衛生課
	③原料原産地名	九州農政局	福岡県食の安全・地産地消課 佐賀県生活衛生課
	④添加物	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課
	⑤アレルギー	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課
	⑥遺伝子組換え食品表示に関する事項	九州農政局 福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課	福岡県食の安全・地産地消課 福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課
	⑦内容量等	九州農政局	福岡県食の安全・地産地消課 佐賀県生活衛生課
	⑧消費期限又は賞味期限	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課
	⑨保存の方法	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課
	⑩食品関連事業者の氏名・名称	九州農政局	福岡県食の安全・地産地消課 佐賀県生活衛生課
	⑪製造所等の所在地・製造者等の氏名等	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課	福岡県保健衛生課 佐賀県生活衛生課
	⑫栄養成分の量及び熱量	福岡県健康増進課 佐賀県健康増進課	福岡県健康増進課 佐賀県健康増進課

(注) 1 当局の調査結果による。

2 酒類を除く食品表示に係る指導監視機関について記載した。なお、本表記載の機関に加え、消費者庁が指導監視権限を有している。

3 広域事業者とは、店舗等が複数の都道府県の区域にある事業者をいい、県域事業者とは、店舗等が一の都道府県の区域にある事業者をいう。

4 品質事項について、主たる事務所及び事業所が一の指定都市の区域内のみにある食品関連事業者に対しては当該指定都市が指導監視している。

また、衛生事項及び保健事項については、本表の県（県保健所を含む。）のほか、保健所を設置する市が、広域事業者、県域事業者を問わず、当該市域内で営業する食品関連事業者を指導監視している。

5 消費者庁は、全ての表示事項を所管している。

図表 1-(1)-④ 九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の措置者別、命令・指示・指導別の実績（平成 23～27 年度）
（単位：件、％）

区 分		国（注 3）			県	計
		農林水産省	九州農政局	小計		
命令	件数	0	0	0	2	2
	構成比	0	0	0	100	100
指示	件数	8	5	13	24	37
	構成比	21.6	13.5	35.1	64.9	100
指導	件数	0	212	212	福岡県 18 佐賀県 3	-

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 県による指導については、九州 7 県のうち、福岡県及び佐賀県の 2 県に係る実績のみを掲載している。
 3 国の所管に係る事業者に対する命令権限は、消費者庁長官が有している。

図表 1-(1)-⑤ 九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の命令実績
（平成 23～27 年度）

措置者	命令年月	本社所在地	業務分類	主な品目と違反内容等
福岡県	平成 26 年 3 月	福岡県 (県域事業者)	農産加工 品販売者	「たけのこ水煮」について、少なくとも平成 25 年 7 月から 12 月の間に、「中国産」を「国産」と表示しておよそ 73 トンを販売し、26 年 2 月に指示を受けていたにもかかわらず、その後も少なくとも取引業者 14 社に対して「国産」と説明して販売
福岡県	26 年 7 月	福岡県 (県域事業者)	農産加工 品販売者	「たけのこ水煮」について、平成 20 年 2 月から 12 月の間に、「中国産」を「国産」と表示して少なくとも 281 トンを販売し、21 年 3 月に指示を受けていたにもかかわらず、25 年 2 月から 26 年 1 月の間に「中国産」を「国産」と表示して少なくとも 51 トンを販売

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 上記 2 件は、旧 J A S 法に基づく品質表示基準違反案件である。

図表 1-(1)-⑥ 九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指示実績
 （平成 23～27 年度）

（単位：件）

事業者所在地	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	5 か年計
福岡県	2	13	3	3	0	21
佐賀県	4	0	1	1	0	6
長崎県	0	0	0	0	1	1
熊本県	2	1	0	1	0	4
大分県	0	1	1	2	0	4
宮崎県	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	1	0	0	0	1
計	8	16	5	7	1	37

（注） 当局の調査結果による（附属資料 1 参照）。

図表 1-(1)-⑦ 九州管内の広域事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指導実績
 （九州農政局）（平成 23～27 年度）

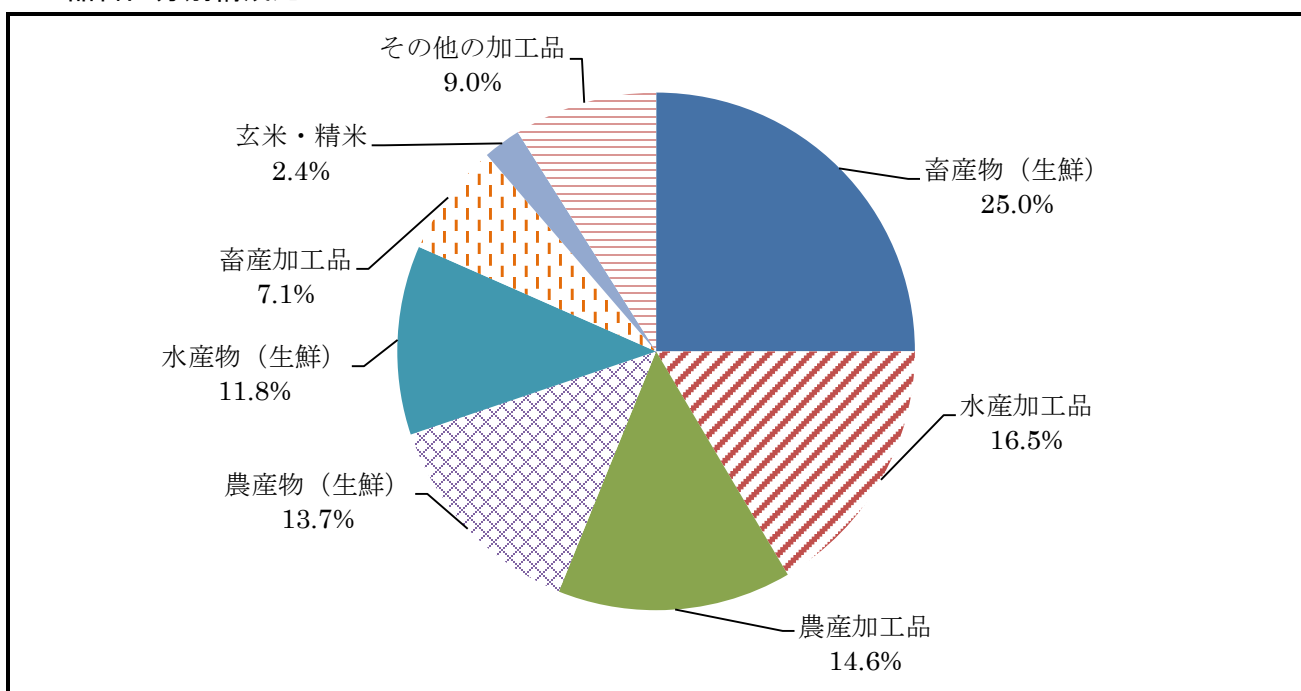
（単位：件）

事業者所在地	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	5 か年計
福岡県	39	9	24	18	17	107
佐賀県	4	6	5	3	4	22
長崎県	5	1	2	0	1	9
熊本県	6	5	3	10	5	29
大分県	3	3	3	0	2	11
宮崎県	7	3	3	2	4	19
鹿児島県	5	2	4	1	3	15
計	69	29	44	34	36	212

（注） 当局の調査結果による（附属資料 2 参照）。

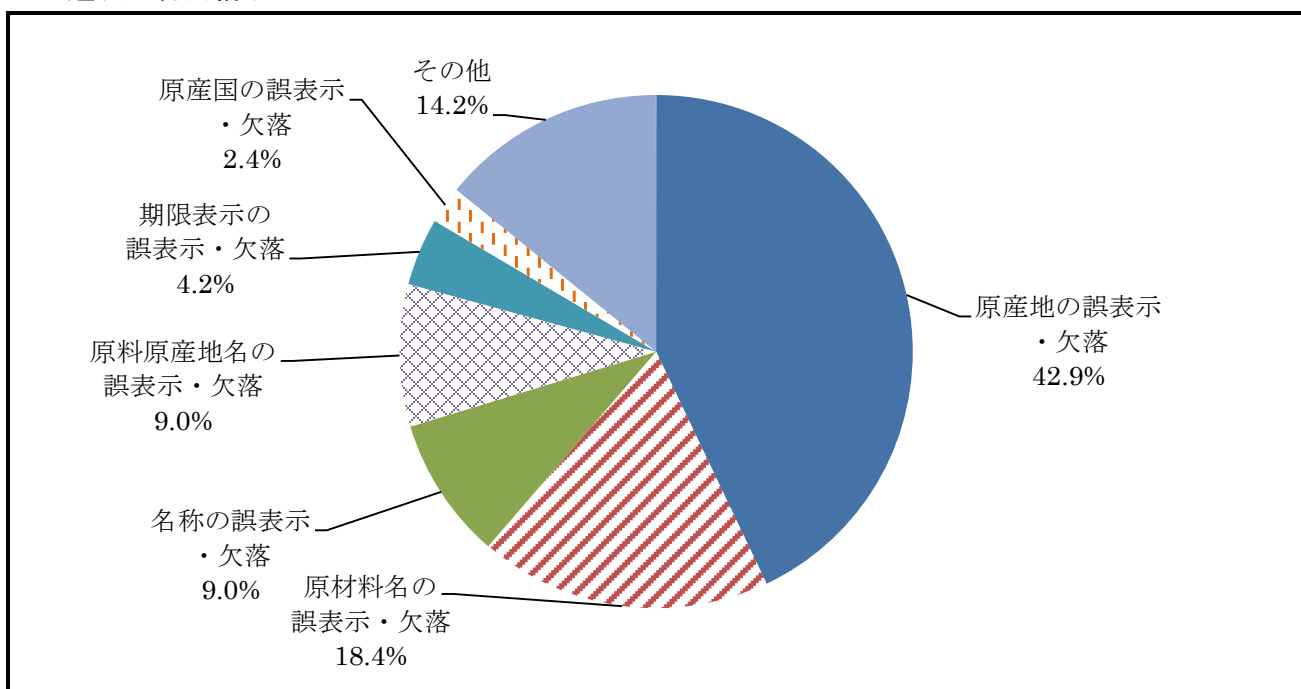
図表 1-(1)-⑧ 九州管内の広域事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指導実績の内訳
（九州農政局）（平成 23～27 年度）

i 品目区分別構成比



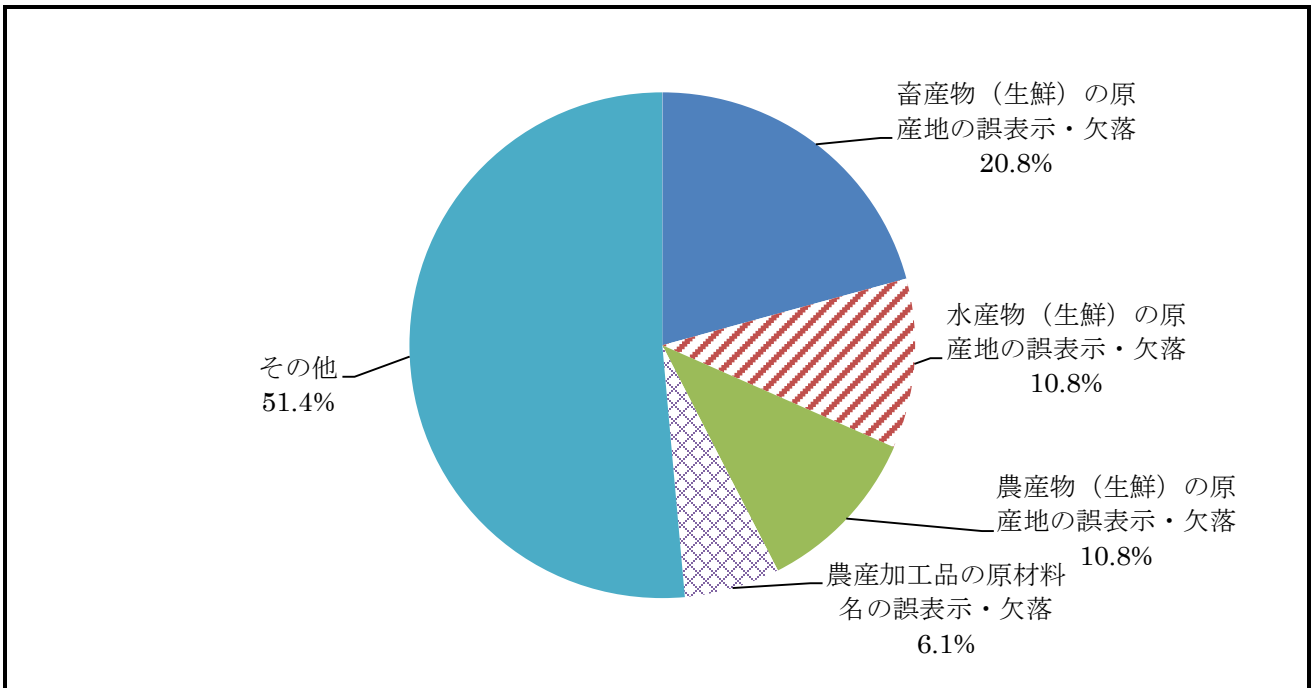
(注) 1 当局の調査結果による（附属資料 2 参照）。
2 構成比は、四捨五入により表記したため、合計が 100 とはならない。

ii 違反内容別構成比



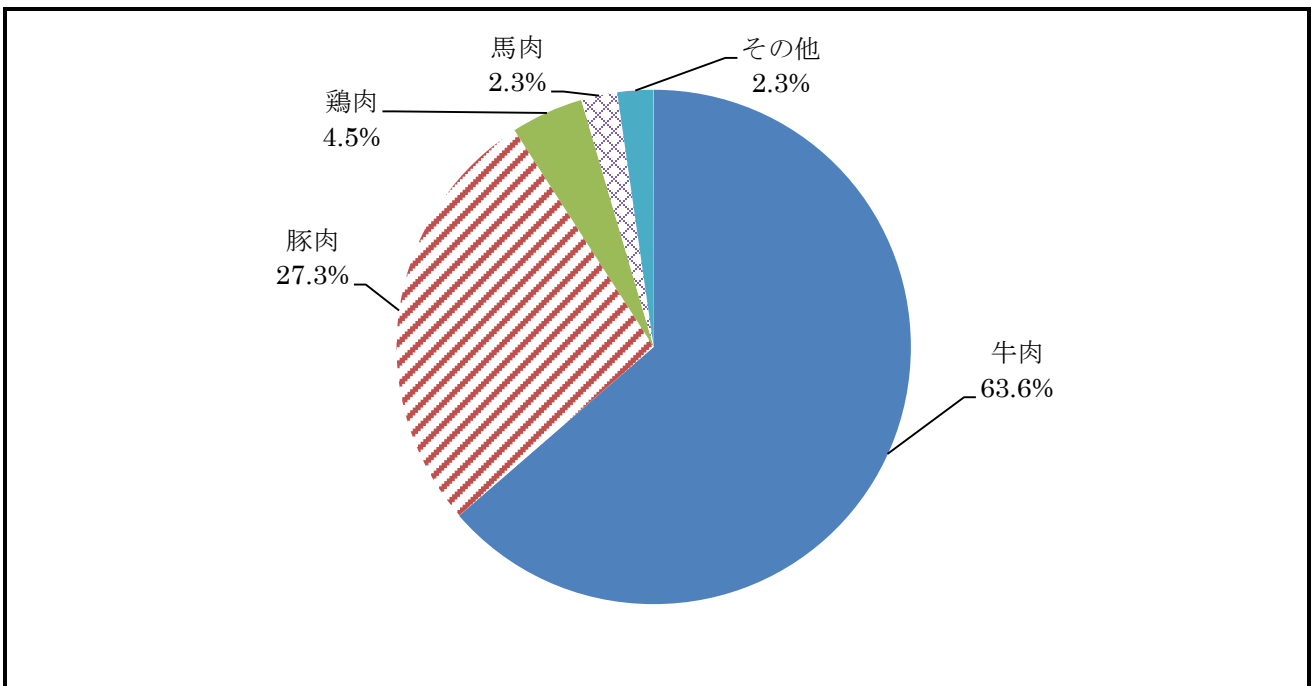
(注) 1 当局の調査結果による（附属資料 2 参照）。
2 構成比は、四捨五入により表記したため、合計が 100 とはならない。

iii 品目区分と違反内容のクロス集計構成比



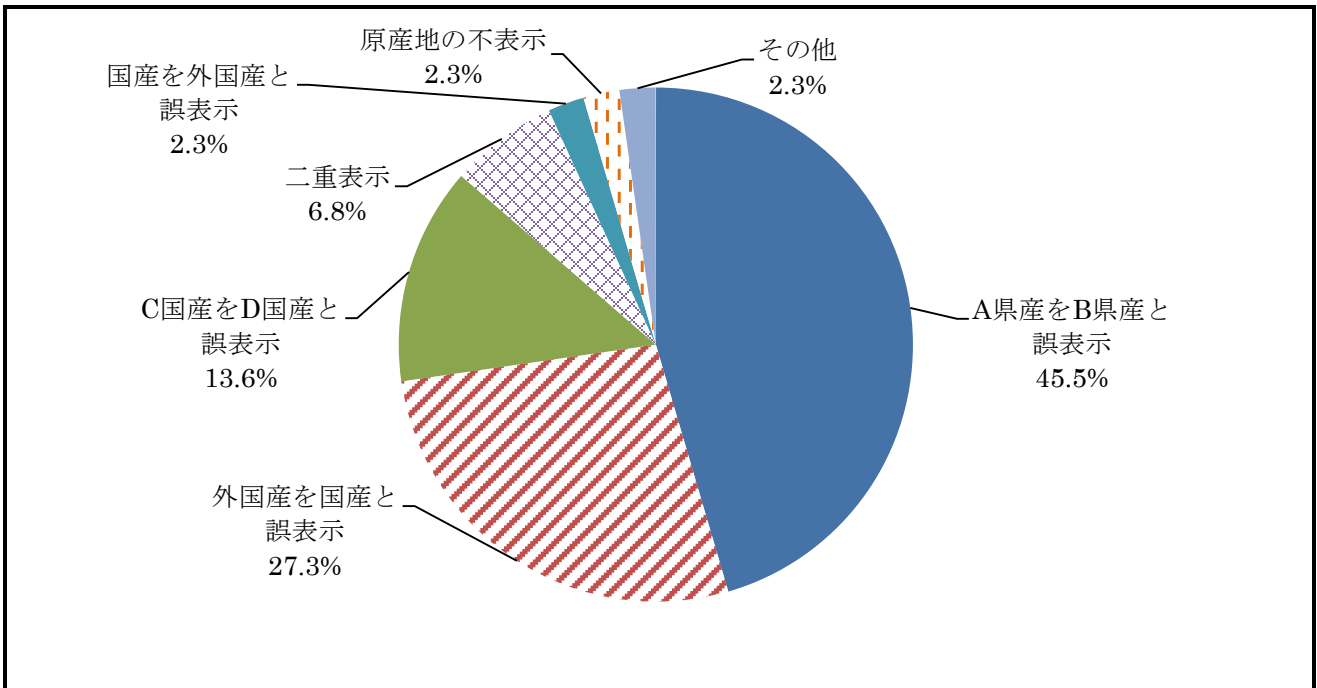
- (注) 1 当局の調査結果による（附属資料2参照）。
 2 構成比は、四捨五入により表記したため、合計が100とはならない。

iv 畜産物（生鮮）の原産地の誤表示・欠落の品目別構成比



- (注) 1 当局の調査結果による（附属資料2参照）。
 2 本表は、図表1-(1)-⑧-iiiの「畜産物（生鮮）の原産地の誤表示・欠落 20.8%」に係る品目別構成比を示す。

v 畜産物（生鮮）の原産地の誤表示・欠落の違反内容別構成比

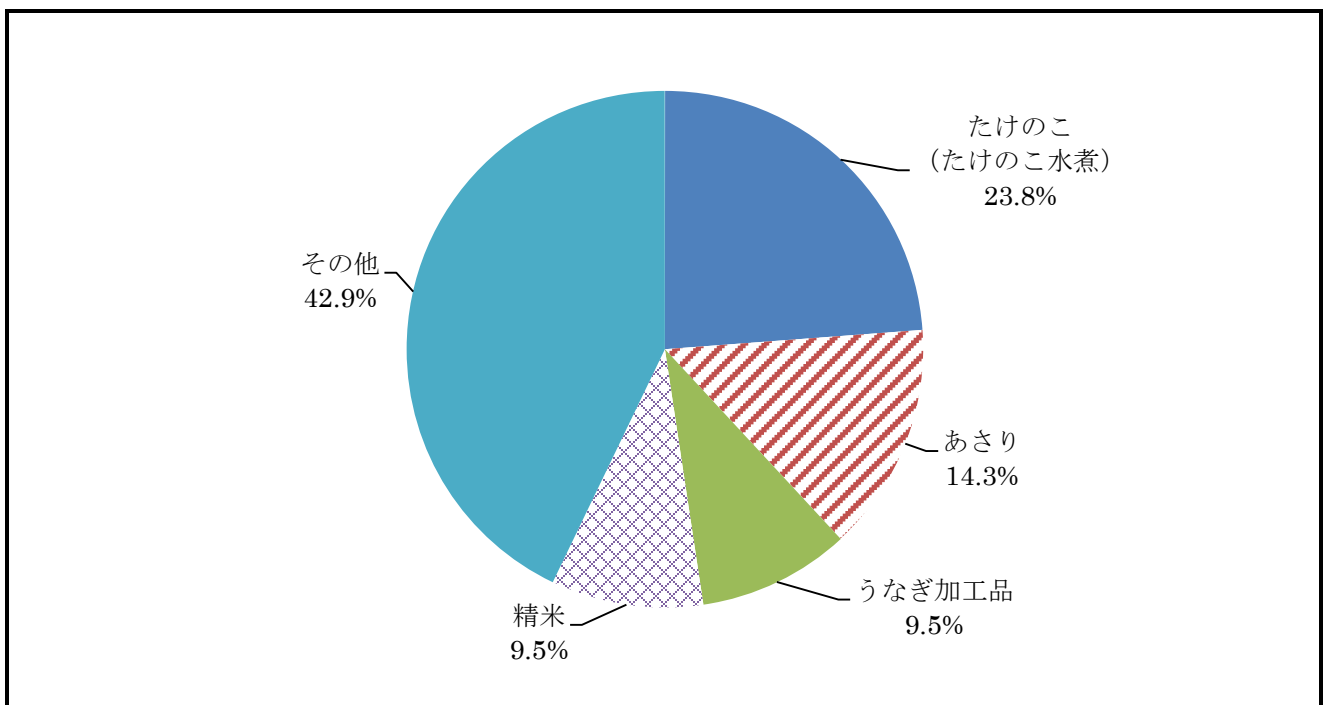


(注) 1 当局の調査結果による（附属資料2参照）。

2 構成比は、四捨五入により表記したため、合計が100とはならない。

3 本表は、図表1-(1)-⑧-iiiの「畜産物（生鮮）の原産地の誤表示・欠落20.8%」に係る違反内容別構成比を示す。

図表1-(1)-⑨ 福岡県及び佐賀県の県域事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指導実績（平成23～27年度）



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑩ 違反事案のホームページへの掲載状況


区 分	命令	指示	指導
九州農政局	—	3 年間	農林水産省のホームページに事業者所在地、品目、違反内容等を掲載（平成 22 年度から 27 年度まで）
福岡県	翌年度の 3 月 31 日まで		未掲載
佐賀県	改善報告の期限日まで		未掲載

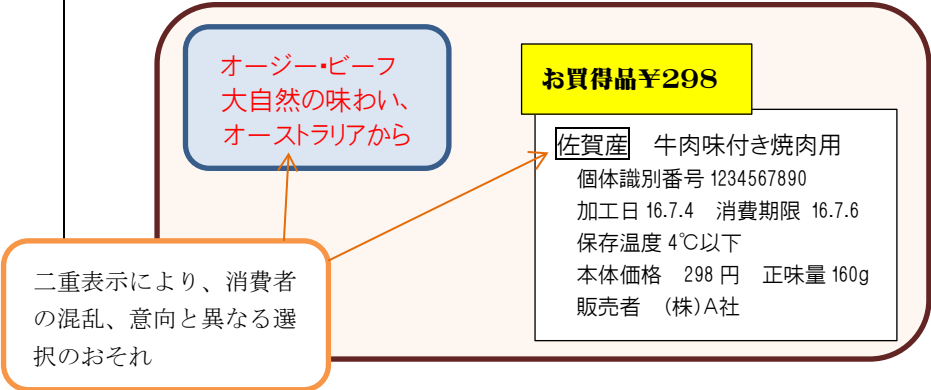
(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑪ 総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）（抜粋）

<p>（勧告及び調査等）</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 総務大臣は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。</p> <p>6～8 （略）</p>
--

図表 1-(1)-⑫ 当局の店頭調査でみられた不適切な食品表示の状況

事例の種類	主な事例の概要
<p>① 表示された義務表示事項等の上に値下げシール等が貼られているため、義務表示事項等の一部が見えなくなっているもの (10 店舗中 3 店舗)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライ斯拉ベルの一部に重なるように値下げシールが貼られているため、名称、消費期限等の義務表示事項等の一部が見えない。消費者が名称、消費期限等の食品の内容を正しく理解できないおそれがある。 <p style="text-align: center;">【プライ斯拉ベル】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>メロンカット ○△県産 消費期限 税抜 399 円 (税込 431 円)</p> </div>  <p style="text-align: center;">(注) 名称、原産地の上に貼られている商品もみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務表示事項を商品の見やすい場所に 1 か所にまとめた表示 (以下「別記様式表示」という。) の一部に重なるように販売者がプライ斯拉ベルを貼付しているため、製造者の名称等の義務表示事項の一部が見えない。
<p>② 見切品コーナーの野菜等について、一律に「見切品野菜」等と表示され、名称、原産地の表示が欠落しているもの (10 店舗のうち、見切品コーナーのある 7 店舗中 3 店舗)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見切品野菜について、「見切品野菜」の統一表示となっており、名称及び原産地の表示がない。同様に「見切品」及び「(名称)」の統一表示となっており、原産地の表示がないものがあり、消費者が原産地等の食品の内容を正しく理解できない。
<p>③ 産地直売所、スーパーの産地直売コーナーにおいて、「しいたけ」に「きゅうり」の名称表示を行うなど明らかな間違いがあるもの (10 店舗のうち、産地直売を行っている 7 店舗中 2 店舗)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地直売コーナーの「しいたけ」のプライ斯拉ベルの名称欄に「きゅうり」と表示して販売 ・ 床漬について、原材料欄にあらかじめ印字した「胡瓜、ナス、大根、かぶ、唐辛子」のうち、未使用原材料を抹消方式で表示しているが、抹消誤りが多く、原材料に未使用のナス、大根等が表示されたままとなっており、消費者が意向と異なる商品を購入するおそれがある。
<p>④ 原産地、原料原産地等が二重表示となっているもの (10 店舗中 4 店舗)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泥らっきょうの原産地について、立札では「熊本産」、商品貼付のプライ斯拉ベルでは「宮崎県産」と表示が異なっており、二重表示 (正しくは宮崎県産) ・ うなぎ蒲焼について、「鹿児島県大隅産」との販促表示、別

事例の類型	主な事例の概要
	<p>記様式表示がある一方で、プライスラベルでは「中国産」と表示が異なっており、原料原産地が二重表示（正しくは鹿児島県大隅産）</p> <ul style="list-style-type: none"> 調味食肉について、「オージー・ビーフ 大自然の味わい、オーストラリアから」との販促シールがある一方、プライスラベルには「佐賀産（個体識別番号も付記）」との異なる表示があり、原料原産地が二重表示（正しくはオーストラリア産） <p>消費者は、これらの二重表示により食品選択に際して混乱するばかりでなく、事実と異なる方の表示のみを見て購入した場合、意向と異なる食品を購入するおそれがある。</p> <p>【調味食肉の商品パック】</p> 
<p>⑤ 弁当、惣菜において、特定原材料（注4）であるアレルギーの表示が欠落している等、アレルギーに関する表示が不適切なもの （10店舗中3店舗）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幕の内弁当で「ゆで卵」や「焼きさば」をおかずとしているが、原材料及びアレルギーを一括して表示する欄のいずれにも特定原材料（義務表示）である「卵」及び特定原材料に準ずるもの（任意表示）（注4）である「さば」の表示がない。一方、同事業者が同じ場所で販売している、「さば」と同じく特定原材料に準ずるものである焼肉弁当の「牛肉」はアレルギーとして表示しており、アレルギーの表示に統一性がない。 惣菜「揚げ物」の名称で、「えび天」と「ちくわ天」を詰め合わせて販売している。衣に包まれており、中身を確認するのが困難であるが、特定原材料の「えび」に係る原材料表示やアレルギーを含む旨の表示がない。同様の「よせ揚げ」もみられる。 「牛丼」について、アレルギーを一括して表示する欄に、原材料として使用していない「さば」を表示。同様に「かしわむすび」には、使用していない「りんご」を表示

事例の類型	主な事例の概要														
<p>⑥ 賞味期限の表示が欠落している等、消費期限又は賞味期限の表示が不適切なもの (10店舗中2店舗)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「乾燥ひじき」の別記様式表示欄に賞味期限「年 月 日」欄はあるものの、全品(20袋程度)について記載が欠落 かつお、さけ等の具入りおにぎりについて、腐敗等の品質劣化による安全面での問題がないと認められる期限を示す「消費期限」を意図しながら、事項名を「消費期限」ではなく、期待される品質が十分に保持されている期限を示す「賞味期限」と誤って表示 														
<p>⑦ 製造者と加工・販売者がそれぞれに表示した保存方法の表示内容(保存温度)が異なるもの (10店舗中2店舗)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加工魚介類の保存方法について、製造者は別記様式表示欄に「要冷蔵10℃以下」と表示している一方、加工・販売者はプライスラベルで「保存温度-18℃以下」と冷凍保存を求める表示をしており、保存方法(保存温度)が異なっている。 製造者は別記様式表示の「消費期限」を「枠外記載」としているが、加工・販売者によって、「消費期限」ではなく、冷凍保存である-18℃以下を前提に「賞味期限」が設定(期限まで約1か月)されている。 消費者が誤って、製造者が表示する10℃以下に従って冷蔵保存して「賞味期限」間近に摂取した場合、冷蔵保存での消費期限は4～5日(加工・販売者の説明)であるため、品質劣化による安全面での問題が懸念される。 <p>【プライスラベル(加工・販売者が商品の表面に表示)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>ほっけの開き 賞味期限 16.8.2 保存温度 -18℃以下 税抜 580円(税込627円) 加工者 (株)B社</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">賞味期限は、冷凍(-18℃以下)で保存した場合の期限である。</p> <p>【別記様式表示(製造者が商品の裏面に表示)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名称</td> <td>ほっけの開き</td> </tr> <tr> <td>原材料名</td> <td>しまほっけ(ロシア産)、食塩、純米酒、(中略)、トレハロース、着色料(紅麴)</td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>保存方法</td> <td>要冷蔵(10℃以下)</td> </tr> <tr> <td>調理方法</td> <td>焼いてお召し上がり下さい</td> </tr> <tr> <td>消費期限</td> <td>枠外記載</td> </tr> <tr> <td>製造者</td> <td>(株)C社 ○△県□○市△△番地</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">消費者が誤って、冷蔵保存して賞味期限間近に摂取した場合、安全面での問題が懸念される。</p>	名称	ほっけの開き	原材料名	しまほっけ(ロシア産)、食塩、純米酒、(中略)、トレハロース、着色料(紅麴)	内容量	1枚	保存方法	要冷蔵(10℃以下)	調理方法	焼いてお召し上がり下さい	消費期限	枠外記載	製造者	(株)C社 ○△県□○市△△番地
名称	ほっけの開き														
原材料名	しまほっけ(ロシア産)、食塩、純米酒、(中略)、トレハロース、着色料(紅麴)														
内容量	1枚														
保存方法	要冷蔵(10℃以下)														
調理方法	焼いてお召し上がり下さい														
消費期限	枠外記載														
製造者	(株)C社 ○△県□○市△△番地														

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 「事例の種類」欄の()は、該当事例がみられた店舗数を示す。
- 3 不適切な表示については、その場で店長等の食品表示責任者に連絡するとともに、必要に応じて当局から担当の指導監視機関に通報し、当該指導監視機関から改善方策の指導が行われており、改善済み又は改善予定となっている。
- 4 食品表示基準では、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを「特定原材料」として定めている。現在7品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)を定め、表示を義務付けている。また、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないものを「特定原材料に準ずるもの」としており、現在20品目(あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)を定め、これらを原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとされている。
- 5 本表内の挿絵はイメージ図であり、実際の表示と大きさ等は異なる。また、実際には記載されている表示事項をスペースの事情から省略しているものがある。

図表1-(1)-⑬ 遺伝子組換えとは

生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせることを遺伝子組換えという。例えば、味の良い品種に乾燥に強くなる遺伝子を組み込むことで、味が良く乾燥に強い品種ができることになる。

日本では平成13年4月から遺伝子組換え食品の安全性審査が義務化されている。現在、安全性が確認され、販売・流通が認められている農作物は、大豆、とうもろこし等の8作物である。

食品表示基準により、当該8作物の加工食品(豆腐・油揚げ類、コーンスナック菓子等)については、遺伝子組換えに関する事項を表示することとされている。

(注) 厚生労働省医薬食品局資料(遺伝子組換え食品の安全性について)等に基づき、当局が作成した。

図表 1-(1)-⑭ 科学分析の内容及び結果

分析項目	分析の内容、具体の分析事項の例	分析した食品数	左のうち、表示が正しくない可能性がある であると判別
アレルギー	表示されていないアレルギー（特定原材料）が含まれていないか。	加工魚介類(11) うどん・そうめん(3) 惣菜(3) 計 17 点	1 点 そうめん：そば (表示なし)検出
原材料	表示と異なる原材料が混入していないか。 ・ 表示と異なる大豆の混入はないか（豆腐）。 ・ 表示と異なる畜種の肉が混入していないか。 ・ おにぎりに表示と異なる品種の米が混入していないか。 ・ 表示と異なる魚種ではないか。	豆腐(9) 牛肉・豚肉・鶏肉(3) 米(おにぎり)(2) 生鮮魚介類(1) 計 15 点	なし
原産地・原料原産地	実際と異なる原産地等が表示されていないか。 ・ 国産牛肉に外国産牛肉が混入していないか。 ・ 国産表示のある魚介類に外国産のものが混入していないか。	牛肉(18) 生鮮魚介類(4) 豆腐(1) 計 23 点	2 点 国産牛肉：「外国産又は外国産を含む」と判別
遺伝子組換えに関する表示	遺伝子組換えではない旨の表示がある加工食品（豆腐）に、遺伝子組換え大豆が混入していないか。	豆腐(7) 計 7 点	なし
合 計		62 点	3 点

(注) 1 当局の調査結果による。

2 検査手法は、次のとおりである（表示が正しくない可能性がある」と判別されたものについて記載）。

i) アレルギー：ELISA法による（甲殻類、卵、乳、小麦、そば、落花生、大豆について、それぞれの特徴的なタンパク質を抗原抗体反応により検出する方法）。消費者庁が定める「アレルギー物質を含む食品の検査方法」（図表 1-(1)-⑰参照）に基づき、検査特性の異なる 2 種類の測定キットを使用した。

ii) 原産地・原料原産地（牛肉）：SNP検出法による。日本とオーストラリア及びアメリカの牛はDNA配列が異なっており、検体のDNAを解析して日本産（国産）の牛か外国産の牛かを判別する。複数の飼養地のうち日本国内で最も長く飼養されており、食品表示制度上は日本産（国産）と表示できる牛肉であっても、外国産牛のDNAを持つ種であれば、外国産と判別されることがあることから、食品表示制度上の適正性については、流通経路を調査するなどして総合的に判断する必要がある。

図表 1-(1)-⑮ アレルギー表示に係る規定

○ 食品表示基準（平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号）（抜粋）

（横断的義務表示）

第 3 条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第 4 の上欄に掲げる食品にあつては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

（表略）

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

<p>別表第 14 に掲げる食品（以下「<u>特定原材料</u>」という。）を原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含み、<u>抗原性が認められないものを除く。</u>）及び特定原材料に由来する添加物（<u>抗原性が認められないもの及び香料を除く。</u>以下同じ。）を含む食品</p>	<p><u>アレルギー</u></p>	<p>1 <u>特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。</u></p> <p>2 <u>特定原材料に由来する添加物を含む食品にあつては、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。</u></p> <p>3 1 及び 2 の規定にかかわらず、当該食品に対し 2 種類以上の原材料又は添加物を使用しているものであつて、当該原材料又は添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物について、特定原材料を含む旨又は由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該原材料又は添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>（以下略）</p>		

別表第 4（略）

別表第 14（第 3 条関係）

えび

かに

小麦

そば

卵
乳
落花生

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-⑯ 科学分析によって食品表示が正しくない可能性があるとして判別された食品

分析項目	食品の概要	科学分析の結果	分析結果の通知先
表示のないアレルゲンの混入	そうめん (福岡県内で購入)	食品 1g 当たり 20 μ g 以上のそばを検出 (基準値超過)	衛生事項を担当する指導監視機関 (福岡県)
原産地・原料原産地	国産牛挽肉 100g 当たり 178 円 (福岡県内で購入)	外国産又は外国産を 含むと判別	広域事業者に係る品質事項を担当する 指導監視機関 (九州農政局)
	国産牛こま切れ肉 100g 当たり 148 円 (福岡県内で購入)	同上	同上

(注) 1 当局の調査結果による。

2 分析結果については、必要に応じ、当局が通知した機関から他の指導監視機関に回付される場合がある。

図表 1-(1)-⑰ アレルギー表示の要否に係る基準

○ アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q & A（平成 25 年 9 月 20 日付け消食表第 257 号消費者庁次長通知）（抜粋）

B-5-① 特定原材料を微量に含む場合にも表示する必要がありますか。

食物アレルギーは、人によっては舐める程度でアナフィラキシー症状が誘発されるなど、ごく微量のアレルギー物質によって発症することがあります。よってアレルギー物質を常に含む食品にあっては、原材料としての使用の意図の有無に関わらず当該原材料を含む旨を表示する必要があります。

B-5-② 微量な特定原材料を含む場合の表示は、どこまで原材料表示として記載する必要がありますか。

健康危害防止の観点から、食物アレルギーを誘発する量を考える際には、特定原材料等の抗原（特定タンパク）量ではなく、加工食品中の特定原材料等の総タンパク量に重きを置いて考えることとしています。

アレルギー症状を誘発する抗原量に関しては、総タンパク量として一般的には mg/ml 濃度（食物負荷試験における溶液 ml 中の重量）レベルでは確実に誘発しうるといえますが、数 $\mu\text{g/ml}$ 濃度レベルでは、アレルギーの誘発には個人差があり、ng/ml 濃度レベルではほぼ誘発しないであろうと考えられていることで意見の一致が見られました。

このことより、数 $\mu\text{g/ml}$ 濃度レベル又は数 $\mu\text{g/g}$ 含有レベル以上の特定原材料等の総タンパク量を含有する食品については表示が必要と考えられる一方、食品中に含まれる特定原材料等の総タンパク量が、数 $\mu\text{g/ml}$ 濃度レベル又は数 $\mu\text{g/g}$ 含有レベルに満たない場合は、表示の必要性はないこととしています。

さらに、微量原材料の記載の必要性の判断に関しては、製造段階のある点を基準に判断することは、技術的にも難しく、また、ある点を基準にすれば、最終製品中の特定原材料等の残存量にばらつきが出ることから、最終製品の中に残存する特定原材料等の量によって判断することが妥当と考えます。

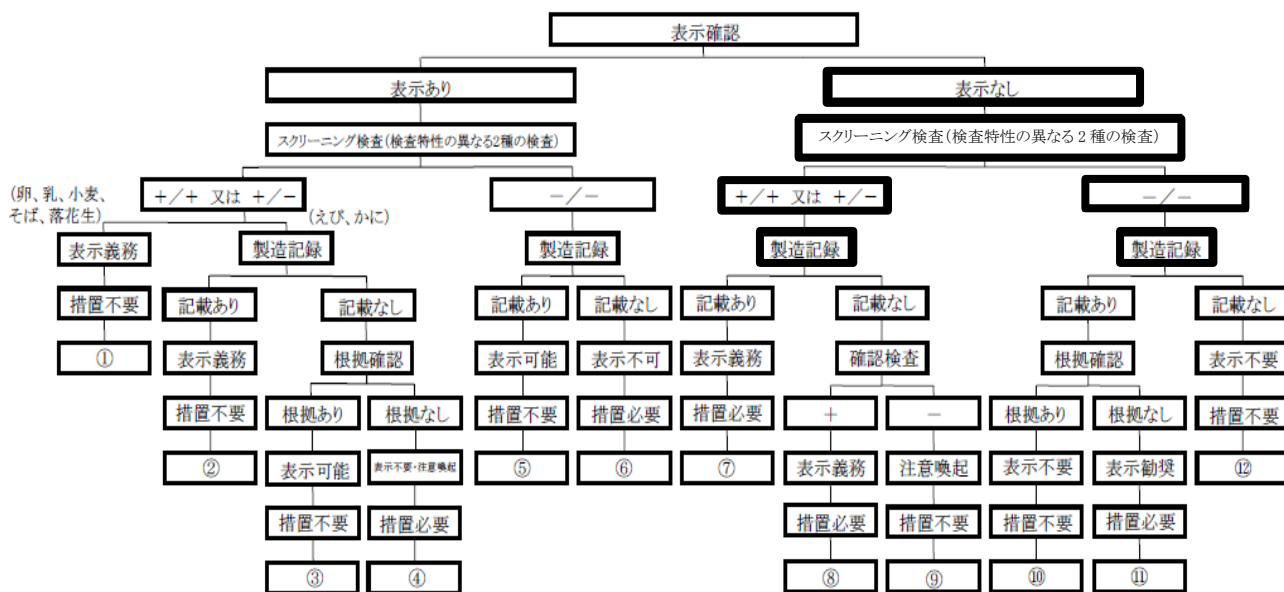
（以下略）

○ アレルギー物質を含む食品の検査方法（平成 22 年 9 月 10 日付け消食表第 286 号消費者庁次長通知。平成 26 年 3 月 26 日最終改正）（抜粋）

2.1.2. 定量検査法の結果の判定

食品採取重量 1g あたりの特定原材料等由来のタンパク質含量が $10\mu\text{g}$ 以上の試料については、微量を超える特定原材料が混入している可能性があるものと判断する。

(別添2) 判断樹



(注) 1 この判断樹は、指導監視機関においてアレルギー表示に係る措置の要否を判断するための図である。
 2 「+ / +」、「+ / -」等は、2種類の検査における反応（+：陽性、-：陰性）を示す。

(別添3) 判断樹について (抜粋)

1 基本的注意事項

- (1) この判断樹は、健康被害防止の観点に立ち、現在の科学的知見に基づき、アレルギー症状を誘発する可能性のある食品の誤表示による危害をできる限り回避することを目的とし、構成されている。
- (2) 食品中の特定原材料の監視は、原則としてこの判断樹に基づいて行う。
- (3) 検査には偽陽性又は偽陰性を示す食品が存在するので、その判断には十分注意する。すべての検査において、偽陽性又は偽陰性の情報を参照して偽陽性又は偽陰性の確認を必ず行う。
- (4) すべての検査において、製造記録の確認を必ず行う。 (ただし、判断樹枝①の場合のみ省略可能。)

○ 「食品のアレルギー表示について」(消費者庁食品表示企画課作成。「食の安全安心シンポジウム」(平成26年9月18日開催)資料)(抜粋)

■ アレルギー物質を含む食品の表示④

表示が免除される場合

- ・ 数 $\mu\text{g/ml}$ 濃度レベル又は数 $\mu\text{g/g}$ 含有レベルに満たない場合
 最終製品の中に残存する特定原材料等の量によって判断
[概ね $10\ \mu\text{g/ml}$ 濃度レベル未満又は $10\ \mu\text{g/g}$ 含有レベル未満 (=10ppm 未満程度)]

(注) 下線及び太枠は当局が付した。

図表 1-(1)-⑱ 「食品表示基準 Q & A」(平成 27 年 3 月消費者庁食品表示企画課)(抜粋)

(生鮮-19) 畜産物の「国産品」、「輸入品」とはどのようなものを指すのですか。

(答)

1 畜産物の「国産品」とは、国内における飼養期間が外国における飼養期間(2以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間)よりも長い家畜を国内でと畜して生産されたものを指します。

一方、「輸入品」とは、「国産品」以外のものであり、具体的にはある外国における飼養期間が日本を含めた他国におけるそれぞれの飼養期間よりも長い家畜から生産されたものを指します。

2 したがって、国内で3か月以上飼養した場合においても、日本での飼養期間が他の国と比べて最長でない場合は「輸入品」となり、飼養期間が最長である国名を原産国名として表示する必要があります。

(注) 下線は当局が付した。

(2) 新食品表示への移行状況

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>平成 27 年 4 月の法の施行により新食品表示に移行しており、主な変更点（以下「新ルール」という。）は、次のとおりである。</p> <p>ア アレルギー表示に係るルールの改善</p> <p>① 食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いえび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生の 7 品目の特定原材料を含む加工食品については、法の施行前においても、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）により、その容器包装に当該特定原材料を含む旨を記載することとされていたが、マヨネーズ、うどん等、加工食品の名称が特定原材料を含むことが容易に判別できるもの（以下「特定加工食品」という。）については、当該特定原材料を含む旨の表示を省略すること等ができることとされていた。</p> <p>しかし、法の施行により、上記の「特定加工食品」を廃止し、広範囲の原材料について特定原材料(アレルゲン)を含む旨の表示を義務付けている（食品表示基準第 3 条第 2 項）。</p> <p>② 消費者の食品選択の幅を広げるため、特定原材料の個別表示を原則とし、一括表示を例外としている（食品表示基準第 3 条第 2 項、及び「食品表示基準について」(平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知。以下「消費者庁次長通知」という。))。</p> <p>イ 栄養成分表示の義務化</p> <p>従来、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）に栄養表示をしようとする場合には、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）により、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならないとされていたが、平成 27 年 4 月施行の法は、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの栄養成分表示を義務付けている。なお、ナトリウムの量については、「食塩相当量の文字を冠した一定の値」等により表示することとされている（食品表示基準第 3 条第 1 項）。</p> <p>（注）消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 9 条に規定する小規模事業者（課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者）等は、栄養成分表示の省略が認められている。</p> <p>ウ 原材料と添加物の明確な区分表示</p> <p>従来、加工食品の表示については、加工食品品質表示基準（最終改正平成 24 年 6 月 11 日消費者庁告示第 5 号）により定められており、そのうち義務表</p>	<p>図表 1-(1)-⑮ （再掲） 図表 1-(2)-① 図表 1-(2)-② 図表 1-(1)-⑮ （再掲） 図表 1-(1)-⑮ （再掲） 図表 1-(2)-③ 図表 1-(2)-④ 図表 1-(2)-⑤ 図表 1-(2)-⑥ 図表 1-(2)-⑦ 図表 1-(2)-⑧ 図表 1-(2)-⑨</p>

<p>示事項の一つとして掲げる「原材料名」については、食品添加物以外の原材料と食品添加物の区分により記載することとされていたが、当該表示のレイアウトについては定めておらず、食品添加物以外の原材料と食品添加物の表示は明確に区分されていなかった。</p>	<p>図表 1-(2)-⑩</p>
<p>平成 27 年 4 月施行の法は、義務表示事項として「原材料名」とは別に「添加物」についても掲げるとともに、「原材料名」と「添加物」を明確に区分して表示するレイアウトについても定めている（食品表示基準第 3 条第 1 項及び第 8 条第 3 号）。</p>	<p>図表 1-(2)-⑪ 図表 1-(2)-⑫ 図表 1-(2)-⑬</p>
<p>新たな食品表示の制度は、平成 27 年 4 月 1 日から施行されているが、上記加工食品に係る新ルールの適用については、32 年 3 月 31 日までの間、猶予期間が設けられている。ただし、原則として、一つの食品の表示の中での食品表示基準（新ルール）と旧基準の両者に基づいた表示の混在は認められていない（消費者庁次長通知）。</p>	<p>図表 1-(2)-⑭ 図表 1-(2)-⑮</p>
<p>この猶予期間は、新しい表示の準備をするための期間であり、消費者は表示から様々な情報を得て食品を購入することから、食品関連事業者は計画的に速やかに新たな表示への切替えに努めることとされている。</p>	<p>図表 1-(2)-⑯</p>
<p>【調査の結果】 当局が福岡県及び佐賀県内の食料品スーパー等で販売されている加工食品（341 品）について現地調査したところ、次のとおり、新食品表示への移行は低調である。</p>	<p>図表 1-(2)-⑰</p>
<p>① 特定原材料（アレルゲン）を含む旨の表示がある加工食品 219 品のうち、新ルールに適合した表示となっているものは、44 品であった（全体の 20.1%）。</p> <p>② 栄養成分表示の対象加工食品 256 品のうち、表示があるものは 37 品であり（同 14.5%）、そのうち、新ルールにより、ナトリウム量について「食塩相当量の文字を冠した一定の値」等により表示しているものは、18 品であった（同 7.0%）。</p> <p>③ 添加物を含む旨の表示がある加工食品 266 品のうち、新ルールに適合した表示となっているものは、32 品であった（同 12.0%）。</p> <p>また、前述のとおり、「原則として、一つの食品の表示の中での食品表示基準（新ルール）と旧基準の両者に基づいた表示の混在は認められていない」ことから、上記①から③までの新ルールに移行している加工食品は、341 品のうち 13 品であったが（全体の 3.8%）、このうち 2 品については、原材料と添加物の明確な区分表示について一部に不備な点がみられた。</p>	<p>図表 1-(2)-⑱</p>
<p>移行が低調な理由について、食品関連事業者 20 事業者に聴取したところ、</p> <p>① まだ猶予期間があるとするものが 10 事業者あった。また、i)旧基準の表</p>	

<p>示ラベルの在庫がある、ii)栄養成分表示のデータ等取得コストがかかる、iii)現行のラベルでは、新基準による表示に十分対応できるスペースがないことを理由として挙げるものがある。</p> <p>② このほか、i)新基準を十分理解していない、ii)所属する公正取引協議会が新基準に対応した規約を改正していない、iii)本社からの指示がない、とするものもみられる。</p> <p>また、新食品表示に移行していない食品関連事業者では、一部に平成28年度又は29年度までの移行を計画しているものもみられるが、移行時期について未定とするものが15事業者あった。</p>	
---	--

図表 1-(2)-① 食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)の平成 13 年改正条文(抜粋)

第 21 条 別表第 3 に定める食品又は添加物であって販売の用に供するものの表示の基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を 容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。(略))を開かないでも容易に見ることができるように 当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載 すること。

イ～ホ (略)

へ 別表第 6 に掲げる食品(乳を除く。)を原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含み、抗原性が認められないもの及び別表第 3 第 2 号に掲げるものを除く。) にあつては当該食品を原材料として含む旨、乳を原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含み、抗原性が認められないもの及び別表第 3 第 2 号に掲げるものを除く。) にあつては厚生労働大臣が定めるところにより乳を原材料として含む旨

ト 別表第 6 に掲げる食品(以下「特定原材料」という。) に由来する添加物(抗原性が認められないもの及び香料を除く。(略))を含む食品にあつては、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨

チ～ヌ (略)

二～十二 (略)

十三 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの(以下この項において「特定加工食品」という。) にあつては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定加工食品(乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号)第 2 条第 1 項に規定する乳をいう。以下同じ。)を原材料とするものを除く。)を原材料とする加工食品にあつては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもつて、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む食品であつて、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができ、特定原材料に由来する添加物であつて、その名称が特定原材料に由来することが容易に判別できるものにあつては当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

十四～十九 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-② 特定原材料の表示を省略できる特定加工食品及びその拡大表記（旧基準）

特定原材料	特定加工食品	
	特定原材料又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料を使った食品であることが予測できる表記	左に掲げる表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが予測できる表記例
えび	なし	なし
かに	なし	なし
卵	マヨネーズ オムレツ 目玉焼 かに玉 オムライス 親子丼	(表記例) チーズオムレツ からしマヨネーズ
小麦	パン うどん	(表記例) ロールパン 焼きうどん
そば	なし	なし
落花生	なし	なし

特定原材料	特定加工食品	
	一般的に乳又は乳製品を使った食品であることが予測できる表記	左に掲げる表記を含むことにより、特定原材料を使った食品であることが予測できる表記例
乳	生クリーム ヨーグルト アイスマルク ミルク 乳糖	(表記例) フルーツヨーグルト ミルクパン

- (注) 1 「食品衛生法施行規則及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」(平成 13 年 3 月 15 日付け食発第 79 号医薬局食品保健部長通知)に基づき、当局が作成した。
 なお、現在は、適用されていない。
- 2 食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 45 号)においても、同様に規定されている。

図表 1-(2)-③ 「食品表示基準について」(平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知)(抜粋)

特定原材料等を表示するに当たっては、原則、個々の原材料又は添加物の表示の直後に特定原材料等を含む旨又は由来する旨を表示することとしたが、個別表示によりがたい場合や個別表示がなじまない場合などは、一括表示も可能とする。

一括表示をする場合は、特定原材料等そのものが原材料として表示されている場合や、代替表記等で表示されているものも含め、当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料欄の最後(原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は、それぞれ原材料欄の最後と添加物欄の最後)に「(一部に〇〇・〇〇…を含む)」と表示すること。

なお、個別表示と一括表示を組み合わせることはできない。

(注) 1 「特定原材料等」とは、特定原材料及び特定原材料に準ずるものとされており、「特定原材料に準ずるもの」については、「あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン」の 20 品目が掲げられており、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとされている。

2 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-④ 「食品表示基準Q & A」(平成 27 年 3 月消費者庁食品表示企画課)(抜粋)

(E-6) 原則、個別表示ということですが、一括表示をすることは可能ですか。

(答) 食品表示基準第3条第2項の表の別表第14に掲げる食品(以下「特定原材料」という。)を原料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含み、抗原性が認められないものを除く。)及び特定原材料に由来する添加物(抗原性が認められないもの及び香料を除く。以下同じ。)を含む食品の項の1において、「原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。」と規定されています。これは、重篤な症状を持っている食物アレルギー患者は選択できる食品に限られており、その中から喫食可能な食品を選択する際に確実に情報が得られるという患者からの要望があり、アナフィラキシーショックにより命に関わることもあるという食物アレルギーの病態を考慮し、個別表示を原則としました。

ただし、これまで個別表示をするか、一括表示をするかは、事業者の判断で選択されており、一括表示についても相当程度普及していること、また、一覧性があるなどのメリットを踏まえ、個別表示により難しい場合や個別表示がなじまない場合などは、一括表示も可能なこととしますが、その場合にあっても、食物アレルギーの病態を理解し、どのような表示が患者にとってふさわしいか考慮した上で表示するようにしてください。

なお、個別表示により難しい場合や個別表示がなじまない場合などの例示を以下に示します。

- ・ 個別表示よりも一括表示の方が文字数を減らせる場合であって、表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合
- ・ 食品の原材料に使用されている添加物に特定原材料等が含まれているが、最終食品においてはキャリーオーバーに該当し、当該添加物が表示されない場合
- ・ 同一の容器包装内に容器包装されていない食品を複数詰め合わせる場合であって、容器包装内で特定原材料等が含まれる食品と含まれていない食品が接触する可能性が高い場合
- ・ 弁当など裏面に表示がしてあると、表示を確認するのが困難であるとの食物アレルギー患者からの意見を踏まえ、裏面に表示があるために表示を確認することが困難な食品について、表面に表示するため(ラベルを小さくするため)に表示量を減らしたい場合

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑤ 特定原材料の表示例(個別表記、一括表示の例)

(個別表記の例) アレルギー表示は下線部(実際の商品にはありません。)		(一括表示の例) アレルギー表示は下線部(実際の商品にはありません。)	
原材料名	準チョコレート(パーム油(<u>大豆を含む</u>)、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、 <u>小麦粉</u> 、ショートニング(<u>牛肉を含む</u>)、砂糖、 <u>卵</u> 、コーンシロップ、 <u>乳又は乳製品を主要原料とする食品</u> 、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩	原材料名	準チョコレート(パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩、(一部に小麦・卵・乳成分・牛肉・大豆を含む)
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料	添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、(一部に大豆・乳成分を含む)

(注) 消費者庁作成リーフレット「新しい食品表示制度」による。

図表 1-(2)-⑥ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の改正前条文（抜粋）

(栄養表示基準)	
<p>第 31 条 販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、<u>栄養表示（栄養成分（厚生労働省令で定めるものに限る。（略））又は熱量に関する表示をいう。（略））をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であって栄養表示がされたもの（第 29 条第 1 項の承認を受けた食品を除く。以下この条において「栄養表示食品」という。）を輸入する者は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準（以下単に「栄養表示基準」という。）に従い、必要な表示をしなければならない。</u>ただし、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。</p>	
2・3 （略）	

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑦ 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）（抜粋）

(横断的義務表示)	
<p>第 3 条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。（略））には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。（略）</p>	
<p><u>栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。（略））の量及び熱量</u></p>	<p>1 <u>栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量を表示する（特定保健用食品及び機能性表示食品について表示する場合を除く。）。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあつては、当該一食分の量を併記する。</u></p> <p>一 <u>たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあつては当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあつては食塩相当量（ナトリウムの量に 2.54 を乗じたものをいう。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(注) 1 「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン第 1 版」（平成 27 年 3 月消費者庁食品表示企画課）では、「消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 9 条に規定する小規模事業者（課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者）は、栄養成分表示の省略が認められている。また、当分の間は、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者についても省略を認める。」(3.3.2.5.)とされている。

2 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑧ 容器包装に入れられた加工食品の栄養成分表示

栄養成分表示 1袋当たり	
熱量	●●kcal
たんぱく質	▲▲g
脂質	◆◆g
炭水化物	■■g
食塩相当量	★★g

(注) 消費者庁の公表資料による。

図表 1-(2)-⑨ 加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号。最終改正平成 24 年 6 月 11 日消費者庁告示第 5 号）（抜粋）

原材料名の表示
<p>(加工食品の義務表示事項)</p> <p>第3条 <u>加工食品（業務用加工食品を除く。以下この条から第4条の2までにおいて同じ。）の品質に関し、製造業者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。</u></p> <p>(1) 名称</p> <p><u>(2) 原材料名</u></p> <p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p> <p>(5) 保存方法</p> <p>(6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(加工食品の表示の方法)</p> <p>第4条 <u>前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 原材料名</u></p> <p><u>使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。</u></p> <p><u>ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、次に定めるところにより記載すること。</u></p> <p>(ア) <u>複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多い順が3位以下であつて、かつ、当該割合が5%未満である原材料について、「その他」と記載することができる。</u></p> <p>(イ) <u>複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。</u></p> <p><u>イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第1条第2項5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u></p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑩ 加工食品の原材料の表示例

名 称	豆菓子
原 材 料 名	落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、砂糖、香辛料、 <u>調味料(アミノ酸等)</u> 、 <u>着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)</u>
内 容 量	100g
賞 味 期 限	14.6.20
保 存 方 法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製 造 者	東京都千代田区×××-△△△ ○○○食品株式会社 AK

(注) 1 消費者庁・農林水産省作成の「知っておきたい食品の表示」(平成 26 年 2 月版)による。

2 二重下線は当局が付しており、食品添加物を示す。

図表 1-(2)-⑪ 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）（抜粋）

<p>第 3 条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。（略））には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。（略）</p>	
<p>原材料名</p>	<p>1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 <u>原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</u></p> <p>二 2 種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）を使用する場合については、当該原材料を次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、当該複合原材料の原材料が 3 種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が 3 位以下であつて、かつ、当該割合が 5 パーセント未満である原材料について、「その他」と表示することができる。</p> <p>ロ 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が 5 パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。</p> <p>三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>添加物</p>	<p>1 <u>次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第 6 の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。</u></p> <p>一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。）</p> <p>二 加工助剤（食品の加工の際に添加されるものであつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。以下同じ。）</p> <p>三 キャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであつて、当該食品中には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。以下同じ。）</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>（表示の方式等）</p> <p>第 8 条 第 3 条及び第 4 条に掲げる事項（略）の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、固形量、内容総量、消費期限、保存の方法、原産国名及び食品関連事業者の表示は別記様式 1 により、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量及び熱量の表示は別記様式 2（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれ</u></p>	

と併せて表示する場合にあっては、別記様式 3) により 行う。ただし、別記様式 1 から別記様式 3 までにより表示される事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

四～九 (略)

別記様式 1(第 8 条関係)

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
消費期限
保存方法
原産国名
製造者

備考

1 (略)

2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑫ 「食品表示基準 Q & A」(平成 27 年 3 月消費者庁食品表示企画課)(抜粋)

(加工-249) 添加物の事項名欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と区分して表示する方法について教えてください。

(答)

原材料と添加物を明確に区分する方法として、以下の方法が考えられます。ただし、以下の方法に限定するわけではありません。しかし、例えば、区切りを入れずに連続して表示することはできません。

① 原材料と添加物を記号で区分して表示する。

原材料名	いちご、砂糖 / ゲル化剤(ペクチン)、酸化防止剤(ビタミンC)
------	----------------------------------

② 原材料と添加物を改行して表示する。

原材料名	豚ばら肉、砂糖、食塩、卵たん白、植物性たん白、香辛料 リン酸塩(Na)、調味料(アミノ酸)、酸化防止剤(ビタミンC)、発色剤(亜硝酸Na)、コチニール色素
------	--

③ 原材料と添加物を別欄に表示する。

原材料名	豚ばら肉、砂糖、食塩、卵たん白、植物性たん白、香辛料
	リン酸塩(Na)、調味料(アミノ酸)、酸化防止剤(ビタミンC)、発色剤(亜硝酸Na)、コチニール色素

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑬ 加工食品の原材料の表示例

名 称	豆菓子
原材料名	<u>落花生</u> 、 <u>米粉</u> 、 <u>でん粉</u> 、 <u>植物油</u> 、 <u>しょうゆ</u> (<u>大豆・小麦を含む</u>)、食塩、砂糖、香辛料
添加物	調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)
内 容 量	100g
賞味期限	2016.6.20
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製 造 者	〇〇〇食品株式会社 +AK 東京都千代田区×××-△△△

(注) 消費者庁作成パンフレット「知っておきたい食品の表示」(平成 28 年 6 月版 消費者向け)による。

図表 1-(2)-⑭ 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）及び食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）
（抜粋）

○食品表示法

附則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○食品表示基準

附則

（施行期日）

第 1 条 この府令は、食品表示法の施行の日から施行する。（略）

第 4 条 この府令の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び添加物（業務用添加物を除く。）並びに同日までに販売される業務用加工食品及び業務用添加物の表示については、第二章及び第四章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第 5 条 この府令の施行の日から平成 28 年 9 月 30 日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（注） 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑮ 「食品表示基準について」(平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知)(抜粋)

(附則)

- 1 経過措置期間中は、一定の期間、「なお従前の例によることができる」、すなわち、食品表示基準に基づく表示と、食品表示基準附則第2条各号で廃止する基準(以下「旧基準」という。)に基づく表示が混在することとなる。
- 2 新旧の表示の混在については、1つの食品の表示の中で一部の表示事項のみ食品表示基準に基づく表示を行い、残りの表示事項は旧基準に基づく表示を行うと、新旧どちらの基準に基づく表示であるかを消費者が判別できず、混乱を生じるおそれがある(例:栄養成分の表示方法は食品表示基準に基づくものであるにもかかわらず、アレルギー表示は旧基準に基づくものであると、アレルギーの一括表示欄を見て商品を選択する消費者が使用されている特定原材料が省略せず全て表示されていると勘違いする可能性がある。)

そのため、原則として、1つの食品の表示の中での食品表示基準と旧基準の両者に基づいた表示の混在は認めないこととする。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑯ 新食品表示制度への移行の猶予期間と速やかな表示の切替えに関する消費者庁の見解(抜粋)

新たな食品表示の制度は、平成 27 年 4 月 1 日からスタートします。しかし、加工食品と添加物は 5 年間、生鮮食品は 1 年 6 か月の間、以前の制度に基づく表示を認めるという猶予期間を設けることとしています(略)。

食品の製造ラインは、消費者に商品を絶え間なく供給できるように常に動いているため、商品の在庫だけでなく、包装材(ラベル)の在庫も抱えています。新しい制度のスタートとともに、これらの在庫を全て廃棄しなければならないとすると、大量のフードロスや資源の無駄が出てしまいます。

この猶予期間は、新しい表示の準備をするための期間です。消費者は、表示から様々な情報を得て、食品を購入していますので、食品関連事業者は、計画的に生産を行うなどして、1日も早く消費者に新しい表示が届くよう、速やかな表示の切替えに努めてください。

(注) 1 消費者庁作成リーフレット「新しい食品表示制度」による。

2 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑰ 新食品表示への移行状況

(単位:品、%)

加工食品									
アレルギー表示			栄養成分表示				原材料と添加物の 明確な区分表示		
適合	未適合	計	有	うち「食塩相当量」	無	計	適合	未適合	計
44 (20.1)	175 (79.9)	219 (100)	37 (14.5)	18 (7.0)	219 (85.5)	256 (100)	32 (12.0)	234 (88.0)	266 (100)

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 () 内は、構成比である。

図表 1-(2)-⑱ 新ルールに適合した表示となっている加工食品の状況

(単位:品、%)

調査対象 加工食品	アレルギー表示		「食塩相当量」を含む 栄養成分表示		原材料と添加物の 明確な区分表示		計
	新ルール 適合	特定原材料 を含まず	新ルール 適合	表示 省略	新ルール 適合	添加物を 含まず	
341 (100)	○	—	○	—	○	—	2 (注4)
	○	—	○	—	—	○	3
	○	—	—	○	○	—	2
	○	—	—	○	—	○	2
	—	○	○	—	○	—	2
	—	○	○	—	—	○	1
	—	○	—	○	○	—	1
計							13 (3.8)

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 ○印は該当すること、—印は該当しないことをそれぞれ示す。
 3 () 内は、構成比である。
 4 主たる加工食品とそれを味付け等する従たる加工食品を一括して一つの容器包装を行った加工食品 2 品について、いずれも従たる加工食品には原材料と添加物の明確な区分表示が認められるが、主たる加工食品には原材料と添加物の明確な区分表示は認められない。

2 食品表示に関する指導監視の的確な実施

(1) 指導監視対象事業者の的確な把握

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>九州農政局では、食品関連事業者に食品表示基準違反の被疑事実がうかがわれた時には、同局県域拠点（注）に命じて立入検査を実施させ、違反事実が確認された場合には、指示又は指導の行政指導を行い、違反の改善、原因の分析、従業員に対する啓発等による再発の防止等を推進している。</p> <p>（注）熊本県を所管する九州農政局消費・安全チームを含む。以下同じ。また、九州農政局の「県域拠点」は、平成 27 年 10 月に「地域センター」から組織再編されており、同センターは 23 年 9 月に「農政事務所」から組織再編されている。</p> <p>食品表示基準違反の被疑情報は、一般消費者や食品関連事業者からの食品表示 110 番への通報等により、九州農政局等に寄せられているが、同局県域拠点においては、食品関連事業者のうち、担当する広域事業者に対する巡回訪問（無通告）による事業者調査（以下「一般調査」という。）の実施によっても、被疑事実の収集を行っている。</p> <p>九州農政局県域拠点では、一般調査による指導監視の対象となる食品関連事業者の基礎データとして、農林水産省が構築した「食品表示調査管理システム」における「事業者データマスタ」に、情報収集や各種調査で入手した事業者情報を登録・蓄積しており、随時、メンテナンス（更新）を行うこととしている。</p>	<p>図表 1-(1)-① (再掲)</p>
<p>【調査の結果】</p> <p>今回、九州農政局福岡県拠点（以下「福岡県拠点」という。）及び同佐賀県拠点（以下「佐賀県拠点」という。）における事業者データマスタの管理状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>図表 2-(1)-①</p>
<p>ア 事業者データマスタには、平成 27 年 12 月末時点において、九州農政局が担当する広域事業者（九州管内分）として、小売業 6,712 事業者、中間流通業者（卸売業者、加工製造業者等）1,500 事業者の計 8,212 事業者が登録されている（注）。</p> <p>（注）事業者データマスタには、広域事業者のほか、県等が担当する県域事業者に係る情報、外食業（レストラン、焼き肉店等）、宿泊業に係る情報も登録されている。</p>	<p>図表 2-(1)-②</p>
<p>事業者データマスタの登録情報の更新について、福岡県拠点及び佐賀県拠点では、担当者を定めた一元管理の下、一般調査や立入検査の前に行う事業者が開設しているホームページの閲覧や、一般調査や立入検査時に確認した店舗・</p>	<p>図表 2-(1)-③</p>

事業所の新設・改廃等情報により、随時、情報を収集し、最近では、スーパー等の新規オープン・廃業等の情報サイト及び大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく届出状況のサイトの閲覧により更新に努めているが、N T T タウンページ株式会社が提供する i タウンページ、食品関連事業者の同業組合名簿などの外部機関が作成したデータベースを活用した一斉点検は行っていないとしている。

イ 今回、福岡県拠点が入立検査等を担当し、平成 25 年度から 27 年度までの間に行政指導を行った 60 件（指示 1 件、指導 59 件）及び佐賀県拠点が入立検査等を担当し、23 年度から 27 年度までの間に行政指導を行った 22 件（指示 0 件、指導 22 件）の計 82 件に係る 82 事業者について、事業者データマスタへの登録状況を調査した結果、11 事業者（13.4%）については、食品表示 110 番等により寄せられた被疑情報を端緒に広域事業者であると把握するまで、事業者情報が事業者データマスタに登録されておらず、各県域拠点では当該違反事業者を指導監視の対象事業者として把握できていなかった。

この 11 事業者のうち、1 事業者については県域事業者として把握（誤認把握）されており、県域事業者を担当する県からの要請に基づき、被疑情報が寄せられる前から一般調査が実施されていたが（注）、他の 10 事業者については、一般調査が実施されることなく、被疑情報によって初めて調査（立入検査等）が実施され、指導に至っていた。

（注）一般調査の際には、当該事業者の店舗は佐賀県内のみと説明を受けていたが、被疑情報に基づき県が調査を進めた結果、当該事業者の代表取締役の自宅（他県）においても食品関連業務が行われていることが判明したものの。

ウ この未把握であった 11 事業者の中には、新規出店の約 3 週間後に被疑事実が発生しており、店舗情報の事前把握が容易でなかったもの等もみられるが、次のとおり手法を工夫すれば、把握可能なものがみられた。

- i) i タウンページの「製造・加工（食料品）」や「卸・販売（食料品）」の業種分類から、県別・地域別等で検索すれば把握が可能なもの
- ii) 事業者が開設するホームページの店舗情報や、インターネット検索エンジンを利用して「スーパー、オープン、地域名」等のキーワードにより適時に閲覧（検索）すれば、店舗等の新設、改廃状況の把握が可能なもの

なお、食品表示事項のうち、衛生事項を担当する福岡県及び佐賀県の食品衛生部局では、食品表示に係る指導監視対象事業者について、食品衛生法第 52 条の規定に基づく営業許可を受けた施設等を対象に情報を管理している。当該事業者情報は個人の住所地等を除き非開示情報とはされておらず、九州農政局県域拠点においても食品衛生法を担当する県、保健所設置市に協力を求め、当該

図表 2-(1)-④

図表 2-(1)-⑤

データを有効に活用する方法も考えられる。

エ ところで、農林水産省は商業統計や工業統計で把握されている事業者数を比例按分等することによって、九州農政局県域拠点別の一般調査の年間実施事業者数を毎年度示している。平成 27 年度の小売業の場合、九州管内を 100 とすると、福岡 33.6、佐賀 6.5、長崎 12.9、熊本 13.6、大分 9.4、宮崎 8.8、鹿児島 15.1 の割合により一般調査を実施するよう求めている。これに対し、九州農政局の各県域拠点が事業者データマスタに登録（平成 27 年 12 月末時点）している広域の小売業者数の割合は、九州管内を 100 とすると、福岡 47.9、佐賀 7.6、長崎 6.5、熊本 9.8、大分 9.2、宮崎 7.0、鹿児島 12.1 であり、両割合を比べると、例えば 福岡では、後者が前者に対し+14.2であるのに対し、長崎は△6.5と乖離している。この乖離の結果、1 店舗当たりの一般調査の平均頻度（登録事業者数÷農林水産省調査指示数）は、福岡の 3.6 年に 1 回に対し、長崎は 1.3 年に 1 回と約 3 倍の差異が生じている。

一般に、スーパー等の小売業について九州の拠点である福岡には広域事業者の集積率が高く、長崎には県域事業者の割合が高いとも考えられ、一概に事業者情報の収集精度の評価は困難であるが、農林水産省が用いるとおり、商業統計が示す小売業及び卸売業、工業統計が示す加工製造業の事業者数の比例按分比は目安として十分なものと考えられる。上述の調査頻度の差異を是正する観点からも、特に商業統計、工業統計の比例按分比と把握事業者数比の乖離が大きい、県、業種については、より正確な広域事業者情報の把握が重要である。

オ 一方、新規出店した総合スーパー、食料品スーパー、ディスカウントショップ及びホームセンター（以下「総合スーパー等」という。）では、多くの地元出身者がパート等で雇用されるケースがあり、事業者においては、食品表示等についても、従業員に対して十分な指導が求められる。

近年、指導を受けた事案の中にも、新規出店から 3 週間程度が経過した総合スーパー等のテナントにおいて、プライスラベルを作成する食品表示ラベルプリンターの誤操作等により、牛肉の原産地を誤表示する違反が発生している（同事案は事業者からの自主申告により判明）。

今回、当局が福岡県内に平成 25 年度以降に新規出店した総合スーパー等 15 店舗（広域事業者）及び佐賀県内に同様に店舗した 10 店舗（広域事業者）を無作為抽出して、一般調査の実施状況を調査したところ、佐賀県内の 10 店舗では、このうち 9 店舗が出店の翌年度までに一般調査を実施済みとなっていたが、福岡県内の 15 店舗では、出店の翌年度までに一般調査を実施済みは 9 店舗にとどまっていた。

この原因は、新設店舗に係る出店状況の把握が迅速に行われていないことが影響しているとみられる。

図表 2-(1)-⑥

図表 2-(1)-⑦

図表 2-(1)-⑧

【改善意見】

したがって、九州農政局は、一般調査による指導監視の対象となる広域の食品関連事業者を的確に把握する等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① i タウンページや、県等の食品衛生部局が作成している食品衛生法許可施設リストなど外部機関が作成しているデータベースを活用して、事業者データマスタの一斉点検を実施するとともに、定期的な照合作業を行うこと。
- ② 総合スーパー等については、時期を定めて定期的かつ網羅的にホームページを閲覧し、店舗の新設・改廃情報を事業者データマスタに反映するとともに、新設店舗に対しては、遅くとも出店の翌年度までに一般調査を実施するよう、年間計画において優先して選定すること。

図表 2-(1)-① 事業者データマスタの主な登録情報

区 分	摘 要
① 店舗コード	小売業、中間流通業等 百貨店、スーパー、コンビニ、食料専門店等 全国域、ブロック域、県域、不明等
② 店舗名	
③ 店舗住所	
④ 店舗電話番号	
⑤ 業種	
⑥ 店舗形態	
⑦ 事業展開（事業域）	
⑧ 生鮮食品の取扱の有無	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-② 事業者データマスタ事業域別・業種別の県別店舗数（平成 27 年 12 月末時点）

区 分		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計
広 域	小売業	3,213	507	433	659	618	473	809	6,712
	中間流通業	575	147	137	178	92	110	261	1,500
	小 計	3,788	654	570	837	710	583	1,070	8,212
県 域	小売業	12,269	2,164	4,301	4,786	3,833	3,177	7,362	37,892
	中間流通業	2,429	533	910	1,483	797	1,053	1,470	8,675
	小 計	14,698	2,697	5,211	6,269	4,630	4,230	8,832	46,567
不 明	小売業	67	1	110	18	4	2	179	381
	中間流通業	275	4	23	48	11	11	279	651
	小 計	342	5	133	66	15	13	458	1,032
合 計		18,828	3,356	5,914	7,172	5,355	4,826	10,360	55,811

(注) 1 当局の調査結果による。

2 九州農政局では、本表の小売業及び中間流通業のほか、外食業（レストラン、焼き肉店等）、宿泊業等も土産用等の食品を取り扱っていることから、その一部を事業者データマスタに登録している。

図表 2-1)-③ 九州農政局県域拠点における事業者データマスタの登録情報の更新状況

区分	事業者データマスタの登録情報の更新状況
福岡県拠点	次の手段により、店舗等の新設、改廃等情報を把握した場合に更新している。 ① 一般調査や立入検査での情報収集 ② 一般調査や立入検査の前に行う事業者が開設しているホームページの閲覧 ③ スーパー等の新規オープン・廃業等の情報サイト及び大規模小売店舗立地法に基づく届出状況のサイトの閲覧
佐賀県拠点	次の手段により、店舗等の新設、改廃等情報を把握した場合に更新している。 ① 一般調査や立入検査での情報収集 ② 一般調査や立入検査の前に行う事業者が開設しているホームページの閲覧 ③ スーパー等の新規オープン・廃業等の情報サイト及び大規模小売店舗立地法に基づく届出状況のサイトの閲覧 ④ 新聞（地方紙）、チラシの確認

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-1)-④ 行政指導を行った事業者に係る事業者データマスタの登録状況 (単位:件)

区分	a 行政指導件数 (事業者数)	b aのうち、被疑情報を把握するまで、該当事業者を事業者データマスタに登録していなかった件数 (事業者数)	c bのうち、未把握期間中に一般調査を実施している事業者	d bのうち、未把握期間中に一般調査を実施していない事業者
福岡	60 (100%)	8 (13.3%)	0	8
佐賀	22 (100%)	3 (13.6%)	1 (注3)	2
計	82 (100%)	11 (13.4%)	1	10

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「a 行政指導件数」欄は、福岡県拠点が立入検査等を担当し、平成 25 年度から 27 年度までの間に行行政指導を行った 60 件（指示 1 件、指導 59 件）及び佐賀県拠点が立入検査等を担当し、23 年度から 27 年度までの間に行行政指導を行った 22 件（指示 0 件、指導 22 件）の計 82 件である。

3 一般調査の際には、当該事業者の店舗は佐賀県内のみと説明を受けていたが、被疑情報に基づき佐賀県が調査を進めた結果、当該事業者の代表取締役の自宅（他県）においても食品関連業務が行われていることが判明したもの。

図表 2-(1)-⑤ 把握方法の工夫により事前に事業者情報を把握できたとみられる例

未把握事業者の業種・店舗形態	工夫により事業者情報を把握できたとみられる状況
製造業・豆腐製造	<p>平成 26 年 12 月に独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センターからの被疑情報を端緒に広域事業者として初めて把握され、九州農政局から指導を受けている。</p> <p>i タウンページ (注) の「製造・加工 (食料品)」の「食品工業」から、当該県で検索すれば把握が可能である。</p> <p>(注) NTT タウンページ株式会社が提供する i タウンページは、ショッピングやビジネスといったジャンルから、「食料品店」、「製造・加工 (食料品)」、「販売・卸 (食料品)」に絞り、順次地域や詳細ジャンルを限定していくことで、「食料品」に関する事業者名リストを把握することが可能である。</p>
製造業・弁当惣菜の製造販売の本社工場	<p>平成 26 年 10 月に被疑情報を端緒に広域事業者として初めて把握され、九州農政局から指導を受けている。県内の 4 店舗については登録されていたが、本社工場について未登録であったもの。また、同局県域拠点で当局調査日に同社のホームページで確認したところ、4 店舗のうち 3 店舗は既に閉店していることが確認され、事業者データマスタから削除された。</p> <p>定期的な事業者ホームページの閲覧により、店舗の改廃状況は把握可能とみられる。</p>
小売業・食料品スーパーの本社	<p>平成 27 年 9 月に被疑情報を端緒に広域事業者として初めて把握され、九州農政局から指導を受けている。福岡県内の 11 店舗については登録されていたが、本社について未登録であったもの。また、当局が調査日に同社のホームページで確認したところ、3 か月前に新たに 12 店舗目が出店していたことが確認されたが、同店舗については未登録であり、当局の指摘により、このたび事業者データマスタに登録された。</p> <p>ちなみに、当局が、当該店舗以外に、他事業者が新規出店した総合スーパー等 25 店舗を無作為抽出 (注) して、事業者データマスタへの登録状況を確認したところ、6 店舗 (24.0%) が登録までに 6 か月以上経過しており、最長で 13 か月経過しているものがみられた (後述、図表 2-(1)-⑧参照)。</p> <p>(注) 当局がインターネットの検索エンジンで「スーパー オープン ○△県」、「スーパー○○、オープン」等により検索したもの。</p> <p>インターネットを利用して定期的に「スーパー、オープン、地名」等で検索することにより、店舗の出店状況は把握可能である。</p>
【事業者情報の事前把握は困難であったとみられる例】	
小売業・青果店	<p>平成 25 年 2 月に被疑情報を端緒に広域事業者として初めて把握され、九州農政局から指導を受けている。同局県域拠点では、</p>

	当該店舗に対して、当局が確認した平成 23 年度以降だけでも、県の要請により県域事業者として複数回にわたり一般調査を実施しており（系列の他店舗を含めて最低 6 回は実施）、店長等へ事業展開（店舗展開）を確認していたが、代表取締役の自宅（他県）が事務所として使用されていることまで、店長等は把握しておらず、広域事業者であることが把握できなかったのはやむを得ないものであったとしている。
小売業・精肉店	平成 26 年 8 月に被疑情報を端緒に広域事業者として初めて把握され、九州農政局から指導を受けている。当該店舗は、被疑情報が寄せられる 3 週間前に開業しており、同局県域拠点では、開業直後であり、店舗情報の把握は難しかったとしている。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 図表 2-(1)-④ b 欄の 11 事業者のうち、当局が九州農政局県域拠点から経緯等を聴取した 5 件（事業者）について、作成した。

図表 2-(1)-⑥ 小売業に係る事業者データマスタ登録の広域店舗数と農林水産省が商業統計を基に比例按分で示す一般調査実施店舗数の県別割合の乖離状況

区 分		九州計	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
事業者データマスタに登録の小売業の広域店舗数 (平成 27 年 12 月末時点)	a 店舗数	6,712	3,213	507	433	659	618	473	809
	b 割合 (%)	100	47.9	7.6	6.5	9.8	9.2	7.0	12.1
農林水産省が商業統計を基に比例按分で示す一般調査実施店舗数 (平成 27 年度)	c 店舗数	2,658	894	173	343	362	251	233	402
	d 割合 (%)	100	33.6	6.5	12.9	13.6	9.4	8.8	15.1
e 割合の乖離 (b-d)		0	<u>14.2</u>	1.0	<u>△6.5</u>	△3.8	△0.2	△1.7	△3.1
f 1 店舗当たりの平均調査頻度 (a/c) (単位: X 年に 1 回)		2.5	<u>3.6</u>	3.0	<u>1.3</u>	1.8	2.5	2.0	2.0

(注) 1 当局の調査結果による。

2 e 欄及び f 欄のそれぞれの最大値及び最小値に下線を付した。

図表 2-1)-⑦ 新規出店の直後に、過失により、品質表示違反が発生している事例

違反の内容、発生の原因等	
<p>平成 26 年に開業した総合スーパー等のテナント店舗において、開業から 3 週間が経過した頃に、牛肉の原産地について、仕入れ業者から伝達されていた産地と異なる産地を表示して数パックを販売したことから、九州農政局から指導を受けている。</p> <p>不適正表示の原因はプライ斯拉ベルを印刷する食品表示ラベルプリンターの履歴データの操作誤り、店長不在等による多忙により原産地確認が確実に実施できていなかったこと等による過失（人為的ミス）とされている。</p> <p>なお、同テナント店舗には、社員 3 人、パート従業員 5 人の計 8 人が勤務しており、開業から 2 週間程度は本部マネージャが頻繁に来店し、朝礼時には九州内の他店舗で発生した不適正表示の内容を従業員に説明するなどの注意喚起が行われていたとされている。</p> <p>九州農政局では、当該違反の端緒情報を事業者からの自主申告により把握している。</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-1)-⑧ 抽出調査した新規出店の総合スーパー等に対する一般調査の実施状況等

(単位：店舗)

区分	a 抽出調査した新規出店の総合スーパー等店舗数	b 出店から事業者データマスタへの登録まで6か月以上経過	c 初回の一般調査の実施年度				
			出店年度	出店の翌年度	出店の翌々年度	出店から3年度以降	未実施
福岡	15 (100%)	4 (26.7%)	5 (33.3%)	4 (26.7%)	2 (13.3%)	0 (0%)	4 (26.7%)
佐賀	10 (100%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	8 (80.0%)	1 (10.0%)	0 (0%)	0 (0%)
計	25 (100%)	6 (24.0%)	6 (24.0%)	12 (48.0%)	3 (12.0%)	0 (0%)	4 (16.0%)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 上段の数値は店舗数（実数）、下段の数値は a 欄の店舗数に対する割合（%）を示す。

3 a 欄について、平成 25 年度から 27 年度までの間に、福岡県又は佐賀県内において新規出店した総合スーパー等を当局がインターネットの検索エンジンを利用して無作為抽出した。

4 b 欄について、出店から事業者データマスタへの登録まで、最長で 13 か月経過している例がある。

5 c 欄の経過年数の計算に当たり、平成 28 年度の一般調査については、実施予定を含めて整理している。

なお、「未実施」の店舗に係る未実施期間は、新規出店年度（平成 26 年度及び 27 年度）によって、出店の翌年度から翌々年度までとなっている。

(2) 同一事業者の再発事案に係る再発原因調査の実施

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>農林水産大臣は、法第6条第1項により、食品関連事業者が食品表示基準に定める表示事項を表示せずに販売し、又は表示に際し、遵守事項を遵守しない場合は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができることとされている。</p> <p>また、当該指示のほか、法に基づかない行政指導に係る指針として、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」（平成27年3月20日消費者庁、国税庁、農林水産省。以下「指導・公表指針」という。）が示されており、上述の食品表示基準違反があった場合であっても、①食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること、②違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること、③事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方策を講じていることの3項目全てに該当する場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導することとされている。</p> <p>しかしながら、これに該当しない場合、又は、指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合は指示を行うこととされている。</p> <p>また、九州農政局では、個々の違反事案について、指示又は指導のどちらの措置区分とするかについては、九州農政局県域拠点が作成する立入検査報告書等を基に、指導・公表指針に基づき、必要に応じて農林水産省とも協議して総合的に判断しているとしている。</p>	<p>図表 1-(1)-① (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-①</p>
<p>【調査の結果】</p> <p>今回、福岡県拠点及び佐賀県拠点における違反事案の事業者に係る情報及び立入検査報告書等の作成内容等を調査した結果、次の状況がみられた。</p> <p>ア 福岡県拠点が立入検査等を担当し、平成23年度から27年度までの間に行政指導を行った109件（指示2件、指導107件）及び佐賀県拠点が立入検査等を担当し、23年度から27年度までの間に行政指導を行った22件（指示0件、指導22件）の計131件（延べ131事業者）の違反事案に係る事業者情報を確認したところ、「複数回にわたり指導」を受けているものが7事業者（このうち、2回指導が5事業者、3回指導が2事業者あり、計7事業者16件）みられ（注）、指導後に再度違反を犯している事業者が多くみられたが、常習性があるとして「指示」を受けるに至っているものはなかった。</p> <p>（注） 同一時期に複数の違反で同一事業者が複数回の指導を受けているケースもあ</p>	<p>図表 2-(2)-②</p>

るが、当該事案は除いている。

特に、佐賀県拠点においては、当該5年間の指導件数は22件であるが、このうち2回指導を受けているものが2事業者、3回指導を受けているものが1事業者あり（計3事業者7件）、指導件数の約3分の1は、複数回指導を行った事業者に係る事案となっている。

再発事案が発生した直接的な要因は、立入検査報告書等から判断して、主に食品表示ラベルプリンターの誤操作等にあるとみられるが、一方で、再発事案が顕在化している要因としては、一度指導を受けた事業者からは、違反を犯した際の自主申告が励行されている傾向があることがうかがわれた（複数回指導を受けた7事業者に係る2回目又は3回目指導の計9件のうち7件は事業者からの自主申告により違反被疑事実が発覚している。）。

イ ところで、上述の複数回指導を受けた7事業者の再発事案内容をみると、「加工魚介類の原産国の誤表示・欠落」、「加工肉の原料原産地の誤表示」、「野菜・果実の原産地の誤表示」などについて、類似の違反を再発しており、中には全く同一の違反「精米年月日の不表示」を繰り返している事業者がみられる。

また、違反が発生した原因についても、「読み上げ確認の未実施」、「制度の理解不足」が繰り返されているものや、「最終検品者によるチェック方法が不十分」であったことから、ダブルチェック体制とするなどの再発防止対策により、「今後一切不適正表示商品が再発しないように取り組む。」としながらも、約3年後に「チェック作業が不十分」であったことから再発している例もみられる。

九州農政局では、指導を行った事業者に対しては、①改善報告書の提出、②改善確認調査の実施、③次年度の一般調査の実施などにより、当該違反事実の確実な解消のみならず、他の取扱食品の表示の適正についても点検の上、事業者に対して食品表示制度の適切な運用のための啓発等も実施させており、普遍的な改善に努めている。

こうした中で発生した再発事案については、再発の原因と前回の指導や改善取組とを関連付ける観点での調査（注）が必要であり、常習性を疑う観点からも改善が不十分で再発したのか、あるいは、別異の原因により発生したのか等についての調査、分析が行われなければ、再々発の抑制指導は難しいと考えられる。

（注）例えば上記の「チェック作業が不十分」の例では、ダブルチェック体制とする再発防止対策を講じたにもかかわらず、なぜチェック作業が不十分との原因で違反が再発したのかについての調査

しかしながら、当該7事業者に係る2回目以降の指導のために行われた立入検査の検査報告書等をも、前回違反への言及や、関連付け、再発の原因分

図表 2-(2)-③

図表 2-(2)-③
(再掲)

析等についての調査結果は全く記載されておらず、九州農政局県域拠点が前回の違反事実等を確実に把握した上で立入検査に臨んでいるのかさえも報告書類において確認することができなかった。

このことについて、九州農政局県域拠点では、立入検査を実施する場合には、過去の検査、指導等の状況を把握した上で実施しているが、再発事案に係る立入検査報告書等の取りまとめ方、記載方法等について、特に言及したマニュアル等はなく、他の初回事案と同様に取りまとめているとしている。

九州農政局では、指導区分の判断に当たり、再発事案については、過去の違反に係る立入検査報告書、改善報告書等をも踏まえて、総合的に判断しているが、常習性等に関して、よりの確な判断を実施するためには、同局県域拠点から、再発の原因と前回の指導や改善取組とを関連付ける観点での立入検査報告書等を徴することが重要である。

【改善意見】

したがって、九州農政局は、違反を再発した食品関連事業者に対する指導の徹底及び指導区分の判定に必要な情報を的確に把握する観点から、違反を再発した事業者に対する立入検査に当たっては、担当する同局県域拠点に対して、前回の違反事項へのその後の改善対応が不十分で再発したのか、別異の原因により発生したのか等、前回の違反との関連性や、再発の原因を究明させるとともに、その結果を立入検査報告書等に記載させる必要がある。

図表2-(2)-① 食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針(平成27年3月20日消費者庁、国税庁、農林水産省)

1 指示の指針

食品表示基準に違反している食品関連事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該 指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。

[指導を行う場合]

次に掲げる項目全てに該当する場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。

- ① 食品表示基準違反が 常習性がなく過失による一時的なもの であること。
- ② 違反事業者が 直ちに表示の是正 (表示の修正・商品の撤去) を行っていること。
- ③ 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方策を講じている こと。

2 書類の整備・保存に関する指導の指針

食品関連事業者が食品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、食品表示法の規定に基づく報告徴収、立入検査等を行った際に、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導を行う。

3 公表の指針

(1) 指示を行った場合には、次の①から③までの事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても①及び②の事項を公表することができる。

- ① 違反した食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実 (ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) に照らして不開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。)
- ③ 指示の内容

(2) 2の指導をした場合であって、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより、食品表示基準に違反する蓋然性が高いときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- ① 指導を受けた食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項
- ③ 指導の内容

4 施行期日

食品表示法の施行の日 (平成27年4月1日) から適用する。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-② 調査対象指導件数に占める同一事業者への指導件数

区分	a 調査対象指導件数	b aのうち、同一事業者に係る指導件数		
			うち2回指導	うち3回指導
福岡	延べ109事業者109件	4事業者9件	3事業者6件	1事業者3件
佐賀	延べ22事業者22件	3事業者7件	2事業者4件	1事業者3件
計	延べ131事業者131件	7事業者16件	5事業者10件	2事業者6件

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「a 調査対象指導件数」欄は、福岡県拠点が入立検査等を担当し、平成23年度から27年度までの間に行政指導を行った109件(指示2件、指導107件)及び佐賀県拠点が入立検査等を担当し23年度から27年度までの間に行政指導を行った22件(指示0件、指導22件)の計131件(延べ131事業者)である。

3 同一時期に複数の違反で同一事業者が複数回の指導を受けているケースもあるが、当該事案は、b欄には含めていない。

図表 2-(2)-③ 同一事業者に対する複数回指導事案の概要

区分	回数	指導年月 (前回からの経過年月数)	主な違反内容 【発覚の端緒】	立入検査報告書等に記載の不公正表示の原因及び再発防止対策の要旨 (注2)	立入検査報告書等での前回違反への言及、関連付け、再発の原因分析等の記載の有無
福岡事案 1	1回目	H23.4	かに風味かまぼこの原材料名の誤表示 【事業者からの自主申告】	・前週販売の他商品とのラベル誤貼付 ・ <u>読み上げ確認の未実施</u> (再発防止対策) ・チーフによる貼付対象品伝達の徹底 ・ <u>全員に聞こえるよう読み上げ、水産担当者全員での確認の徹底</u>	-
	2回目	H23.6 (2月)	塩さばの原料原産地「千葉」を「ノルウェー」、加工地「千葉」を原産国「中国」と誤表示 【事業者からの自主申告】	・前日販売の他商品とのラベル誤貼付 ・ <u>読み上げ確認の未実施</u>	無
	3回目	H27.8 (4年2月)	ゆでた魚介類の「原産国(ベトナム)」が欠落し、「ベトナム産〇〇」と表示 【一般調査により把握】	・本社バイヤーが加工食品における「原料原産地」と「原産国」の相違及び表示方法を理解していない。 ・ラベル入力後の <u>チェック体制の不備</u>	無
福岡事案 2	1回目	H23.8	「カナダ産成型肉・豚肉」を「国産」と誤表示 【事業者からの自主申告】	・ <u>本社担当者の産地誤登録</u> 、店舗での確認漏れ ・産地伝達カード未作成など社内マニュアルの未実施	-
	2回目	H26.1 (2年5月)	「ブラジル産鶏肉加工品」を「国産」と誤表示 【事業者からの自主申告】	・ <u>本社担当者の商品マスタの変更漏れ</u> ・ <u>原産地切替情報の店舗への伝達漏れ</u>	無
福岡事案 3	1回目	H23.9	「アメリカ産ブロッコリー」を「北海道産」と誤表示 【事業者からの自主申告】	・青果担当者の誤入力 ・1人作業による <u>チェック作業の未実施</u>	-
	2回目	H24.11 (1年2月)	「福島産」梨を「大分産」と誤表示 【事業者からの自主申告】	・品薄となった大分産を翌日販売予定の福島産で補充したものの、通常、大分産を仕入れていることから表示変更を失念 ・ <u>陳列の際の産地確認の未実施</u>	無
福岡事案 4	1回目	H26.9	うなぎの蒲焼の原材料名(添加物)の誤表示、保存方法を二重に表示 【一般調査により把握】	・過去の商品に係る添加物表示の訂正を失念。確認の不足 ・販売者が、保存温度変更に伴って製造により表示された温度を変更する <u>必要性への認識不足(制度の理解不足)</u>	-

区分	回数	指導年月 (前回からの経過年月数)	主な違反内容 【発覚の端緒】	立入検査報告書等に記載の不適合表示の原因及び再発防止対策の要旨 (注2)	立入検査報告書等での前回違反への言及、関連付け、再発の原因分析等の記載の有無
	2回目	H28.1 (1年4月)	塩さばの原産国「中国」の不表示 【一般調査により把握】	・ラベルプリンター変更時の再設定漏れ ・販促シールに表示されていたことから <u>問題ないと誤認(制度の理解不足)</u>	無
佐賀 事案1	1回目	H23.10	原料玄米の「23年産」を「22年産」と誤表示 【事業者からの自主申告】	・グループ長のデータ更新作業・確認漏れ ・ <u>精米袋詰担当者の表示確認漏れ</u>	-
	2回目	H24.5 (7月)	精米年月日の不表示 【事業者からの自主申告】	・パソコン操作ミスによるデータ削除 ・ <u>最終検品者によるチェック方法が不十分</u> (再発防止対策) ・パソコン操作で誤操作してもデータが削除されない仕様に変更 ・ <u>1人で実施していた最終検品を2人のダブルチェック体制とし、双方読み上げ、チェック記入により異常と確認漏れを防止。これらの対策を確実に実施し今後一切不適合表示商品が再発しないように取り組む。</u>	無
	3回目	H27.6 (3年1月)	精米年月日の不表示 【事業者からの自主申告】	・シール発行機器の不具合による製造工程中の表示欠落 ・製造工程中の表示欠落は想定していなかったが、 <u>その後のチェック作業が不十分</u>	無
佐賀 事案2	1回目	H24.11	豚肉加工品の原料原産地「国産」を「アメリカ産」と誤認させる表示 【事業者からの自主申告】	・ <u>過去の商品に係るシールを誤入荷の上、未確認のまま商品に添付して出荷</u> (再発防止対策) ・シール入荷時のチェック表の導入 ・品名のほか原材料表記の内容確認の開始 ・ <u>施設内の表示関係者への再指導</u>	-
	2回目	H26.1 (1年2月)	畜産加工品(冷凍食肉加工品(とんかつ))の名称、原材料の誤表示 【事業者からの自主申告】	・ <u>別の商品の一括表示ラベルを誤って発行して貼付</u> ・ラベル発行時のチェック表による表示確認の怠り ・ <u>生産終了時点でのラベルチェック作業が不徹底</u>	無
佐賀 事案3	1回目	H26.3	干さわらの名称、原材料の誤表示 【事業者からの自主申告】	・余剰包材の返却場所混在による <u>誤包材使用による誤表示</u> ・ <u>商品製造後の包材チェックの不徹底</u> (再発防止対策)	-

区分	回数	指導年月 (前回からの経過年月数)	主な違反内容 【発覚の端緒】	立入検査報告書等に記載の不適合表示の原因及び再発防止対策の要旨 (注2)	立入検査報告書等での前回違反への言及、関連付け、再発の原因分析等の記載の有無
				<ul style="list-style-type: none"> ・包材受払台帳への記入等による包材管理の徹底 ・<u>使用包材と対象商品の適合についてのチェック体制の確立</u> 	
	2回目	H27.7 (1年4月)	開さばの名称、原材料の誤表示 【事業者からの自主申告】	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>別商品の一括表示ラベルを持ち込んだことによる誤貼付</u> ・<u>貼付作業時及び箱詰め作業時の表示内容の確認の怠り</u> 	無

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「立入検査報告書等に記載の不適合表示の原因及び再発防止対策の要旨」欄の再発防止対策は、立入検査報告書、てん末書等で同対策の確認ができたものについて記載した。また、下線は、類似の原因、再発防止対策について、当局が付した。

(3) 被疑情報の把握から指導等までの処理期間の状況

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>食品表示に係る指導監視を行う行政機関等においては、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有を図り、迅速に問題のある事業者への指導等必要な対応をとることが重要である。特に、被疑情報を把握した後、立入検査等を速やかに実施することは、不適正な食品表示による被害の拡大を防ぎ、一般消費者の安全・信頼を確保する上で、また、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性からも重要である。</p> <p>(被疑情報の把握から改善確認までの処理期間に関する当省の勧告)</p> <p>かつて、地方農政事務所（当時）等に食品表示の偽装に係る情報が提供されたにもかかわらず、迅速な立入検査等の対応がとられていなかったことから、農林水産省では、このことについて検証を行うとともに、平成19年7月に、一般消費者や食品関連事業者（以下「一般消費者等」という。）から食品表示に関する情報を受け付ける食品表示110番の対応マニュアルを見直し、食品の不適正表示に係る情報の迅速な処理を図り、担当者等によるチェック機能の強化を図ってきた。</p> <p>しかし、「食品表示に関する行政評価・監視～監視業務の適正化を中心として～」(平成22年9月総務大臣勧告)において、当省が被疑情報の把握から立入検査の実施までの期間について調査した結果、調査対象とした21件のうち、7日間以上を要したものが7件(33.3%)みられ、この中には47日間(最長)を要したものが1件、25日間ないし27日間を要したものが3件みられたことから、農林水産省に対し、被疑情報を把握した場合は、速やかに立入検査を実施することを勧告している。</p> <p>また、上記の行政評価・監視において、農林水産省における被疑情報の把握から関係機関への回付までの期間について調査した結果、i) 調査対象とした855件のうち39件(4.6%)が規定の処理期間(被疑情報の受付から回付まで5日間以内)を超えており、このうち18件(2.1%)は、回付に10日間以上を要していたこと、ii) 案件の進行工程管理を行うためのチェックシートが適切に記載されていないものがみられたことから、当省は、農林水産省に対し、地方農政局及び地方農政事務所が受け付けた被疑情報の処理について、自己点検等の確実な実施を徹底することを勧告している。</p> <p>(処理期間に関する規定)</p> <p>農林水産省は、マニュアルにより、被疑情報の把握から立入検査及び関係機関への回付までの処理期間について、次のとおり規定している。</p> <p>① 被疑情報の把握から立入検査の着手まで7日以内(土曜日、日曜日及び祝日</p>	

を除く。次の②も同じ。)

- ② 一般消費者等から被疑情報（他機関が担当する事項）を受け付けた日から関係機関へ回付するまで5日以内

【調査の結果】

今回、福岡県拠点及び佐賀県拠点における被疑情報の把握から立入検査及び関係機関への回付までの処理期間を調査した結果は、次のとおりであり、不合理に規定の処理期間を超えているものはなく、おおむね迅速に処理が図られていた。

ア 被疑情報の把握から立入検査の着手までの期間

福岡県拠点が平成25年度から27年度までの間に指導を行った59件（全て立入検査を実施）から抽出した34件及び佐賀県拠点が23年度から27年度までの間に指導を行った22件のうち、立入検査を実施した18件の計52件について、被疑情報の把握から立入検査の着手までの期間を調査した結果、規定の処理期間（把握から7日以内に立入検査に着手）を超えているものが2件（3.8%）みられた。

この2件については、規定の処理期間の2倍（14日）を超えているものの、
i) 被疑食品（牛肉）に係るDNA鑑定の結果を待つ必要があったため、ii) 自主申告した事業者において、自主申告書の内容に不備があり確認する必要があったためなど、合理的事情が認められた。

イ 被疑情報（他機関が担当する事項）を受け付けた日から関係機関へ回付するまでの期間

食品表示110番を端緒として被疑情報を把握し、福岡県拠点が立入検査を実施して平成27年度に指導を行った7件及び佐賀県拠点が23年度から27年度までの間に指導を行った22件の計29件のうち、県に対して情報回付を行った2件（福岡県拠点。佐賀県拠点では該当なし。）について、被疑情報の受付から関係機関への回付までの期間を調査した結果、規定の処理期間（被疑情報の受付から回付まで5日以内）を超えているものは、みられなかった。

なお、上記のほか、i) 2回目以降の立入検査の間隔、ii) 最終の立入検査日から措置日までの期間、iii) 指導から食品関連事業者に改善報告書を提出させるまでの期間についても確認したが、不合理に処理期間が長いものはみられなかった。

図表 2-(3)

図表 2-(3) 福岡県拠点における被疑情報受付後の回付の状況

番号	被疑情報の把握の端緒	被疑情報の概要	受付年月日	回付に係る 所要日数	回付先
			回付年月日		
1	福岡県内の市町村 (消費生活相談窓口)	焼き菓子の一括表示がない。	H27. 8. 3	2 日	福岡県 (保健所)
			H27. 8. 5		
2	自主申告	のり加工品に岩のりを使用していないのに「岩海苔」と表示した。	H28. 1. 7	1 日	福岡県 (景品表示 担当部局)
			H28. 1. 8		

(注) 1 当局の調査結果による。

2 食品表示 110 番を端緒として被疑情報を把握し、福岡県拠点が立入検査を担当して平成 27 年度に指導を行った 7 件のうち、県に対して情報回付を行った 2 件 (佐賀県拠点では該当なし。) について記載した。

3 日数には、土曜日、日曜日及び祝日は含まない。

(4) 遺伝子組換えに関する表示に係る監視の確実な実施

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(遺伝子組換えに関する表示制度)</p> <p>食品表示基準第3条第2項に基づき、食品関連事業者は、同基準別表第17に掲げられた8農産物(大豆、とうもろこし等)を原材料とする33加工食品(豆腐・油揚げ類、コーンスナック菓子等)を販売する際には、遺伝子組換えに関する事項を表示することとされている。また、当該加工食品に遺伝子組換えでない旨の表示(任意表示)を行うためには、分別生産流通管理(注)が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物を使用することが要件とされている。</p> <p>(注) 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること。</p> <p>分別生産流通管理については、その旨が書類により証明されていることが必要とされており(食品表示基準第2条第19号)、その証明の方法については、消費者庁次長通知により、「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換え原料(大豆、とうもろこし)確保のための流通マニュアル」(平成13年12月農林水産省総合食料局品質課改訂)(注)により示すとされている。同マニュアルでは、その証明方法について、i) 非遺伝子組換え農産物に係る流通の各段階において、分別生産流通管理を行った当事者は、品名・生産地・収穫年・数量等と管理の内容を示した証明書(以下「証明書」という。)を相手先に発行する、ii) この証明書受領者が次の相手先に前者から受けた「非遺伝子組換え農産物」を販売した場合、同様の証明書を発行するとともに、証拠として前者から受け取った証明書のコピーを添付するものとされている。</p> <p>(注) バルク輸送とは、貨物を運ぶ際に、包装や箱詰めすることなくそのまま(バルク、ばら積み貨物)の状態に輸送するという方式をいう。</p> <p>なお、証明書の保存期間については、「バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針」(「食品表示基準について」(平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知)の別添。以下「指針」という。)により、2年以上とされている。</p> <p>(遺伝子組換えに関する表示に係る監視)</p> <p>遺伝子組換えに関する表示については、平成13年4月の義務化から15年が経過した現在においても、インターネットに遺伝子組換え食品や当該表示に関する書き込みが多くみられるなど、依然として一般消費者の関心は高い。</p> <p>この表示の監視については、消費者庁次長通知により、次のとおり定められている。</p>	<p>図表2-(4)-①</p> <p>図表2-(4)-②</p> <p>図表2-(4)-① (再掲)</p> <p>図表2-(4)-③</p> <p>図表2-(4)-④</p> <p>図表2-(4)-⑤</p> <p>図表2-(4)-③ (再掲)</p>

① 製造業者等は、基準に基づいて遺伝子組換えに関する表示を適正に行うとともに、国、都道府県又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）から要請があった場合には、その遺伝子組換えに関する表示を行った対象農産物又はこれを原材料とする加工食品について分別生産流通管理を適正に実施したことを証明する書類を提出する等適切な協力を行う。

② FAMIC は、①により提出を受けた書類の記載内容を確認すること、当該書類に係る食品に組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存しているか否かを分析すること等により、遺伝子組換えに関する表示が適正に行われているか否かを監視する。

(注) ①及び②は、消費者庁次長通知の発出以前には、「遺伝子組換えに関する品質表示基準の施行について」（平成12年6月10日付け12食流第1775号農林水産省食品流通局長通知）により、同様に規定されていた。

また、「食品表示基準Q&A」（平成27年3月消費者庁食品表示企画課）により、遺伝子組換えでない旨の表示がある食品又は遺伝子組換えに関する表示のない食品について、その原料となる大豆やとうもろこしについて、分別生産流通管理がなされている旨の書類が整っていることの確認を行うものとされている。

図表 2-(4)-⑥

【調査の結果】

今回、FAMIC 福岡センター等における遺伝子組換えに関する表示に係る監視の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

ア 遺伝子組換えに関する表示に係る調査、検査の実施状況

遺伝子組換えに関する表示の監視については、次のとおり、平成18年度の農林水産省による特別調査に併せてFAMICによるDNA分析が実施されているほか、当局が調査対象とした平成23年度以降、継続して、FAMICによる検査が実施されている。

これらの特別調査の結果及び平成23年度以降のFAMIC福岡センターにおける検査の実施状況について調査したところ、九州管内においては、遺伝子組換え原材料を使用しているにもかかわらず、遺伝子組換えでない旨の表示を行っている不適正な事案は発生していない。

また、当局が今回実施した科学分析調査においても、表示が正しくない可能性があるかと判別されたものは、みられなかった。

(ア) 大豆加工品の「国産大豆使用」表示等に関する特別調査（平成18年度）

農林水産省の公表資料によると、同省は、平成17年8月から18年4月にかけて、大豆加工品の「国産大豆使用」表示等に関する特別調査を実施している。

当該調査では、全国の食品小売店3,003店舗で、延べ17万7,409点の大豆

加工品（豆腐・油揚げ類、ゆば、納豆、豆乳類、みそ）を対象として、「国産大豆使用」等の強調表示（注1）の表示状況及び加工食品品質表示基準（平成12年3月31日付け農林水産省告示第513号。食品表示基準附則第2条第8号により廃止）等に基づく表示事項（注2）の調査が行われるとともに、「国産大豆使用」等の強調表示のあった商品について、表示内容の根拠を確認するため、製造業者等の表示責任者303業者（当該事業者が製造又は販売していた商品6,453点）を対象として遡及調査が行われている。

（注）1 強調表示とは、表示が義務付けられた事項以外に、使用した原材料が特色のあるものであることや特定の原産地のものであることなどを強調する表示をいう。

2 加工食品品質表示基準による義務表示事項は、i) 名称、ii) 原材料名、iii) 内容量、iv) 賞味期限、v) 保存方法及びvi) 製造業者等の氏名又は名称及び住所である。

また、上記の表示に関する調査と併せて、遺伝子組換えに関する表示内容の整合性を確認するため、FAMICにおいて、大豆加工品300点を買上げてDNA分析が行われるとともに、遺伝子組換え体DNAの陽性反応を示した商品については、その製造業者等に対する表示根拠の確認調査が行われている。

これらの調査結果については、i) 遺伝子組換えに関する表示に係るDNA分析の結果については、全て適正であった、ii) 強調表示に係る遡及調査では、国産大豆使用等の強調表示について、27業者（303事業者の8.9%）の94点に不適正表示がみられたとされている。

(イ) FAMIC 福岡センターにおける検査等の実施状況

FAMIC 本部は、当局が調査対象とした平成23年度から27年度までの間について、毎年度、遺伝子組換えに関する表示に係る検査の実施点数の目標を300件以上としており、この達成に向け、FAMICの地方センターに検査対象として買い上げる食品の種類、数を割り振り、遺伝子組換えに関する表示に係る検査を実施している。

このFAMIC本部の指示に基づき、FAMIC福岡センターは、管内において食品を買い上げて遺伝子組換えに関する表示に係る検査（定性検査）の対象としている。同センターにおける平成23年度から27年度までの検査実績をみると、対象は、豆腐、油揚げ等であり、食品を買い上げた数は、各年度において57点から78点となっている。

また、FAMIC福岡センターは、上記の定性検査において、遺伝子組換えの反応がみられたものを対象として、分別生産流通管理の実施状況調査を行っており、当該調査を行った際には、反応がみられた食品の原材料（大豆）を入手して遺伝子組換え体の混入率検査（定量検査）を実施している。

図表2-(4)-⑦

<p>なお、FAMIC 福岡センターは、定性検査においては遺伝子組換え原料の混入の反応があった食品がみられるものの、定量検査において、混入率が上限値(5%) (注) を超えて「不適」と判定されたものはないとしている。</p> <p>(注) 食品表示基準では、生産、流通及び加工の各段階において、意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、分別生産流通管理の実施の確認が適切に行われている場合には、遺伝子組換えでない旨の表示を行うことができることとされている(第3条第2項)。</p> <p>この「一定の混入」については、消費者庁次長通知により、5%以下であること(大豆及びとうもろこしの場合)とされている。</p>	<p>図表 2-(4)-① (再掲)</p> <p>図表 2-(4)-③ (再掲)</p>
<p>(ウ) 県における検査等の実施状況</p> <p>調査対象とした福岡県(保健衛生課)及び佐賀県(生活衛生課)は、食品衛生法第28条第1項に基づき収去した食品について、科学分析による検査を実施しているが、遺伝子組換えに関する表示については、この検査の対象としていない。</p> <p>この理由について、両県は、i) 遺伝子組換えに関する表示については、事業者の証明書の保存状況を確認して必要な指導を行うことによって適正化を図ることが可能と考え、立入検査を実施していること(福岡県)、ii) アレルギー、添加物等消費者の安全被害に直結するものを優先して科学的分析の対象としていること(佐賀県)としている。</p>	<p>図表 2-(4)-⑧</p>
<p>(イ) 当局における科学分析調査(委託実施)の結果</p> <p>当局では、上述1(1)ウのとおり、抽出購入した食品62点を対象として、民間委託して科学分析を行った。このうち7点(外国産大豆を原材料とし、遺伝子組換えでない旨の表示がある豆腐)について、遺伝子組換えに関する表示が適正か否か分析した結果、表示が正しくない可能性があるかと判別されたものは、みられなかった。</p>	<p>図表 1-(1)-⑭ (再掲)</p> <p>図表 2-(4)-⑨</p>
<p>イ 分別生産流通管理の実施状況調査の確実な実施</p> <p>FAMIC 福岡センターは、当局が調査対象とした平成23年度から27年度までの間、毎年度、分別生産流通管理の実施状況調査(以下「IP調査」という。)を行っている。同センターは、当該調査の対象については、定性検査において遺伝子組換え原料を含む旨の反応があった食品(当該調査の端緒となった食品。以下「端緒品」という。)の製造業者としており、平成27年度には、9件の調査を行っている。</p> <p>今回、当局がこの9件について、証明書及び納品に係る記録等の確認状況を調査した結果、次のとおり、分別生産流通管理の方法を改善すべきものが5件(5製造業者)みられた(9件のうち2件については国産大豆を使用しており、</p>	<p>図表 2-(4)-⑩</p>

分別生産流通管理の必要はなかった。)

- ① 製造業者は、FAMIC 福岡センターの I P 調査時点では、卸売業者から証明書の発行を受けておらず、調査後に卸売業者に要請して発行を受けているが、当該証明書の発行日は、端緒品製造日の後となっている。

このため、製造業者は、原材料大豆の分別生産流通管理の実施の証明書を
確認できない状態のまま、端緒品を始め製造した食品に遺伝子組換え大豆を
使用していない旨の表示を行っているもの 3 件

- ② 製造業者は、FAMIC 福岡センターによる I P 調査時点までに、卸売業者から
証明書の発行を受けているものの、当該証明書の発行日は、端緒品製造日の
約 20 日後又は約 10 日後となっている。

このため、製造業者は、原材料大豆の分別生産流通管理の実施の証明書を
確認できない状態のまま、端緒品を始め製造した食品に遺伝子組換え大豆を
使用していない旨の表示を行っているもの 2 件

これらの原因については、次のことが考えられる。

- i) FAMIC 福岡センターでは、分別生産流通管理が行われたことを製造業者が証
明書で確認することができない状態において、遺伝子組換え大豆を使用し
ていない旨の表示が行われた場合であっても、伝票等により遺伝子組換えで
ない旨が伝達された原材料大豆であることが確認され、なおかつ、事後であ
っても証明書を入手したことが確認された場合は、指針と同等の管理及び確認
が実施されたとみなしていること。
- ii) FAMIC 福岡センターでは、当局が調査対象とした少なくとも平成 23 年度以
降、I P 調査を繰り返し実施しているものの、上述のとおり、27 年度に至っ
ても調査した 7 事業者のうち、5 事業者において、端緒品を製造する時点で証
明書を入手していない。このように事業者の中には、非遺伝子組換え農産物
であることについては、伝票等により遺伝子組換えでない旨が伝達されるた
め、証明書により確認するとの意識が乏しい者が存在すること。

また、FAMIC 福岡センターが作成する調査結果報告書に証明書の入手状況に
係る事実が正確に記録されなければ、調査結果の報告を受ける FAMIC 本部に
対して「製造業者が卸売業者から、その都度証明書を入手していない。」とい
う事実が伝わらないこととなる。しかし、上記事例①、②について、FAMIC
福岡センターでは、端緒品を製造する時点において証明書を入手しておくよ
う啓発したとしているものの、FAMIC 福岡センターが作成した調査結果報告書
には、製造業者が原材料大豆を使用する前に証明書により確認していない旨
と当該啓発の事実が記録されていなかった。なお、製造業者が製造日前に必
要な証明書を保有していないことについては、FAMIC 本部に対する報告事項と
されていない。

図表 2-(4)-③
(再掲)

【改善意見】

したがって、FAMIC 福岡センターは、遺伝子組換えに関する表示に係る監視の
確実な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 製造業者が製造日前に必要な証明書を保有していない場合には、当該業者
に対して証明書を保有する必要性について説明した上で、今後は製造日前に証明
書を入手しておくよう一層の啓発を行うとともに、その事実を報告書に明記す
ること。
- ② 製造業者が製造日前に必要な証明書を保有していないことについては、その
事実を FAMIC 本部に報告するよう規定するなどについて、FAMIC 本部と調整を
図ること。

図表 2-(4)-① 食品表示基準（平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十四（略）

十五 遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換え DNA 技術を用いて生産されたものをいう。

十六 非遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十七・十八（略）

十九 分別生産流通管理 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

二十（略）

2・3（略）

（横断的義務表示）

第 3 条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第 4 の上欄に掲げる食品にあつては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

（表略）

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

(略)		
別表第 17 の下欄及び別表第 18 の中欄に掲げる加工食品	遺伝子組換え食品に関する事項	<p>1 加工工程後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第 17 の下欄に掲げるもの（2 に掲げるものを除く。）にあつては、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 <u>分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表第 17 の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する。</u></p> <p>二 <u>生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表第 17 の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物</u></p>

		<p>及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する。</p> <p><u>三 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表第 17 の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、1 の一又は三の確認が適切に行われている場合には、1 の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したもののみなす。</u></p> <p>4～6 (略)</p>
(以下略)		

3 (略)

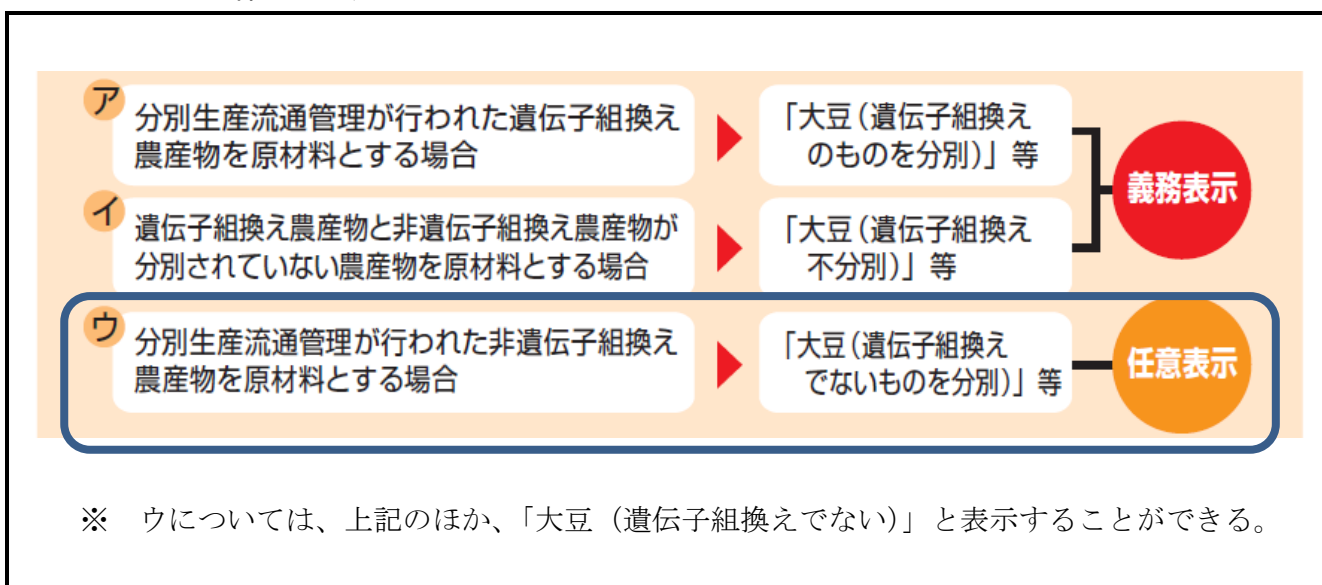
別表第 17 (第 3 条、第 9 条関係)

対象農産物	加工食品
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)	1 豆腐・油揚げ類 2 凍り豆腐、おから及びゆば 3 納豆 4 豆乳類 5 みそ 6 大豆煮豆 7 大豆缶詰及び大豆瓶詰 8 きなこ 9 大豆いり豆 10 1 から 9 までに掲げるものを主な原材料とするもの 11 調理用の大豆を主な原材料とするもの 12 大豆粉を主な原材料とするもの 13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 14 枝豆を主な原材料とするもの 15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子 2 コーンスターチ 3 ポップコーン 4 冷凍とうもろこし

	5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 6 コーンフラワーを主な原材料とするもの 7 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 9 1 から 5 までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子 2 乾燥ばれいしょ 3 冷凍ばれいしょ 4 ばれいしょでん粉 5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの 6 1 から 4 までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(4)-② 遺伝子組換えに関する表示の区分図（大豆、とうもろこし等 8 農産物の 33 加工食品に係るもの）



(注) 1 「早わかり食品表示ガイド<事業者向け>～食品表示基準に基づく表示～」(平成 27 年 11 月版。消費者庁) による。
 2 太枠は当局が付した。

図表 2-(4)-③ 「食品表示基準について」(平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知)(抜粋)

(加工食品)

1 義務表示事項

(1)～(9) (略)

(10) 遺伝子組換え食品に関する事項

① 分別生産流通管理について

食品表示基準第 2 条第 1 項第 19 号において分別生産流通管理とは、「遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。」と規定されている。その具体的な 管理及び証明の方法は、産地、作目、加工食品の種類等により異なるが、輸入量が多く、かつ、流通段階の複雑なバルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしについては、別添の「バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針」（以下「指針」という。）に即した管理及び確認が適切に実施されていれば、基準で規定する非遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理が行われたこととなる。

指針の具体的な運用については、「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換え原料（大豆、とうもろこし）確保のための流通マニュアル」（一般財団法人食品産業センター、平成 12 年 1 月）に示されており、これを参照されたい。

また、バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこし以外のものの分別生産流通管理については、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の可能性がある段階においては、指針に即した管理及び確認が必要である。

なお、この指針とは異なる分別生産流通管理の方法を用いることもできるが、その場合には、この指針と同等又は同等以上の信頼性及び追跡可能性のある方法を用いることが必要である。

② 意図せざる混入について

分別生産流通管理が適切に行われたことを確認した場合であっても、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性は否定できず、食品表示基準第 3 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の遺伝子組換え食品に関する事項の項でいう「一定の混入」とは、非遺伝子組換え大豆の場合で遺伝子組換え大豆の混入率が 5%以下であること又は非遺伝子組換えとうもろこしの場合で遺伝子組換えとうもろこしの混入率が 5%以下であることとする。

なお、分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物として取り扱うためには、分別生産流通管理が適切に行われ、そのことが確認されていること及び混入が意図的に行われたものではないことが必要であり、分別生産流通管理を確認していない場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には 5%以下の混入率であっても、分別生産流通管理を行ったこととはならない。

③ 基準の遵守状況の監視について

ア 食品表示基準第 3 条第 1 項の製造業者等は、基準に基づいて遺伝子組換えに関する表示を適正に行うとともに、国、都道府県又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「セ

ンター」という。)から要請があった場合には、その遺伝子組換えに関する表示を行った対象農産物又はこれを原材料とする加工食品について分別生産流通管理を適正に実施したことを証明する書類を提出する等適切な協力をを行う。

イ センターは、アにより提出を受けた書類の記載内容を確認すること、当該書類に係る食品に組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存しているかどうかを分析すること等により、遺伝子組換えに関する表示が適正に行われているかどうかを監視する。

ウ 都道府県は、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第5条第1項の規定により、主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにある食品関連事業者に対する食品表示法に基づく指示等の権限が当該都道府県知事の自治事務とされていることを十分御認識の上、遺伝子組換えに関する表示について疑義がある場合には、指示等の権限を行使する等適切な対応を行う。

④ （略）

（以下略）

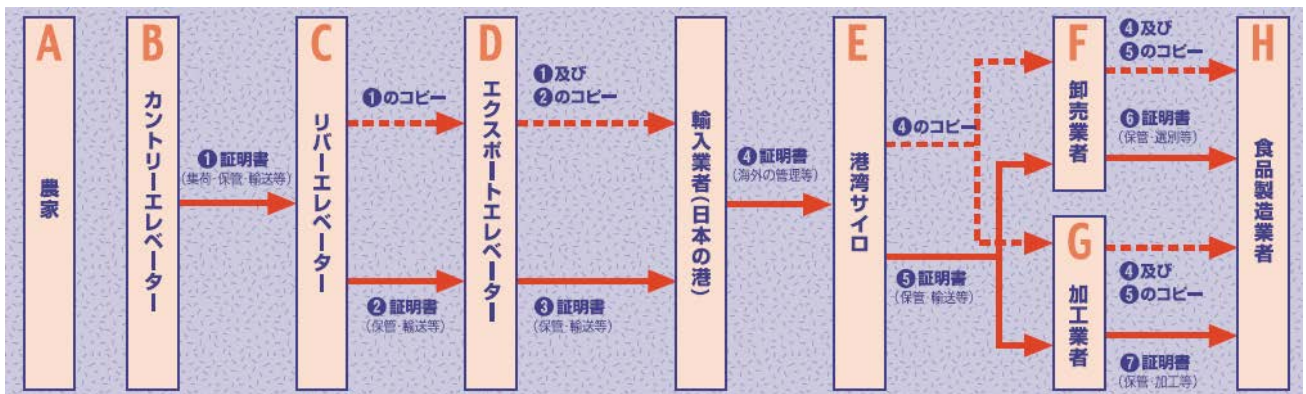
（注）1 下線は当局が付した。

2 1-(10)-①の「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換え原料（大豆、とうもろこし）確保のための流通マニュアル」については、平成12年度に、農林水産省の委託事業によって一般財団法人食品産業センターが作成したものであり、平成13年度に、同様に委託事業によって改訂が行われている。マニュアルの発行者は、農林水産省総合食料局品質課及び一般財団法人食品産業センターである。

図表 2-(4)-④ 「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換え原料（大豆、とうもろこし）確保のための流通マニュアル」（平成 13 年 12 月農林水産省総合食料局品質課改訂（一般財団法人食品産業センター受託））により示されている証明書の発行・保管方法

- 流通の各段階において、分別生産流通管理が実施された旨の証明書が必要である。
 - ・ 「非遺伝子組換え農産物」が流通している各段階において、分別生産流通管理を行った当事者又は確認者は、品名・生産地・収穫年・数量等と管理の内容を示した証明書を相手先に発行する。
 - ・ この証明書受領者が次の相手先に前者から受けた「非遺伝子組換え農産物」を販売した場合、同様の証明書を発行するとともに、証拠として前者から受け取った証明書のコピーを添付する。
- 国内では輸入業者の証明書が食品製造業者まで届く。
 - ・ 輸入業者が卸売業者又は製造業者に非遺伝子組換え農産物を販売する場合、海外における管理を一括した証明書を発行する。
 - ・ 卸売業者が二次卸売業者を経由し食品製造業者に販売する際にも、当事者としての分別生産流通管理証明書とともに輸入業者の証明書のコピーを添付する。
- 関係書類は 2 年以上保存する必要あり。
 - ・ 証明書は生産流通の各段階での管理主体が管理した内容の記録書類等に基づき確認主体により相手先に発行される。
 - ・ これらの証明書及び記録書類等の保存期間は最低 2 年必要

図 証明書の発行の流れ



(用語の意味)

- B カントリーエレベーター：生産地に多数あり、生産農家が農産物を搬入する第一次集荷所
- C リバーエレベーター：カントリーエレベーターから集められた農産物を輸出港までミシシッピ川の水路を利用してはしけ輸送するための荷積み拠点
- D エクスポートエレベーター：輸出用の大型貨物船に農産物を積み込むための港湾荷役施設

(注) 1 「アメリカ及びカナダ産のバルク輸送非遺伝子組換え原料（大豆、とうもろこし）確保のための流通マニュアル」に基づき、当局が作成した。
 2 下線は当局が付した。

図表 2-(4)-⑤ バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針（「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の別添）（抜粋）

別添

バルク輸送される北米産の非遺伝子組換え大豆及びデント種の非遺伝子組換えとうもろこしの分別生産流通管理の指針

1. ～7. (略)

8. 証明書の発行及び保存

流通の各段階において確認が行われた旨の証明書を取引の相手方に発行し、かつ、当該証明書を受け取った者は、これを 2 年以上保存する。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(4)-⑥ 「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月消費者庁食品表示企画課）（抜粋）

VI 表示の監視

(GM-52)

遺伝子組換え表示の監視はどのように行われるのですか。

(答)

遺伝子組換え食品の表示には「遺伝子組換え」（義務表示）「遺伝子組換え不分別」（義務表示）及び「遺伝子組換えでない」（任意表示）の 3 通りがあります。この 遺伝子組換え食品の表示の監視及び検証は「遺伝子組換えでない」（任意表示）または記載の無いものについて、その原料となる大豆やとうもろこしが分別生産流通管理がなされている旨の書類が整っていることの確認を行います。この確認が出来なければ、分別生産流通管理が十分になされていないこととなり、「遺伝子組換え不分別」と表示する必要があります。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(4)-⑦ FAMIC 福岡センターにおける遺伝子組換えに関する表示に係る検査（定性検査）、分別生産流通管理の実施状況調査及び遺伝子組換え体の混入率検査（定量検査）の実施状況（平成 23～27 年度）

（単位：件）

区 分	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1 遺伝子組換えに関する表示に係る検査（定性検査）実績（端緒品）	73	73	78	69	57
うち、定性検査で遺伝子組換え大豆の反応があったもの	15	17	23	16	9
2 分別生産流通管理の実施状況調査実績	15	17	23	16	9
うち、分別生産流通管理が実施されていないもの	0	0	0	0	0
3 遺伝子組換え体の混入率検査（定量検査）実績	1	7	5	3	4
うち、混入率が上限値(5%)を超えたもの	0	0	0	0	0

（注） 当局の調査結果による。

図表 2-(4)-⑧ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 28 条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、 営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は 試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

（以下略）

（注） 下線は当局が付した。

図表 2-(4)-⑨ 遺伝子組換えに関する表示に係る科学分析の手法、分析結果等

○ 検査手法

検査手法は、DNA解析による定量分析とし、PCR法（食品からDNAを抽出して増幅し、そのDNAを解析することにより、食品中の遺伝子組換え農産物の含有量を確認する方法）とした。

なお、検査の実施に当たっては、「安全性審査済みの組換えDNA技術応用食品の検査方法」（平成24年11月16日付け消食表第201号消費者庁次長通知）に準ずるものとした。

○ 対象とした食品

外国産大豆を原材料とする豆腐（7点）

○ 分析結果

分析の結果、次表のとおり、2点について遺伝子組換え大豆が検出されたものの、検出量は、意図せざる混入が許容される混入率（5%未満）の範囲内であった（混入率については、図表 2-(4)-③参照）。

表 遺伝子組換え大豆の検出結果

区 分	点数（検出値）	備 考
遺伝子組換え大豆を検出	2点（2点とも0.1%）	検出量は、許容範囲内（注3）
定量限界未満（0.1%未満）（注2）	5点（-）	
計	7点	

（注）1 当局の調査結果による。

2 定量限界とは、当該検査において検出できる最小値のことであり、定量限界未満とは、検出できる最小値を下回っていることを示す。

3 混入が許容される範囲内であった場合であっても、分別生産流通管理が適切に行われていない場合には、遺伝子組換えでない旨を表示することはできない。

（注） 当局の調査結果による。

図表2-(4)-⑩ 分別生産流通管理の実施状況調査における分別生産流通管理を証明する書類の発行等の状況及びその記録の状況(平成27年度)

No.	端緒品製造日	FAMICのIP調査日	分別生産流通管理を確認した書類(書類発行日)	分別生産流通管理を証明する書類の発行等の状況		FAMICにおける調査結果の記録の状況	
				適否	改善すべき場合、その状況(a)	(a)に係る記載	調査結果の記録状況
1	H27.6.13	H27.8.19 (~9.9)	(国内産のため証明不要)	—			
2	H28.1.4 ~5	H28.2.2 (~2.16)	①輸入業者→卸売業者 証明書(H27.12.16) ②卸売業者→製造業者 証明書(H28.1.28) (調査の5日前)	△	卸売業者は、IP調査時点までには、製造業者に対して証明書を発行しているものの、当該 <u>証明書の発行日は、端緒品製造日の23~24日後となっている。</u> このため、製造業者は、原材料大豆の分別生産流通管理の実施の証明書を確認できない状態のまま、端緒品を始め製造した食品に遺伝子組換え大豆を使用していない旨の表示を行っている。	なし	FAMIC福岡センターでは、証明書について、端緒品を製造する時点において入手しておくよう啓発したとしているが、報告書への記録はない。 また、FAMIC福岡センターでは、IP調査時において、伝票等により遺伝子組換えでない旨が伝達された原材料大豆を端緒品に使用したことを確認したとしている。
3	H28.1.5	H28.1.19 (~1.29)	【大豆A】 ①輸入業者1→卸売業者1 証明書3枚(H27.11.9、 H27.12.9、H27.12.21) ②卸売業者1→製造業者 証明書(H28.1.19) (調査当日) 【大豆B】 ①輸入業者2→卸売業者2 証明書(H27.12.16) ②卸売業者2→製造業者 証明書(H27.1.18) (調査日の前日) ※ H27はH28の誤記	△	大豆A、Bについては、卸売業者は、IP調査日又はその前日に、製造業者に対して証明書を発行しているものの、当該 <u>証明書の発行日は、端緒品製造日の13~14日後</u> となっている(卸売業者1及び2は、輸入業者1及び2から納入された荷姿のまま製造業者に納品しており、証明書の発行は不要。) このため、製造業者は、原材料大豆の分別生産流通管理の実施の証明書を確認できない状態のまま、端緒品を始め製造した食品に遺伝子組換え大豆を使用していない旨の表示を行っている。 なお、大豆Bについて、卸売業者が「IP調査日の前日」に発行したとされる証明書の発行年にも「1年の誤記」が認められ、適正を欠く事務処理がうかがえる。	なし	FAMIC福岡センターでは、証明書について、端緒品を製造する時点において入手しておくよう啓発したとしているが、報告書への記録はない。 また、FAMIC福岡センターでは、IP調査時において、伝票等により遺伝子組換えでない旨が伝達された原材料大豆を端緒品に使用したことを確認したとしている。 なお、FAMIC福岡センターでは、大豆Bの証明年の誤記については、IP調査日において、事業者に対し指摘を行ったとしているが、その記録はない。

No.	端緒品 製造日	FAMIC の I P 調査日	分別生産流通管理を確認し た書類(書類発行日)	分別生産流通管理を証明する書類の発行等の状況		FAMIC における 調査結果の記録の状況	
				適 否	改善すべき場合、その状況 (a)	(a)に係 る記載	調査結果の記録状況
4	H28. 1. 2	H28. 2. 6 (~2. 18)	①輸入業者→卸売業者 証明書(H27. 12. 22) ②卸売業者→製造業者 証明書(H28. 2. 9) (調査の3日後)	×	<u>卸売業者は、調査時点では、製造業者に対して証明書を発行しておらず、調査後に製造業者から要請を受けて発行しているが、当該 証明書の発行日は、端緒品製造日の 38 日後、I P 調査の 3 日後となっている。</u> このため、製造業者は、原材料大豆の分別生産流通管理の実施の証明書を確認できない状態のまま、端緒品を始め製造した食品に遺伝子組換え大豆を使用していない旨の表示を行っている。FAMIC 福岡センターにおいても I P 調査日において、証明書の確認ができていない。	なし	製造業者が過去 2 年間の証明書等を保存していなかったことについて啓発したことは記録されている。また、FAMIC 福岡センターでは、 <u>発行を受けていなかったことに係る指摘を行ったとしているが、その記録はない。</u> また、FAMIC 福岡センターでは、I P 調査時において、伝票等により遺伝子組換えでない旨が伝達された原材料大豆を端緒品に使用したことを確認したとしている。 なお、「必要な場合には、納入先から書類を入手できる状況である。」との説明を製造業者から受けた旨が記録されている。 FAMIC 福岡センターでは、I P 調査時において、伝票等により遺伝子組換えでない旨が伝達された原材料大豆を端緒品に使用したことを確認したとしている。
5	H28. 1. 7	H28. 1. 20 (~2. 3)	①輸入業者→卸売業者 証明書(H27. 11. 26) ②卸売業者→製造業者 伝票等(H27. 12. 25)	○			製造業者が過去 2 年間の証明書等を保存していなかったため、口頭啓発を行ったことが記録されている(端緒品を除く。)

No.	端緒品製造日	FAMIC の I P 調査日	分別生産流通管理を確認した書類(書類発行日)	分別生産流通管理を証明する書類の発行等の状況		FAMIC における調査結果の記録の状況	
				適否	改善すべき場合、その状況 (a)	(a)に係る記載	調査結果の記録状況
6	H28. 1. 4	H28. 2. 10 (～3. 11)	<p>【大豆 A】</p> <p>①輸入業者 1→卸売業者 1 証明書(H28. 3. 10) (調査の 1 か月後)</p> <p>②保管業者→卸売業者 1 証明書(H27. 7. 17)</p> <p>③卸売業者 1→製造業者 伝票等(H27. 12. 28)</p> <p>【大豆 B】</p> <p>①輸入業者 2→卸売業者 2 証明書(H27. 11. 9)</p> <p>②卸売業者 2→製造業者 伝票等(H28. 2. 10) (調査当日)</p> <p>【大豆 C】</p> <p>①輸入業者 2→卸売業者 2 証明書(H27. 11. 9)</p> <p>②卸売業者 2→製造業者 伝票等(H28. 2. 10) (調査当日)</p>	×	<p>製造業者は、3 種類の大豆 (A～C) を使って端緒品を製造していた。</p> <p>輸入業者 1 は、大豆 A について、調査時点では卸売業者 1 に対して証明書を発行しておらず、端緒品製造日の 66 日後、I P 調査の 1 か月後に発行している (卸売業者 1 は、輸入業者 1 から納入された荷姿のまま製造業者に納品しており、証明書の発行は不要。)</p> <p>また、卸売業者 2 は、大豆 B 及び C について、調査時点では、製造業者に対し、輸入業者 2 が発行した証明書 (写) を交付していなかった (卸売業者 2 は、輸入業者 2 から納入された荷姿のまま製造業者に納品しており、証明書の発行は不要。)</p> <p>このため、製造業者は、原材料大豆 A、B 及び C の分別生産流通管理の実施の証明書を確認できない状態のまま、端緒品を始め製造した食品に遺伝子組換え大豆を使用していない旨の表示を行っている。大豆 A については FAMIC 福岡センターにおいても I P 調査日において、証明書の確認ができていない。</p>	なし	No. 4 と同じ
7	H28. 1. 19	H28. 3. 1 (～3. 9) 聞き取り調査	<p>輸入卸売業者→製造業者 証明書(H28. 3. 1) (調査当日)</p>	×	<p>輸入卸売業者は、聞き取り調査時点では、製造業者に対して証明書を発行しておらず、調査当日に製造業者から要請を受けて証明書を発行しているが、当該証明書の発行日は、端緒品製造日の 42 日後となっている。</p> <p>このため、製造業者は、原材料大豆の分別生産流通管理の実施の証明書を確認できない状態のまま、端緒品を始め製造した食品に遺伝子組換え大豆を使用していな</p>	なし	<p>製造業者が端緒品に係る証明書の一部及び過去 2 年間の証明書等を保存していなかったことについて啓発したことは記録されている。FAMIC 福岡センターでは、発行を受けていなかったことに係る指摘を行ったとしているが、その記録はな</p>

No.	端緒品製造日	FAMIC の I P 調査日	分別生産流通管理を確認した書類(書類発行日)	分別生産流通管理を証明する書類の発行等の状況		FAMIC における調査結果の記録の状況	
				適否	改善すべき場合、その状況 (a)	(a)に係る記載	調査結果の記録状況
					い旨の表示を行っている。FAMIC 福岡センターにおいても I P 調査日において、証明書の確認ができていない。		い。 また、FAMIC 福岡センターでは、証明書について、端緒品を製造する時点において入手しておくよう啓発したとしているが、報告書への記録はない。 なお、「必要な場合には、納入先から書類を入手できる状況である。」との説明を製造業者から受けた旨が記録されている。 FAMIC 福岡センターでは、I P 調査時において、伝票等により遺伝子組換えでない旨が伝達された原材料大豆を端緒品に使用したことを確認したとしている。
8	H28. 1. 18	H28. 3. 7 (~3. 17)	(国内産のため証明不要)	—			
9	H28. 2. 8	H28. 3. 11 (~3. 23)	①輸入業者→卸売業者 証明書(H27. 12. 16) ②保管業者→卸売業者 証明書(H28. 2. 12) ③卸売業者→製造業者 証明書(H28. 2. 26)	○			

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「分別生産流通管理を証明する書類の発行日」欄の「証明書」は、分別生産流通管理証明書を示す。

また、「伝票等」は、FAMIC 福岡センターにおいて、製造業者が仕入れた大豆が分別生産流通管理されたものか否か確認するために、輸入業者の証明書と製造業者の仕入れ記録(伝票等)の記録を突合したことを示す。

なお、FAMIC 福岡センターは、「卸売業者が輸入業者から仕入れた荷姿（袋詰め等）のまま製造業者に販売しており、卸売業者が証明書を発行する余地がない場合には、当該方法によって調査を行っている。」としている。

3 「適否」欄の○、×及び△印は、次のことを示す。

○：FAMIC 福岡センターの I P 調査時に、製造業者が分別生産流通管理を証明する書面の発行を受けていたもの

×：FAMIC 福岡センターの I P 調査時に、製造業者が分別生産流通管理を証明する書面の発行を受けておらず、同センターが指示して発行させたもの

△：FAMIC 福岡センターの I P 調査時に、製造業者が分別生産流通管理を証明する書面の発行を受けていたものの、当該書面の発行日が端緒品製造日の後となっているもの

権限を有する名称、原材料名、原産地・原料原産地等とし、対象外の被疑情報を受け付けた場合は他の機関等に対して情報を回付することとされている。

さらに、九州農政局によると、同局においては、食品表示に関する相談は受け付けないこととされたが、実際に一般消費者等から相談があった場合には、品質事項に関する一般的な相談には対応し、食品表示基準や食品表示基準Q&Aに照らしても直ちに判断できないものや衛生及び保健事項に関するものは、相談内容に応じて消費者庁、都道府県の窓口を紹介するとしている。

(イ) FAMIC 福岡センター

FAMIC 福岡センターは、FAMIC における食品表示 110 番については、農林水産省のものに準じて運用されているとしている。

(ウ) 福岡県

福岡県では、食品表示に関する被疑情報の受付及び相談対応の窓口は、食の安全・地産地消課（品質事項）、保健福祉（環境）事務所保健衛生課（衛生事項）、保健福祉（環境）事務所健康増進課（保健事項）とされている。

このうち、食の安全・地産地消課については、福岡県消費生活センターとともに、「福岡県食品表示 110 番」の窓口とされ、同課及び同センターの各電話番号は、専用の受付電話番号とされていた。

福岡県は、平成 27 年 4 月 1 日の法の施行に伴って窓口の再整備を行った結果、「食品表示 110 番」の呼称は廃止したが、同時に、各保健福祉（環境）事務所にも窓口を設置し、県民がより身近なところで相談できる体制に整備したとしており、平成 27 年度の被疑情報の受付件数は、前年度比で約 30%増加している（後述ウの表参照）。

(エ) 佐賀県

佐賀県では、食品表示に関する被疑情報の受付及び相談対応の窓口は、生活衛生課（品質事項）、保健福祉事務所衛生対策課（衛生事項）、保健福祉事務所健康推進課（保健事項）とされている。

このうち、品質事項に係る生活衛生課の窓口は、法の施行後も引き続き、「食品表示 110 番」の窓口とされている。

イ 被疑情報の受付窓口に係る周知状況

九州農政局、福岡県拠点、佐賀県拠点、FAMIC 福岡センター、福岡県及び佐賀県は、次のとおり、一般消費者等からの被疑情報等の受付窓口について、周知を行っている。

図表 3-(1)-④

期限がおかしい」など、疑問に思う食品表示があった場合には、連絡するよう説明した上で、各事項に係る受付窓口を掲載している。

なお、同県は、食品表示 110 番の呼称及び専用の電話番号を電話帳（タウンページ）に掲載しており、当該電話番号についてはインターネットサイト（i タウンページ）においても、無料で容易に検索することができる。

ウ 被疑情報の受付状況等

九州農政局、福岡県拠点、佐賀県拠点、FAMIC 福岡センター、福岡県及び佐賀県における一般消費者等からの被疑情報の受付件数の推移をみると、次表のとおり、福岡県を除き減少傾向にある。各機関の合計受付件数は、平成 23 年度の 392 件が、法の施行初年度である 27 年度には 159 件と約 4 割にまで減少している。

図表 3-(1)-⑧

図表 3-(1)-⑨

表 調査対象機関における被疑情報の受付実績（平成 23～27 年度）

（単位：件）

機関名	年度 平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
九州農政局	321 [100]	251 (▲70) [78.2]	222 (▲29) [69.2]	171 (▲51) [53.3]	115 (▲56) [35.8]	1,080
FAMIC 福岡センター	12 [100]	4 (▲8) [33.3]	4 (±0) [33.3]	13 (+9) [108.3]	3 (▲10) [25]	36
福岡県	22 [100]	9 (▲13) [40.9]	23 (+14) [104.5]	20 (▲3) [90.9]	28 (+8) [127.3]	102
佐賀県	37 [100]	19 (▲18) [51.4]	22 (+3) [59.5]	15 (▲7) [40.5]	13 (▲2) [35.1]	106
計 (年度別)	392 [100]	283 (▲109) [72.2]	271 (▲12) [69.1]	219 (▲52) [55.9]	159 (▲60) [40.6]	1,324

(注) 1 当局の調査結果による。

2 九州農政局については、同局及び同局県域拠点の食品表示 110 番で受け付けた被疑情報の件数を計上した（食品表示ウォッチャーからの報告を除く。）。

なお、食品表示ウォッチャーとは、国が行う食品表示の適正化に関する指導監視業務の一環として、消費者が日常の買い物の機会等を利用して食品表示状況のモニタリングを行うものである（平成 23 年度で終了）。

3 FAMIC 福岡センターについては、同センターの食品表示 110 番で受け付けた被疑情報の件数を計上した。

4 福岡県については、食の安全・地産地消課が福岡県食品表示 110 番において受け付けた品質事項に係る被疑情報の件数を計上した（平成 27 年度には、

食品表示 110 番の呼称は廃止されたが、同様に受付を実施しているもの。
また、佐賀県については、生活衛生課の佐賀県食品表示 110 番において受け付けた被疑情報の件数を計上した。

5 () 内は、前年度と比較した増減を示し、▲は減少を示す。

また、[]内は、平成 23 年度を 100 とした指数である。

エ 九州農政局管内における被疑情報の受付件数及び指導件数の減少

平成 23 年度から 27 年度までの間に、九州農政局及び同局県域拠点において立入検査等を実施して指導に至っている 212 件のうち、農林水産省が食品表示 110 番として受け付けた被疑情報が端緒となったものは、126 件 (59.4%) となっている。このうち、調査対象とした福岡県拠点では、107 件のうち 71 件 (66.4%)、佐賀県拠点では、22 件のうち 16 件 (72.7%) に上っている。

このように、食品表示 110 番で受け付ける被疑情報は、食品表示に係る指導監視を実施する上で、重要な情報源となっている。

しかし、九州農政局の管内においては、調査対象とした平成 23 年度以降、食品表示 110 番の受付件数は減少しており、このうちの被疑情報の受付件数も、上記の表のとおり、減少している。この一方で福岡県では、前述ウのとおり、被疑情報が増加しているほか、問合せを含む受付件数の合計も、平成 23 年度以降、増加を続けている。

なお、法の施行によって、消費者庁が食品表示の全事項に係る被疑情報及び相談の受付窓口となった後、九州農政局においては、同庁から被疑情報の回付を受けた実績はない、また、都道府県からの被疑情報の回付件数は、増えていないとしている。

一方で、福岡市が市民を対象として実施した「平成 27 年度市政アンケート調査結果報告」によると、「食」の安全性について特に不安を感じていることについては、55.2%の人が「表示の偽装」と回答している。本事項について不安を感じる人の割合は、平成 25 年度 44.9%、26 年度 52.5%となっており、食品表示について不安を感じる人の割合は、年々増加している。また、当局が実施した店頭調査（前述 1-(1)-イ）においても一般消費者の混乱を招くような不適切な表示が数多く見受けられており、被疑情報の受付窓口に対する利用ニーズは、十分に潜在しているものとみられる。

また、九州農政局管内における不適正表示に係る指導の実施件数は、平成 23 年度に 69 件であったものが、27 年度には 36 件と 4 年間で 52.2%に減少しており、被疑情報の受付件数と同様に減少傾向にある。指導監視の実施における被疑情報の重要性に鑑みると、被疑情報の受付窓口について周知を図ることは、一層重要となっている。

図表 3-(1)-⑩

図表 3-(1)-⑪

図表 3-(1)-⑫

図表 3-(1)-⑬

図表 3-(1)-⑭

図表 3-(1)-⑩
(再掲)

これについて、九州農政局では、「指導監視を行うに当たり、一般消費者等からの情報提供は、重要な情報源である。」と説明している。

【改善意見】

したがって、九州農政局は、被疑情報の受付を効果的に行い、不適正表示に対する指導監視を一層推進する観点から、同局において被疑情報の受付を行っていることについて、ホームページに加え、電話帳、パンフレット等によって一層の周知を図る必要がある。

図表 3-(1)-① 法の相談・被疑情報の受付窓口の設置状況（平成 27 年 4 月 1 日以降）

機関名	窓口の 呼称	対象とする食品	対象とする 表示	受付内容		受付方法	
				被疑 情報	相談		
消費者庁	—	全食品（酒類を含む。）	全事項	○	○	電話、郵便 ※相談は電話のみ	
九州農政局	食品表示 110 番	酒類を除く食品 全般（インストア 加工、外食、生産 直売を除く。）	品質事項	○	×	電話、FAX、 メールフォーム、 来訪	
FAMIC 福岡センター	食品表示 110 番	酒類を除く食品 全般（インストア 加工、外食、生産 直売を除く。）	品質事項	○	○	電話、 メールフォーム	
福岡県	食の安全・地産地消課	—	酒類を除く食品 全般	品質事項	○	○	電話、郵便、FAX、 メール、来訪
	各保健福祉（環境） 事務所 保健衛生課	—	全食品（酒類を含む。）	衛生事項	○	○	電話、郵便、（事案 に応じてメールな ども対応）
	各保健福祉（環境） 事務所 健康増進課	—	全食品（酒類を含む。）	保健事項	○	○	電話、郵便、（事案 に応じてメールな ども対応）
	消費生活センター	—	全食品（酒類を含む。）	景品表示法 事項	○	○	電話、郵便
佐賀県	生活衛生課	食品表示 110 番	酒類を除く食品 全般	衛生事項 品質事項	○	○	電話、FAX、 メール、来訪
	健康増進課	—	酒類を除く食品 全般	保健事項	○	○	電話、FAX、 メール、来訪
	くらしの安全安心課 （消費生活センター）	消費相談	全食品（酒類を含む。）	景品表示法 事項	○	○	電話、FAX、 メール、来訪

（注）1 当局の調査結果による。消費者庁については、同庁のホームページに基づき、当局が作成した。

2 消費者庁のホームページには、上記のほか、国税庁において、酒類の表示に関する相談、被疑情報の受付が行われていることが掲載されている。

上記のホームページには、国税庁ホームページの酒税や酒類販売・製造に関する相談窓口（各地域の税務署）へのリンクが設定されているものの、国税庁の相談窓口のページには、受付内容について「酒税やお酒の免許（製造・販売）に関するご相談」と掲載されており、被疑情報の受付に関する説明はない。

3 福岡県については、平成 26 年度までは、食の安全・地産地消課及び生活安全課（消費生活センター）において「食品表示 110 番」の呼称を用いていたが、平成 27 年 4 月 1 日の法の施行に伴う窓口再編によって、当該呼称を用いないこととしている。

図表 3-(1)-② 農林水産省の地方支分部局の組織再編の内容等（平成 27 年 10 月 1 日実施）

○ 「農林水産省の組織再編について」（平成 27 年 10 月 1 日実施）（地方支分部局に係る部分の抜粋）

農林水産省の組織再編の概要は以下のとおり。

＜農林水産省地方農政局等＞

地域の実情に応じて農政を機動的に推進するため、地域センターを廃止し、現場と農政を結ぶ役割を担う地方農政局長直属の地方参事官を各都道府県に配置

○ 九州農政局のホームページにおける組織再編に係る周知内容（福岡県拠点の例）

平成27年10月1日に新たな県域拠点が配置されます。

新たに県域拠点を県庁所在地に配置し、県内各地を回って現場と農政を結びます。

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」や新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革を着実に推進するため、福岡地域センター及び北九州地域センターを見直し、新たに、農政についての説明や相談に対応する「地方参事官」を県庁所在地に常駐させ、農政全般に関する総合窓口として、自治体等と協力して農政課題の解決に取り組んでいきます。
- また、これまで地域センターで行ってこられた経営所得安定対策に係る業務や6次産業化の推進、統計調査、食品表示監視等の食の安全・安心の確保等の業務については、下記のとおり引き続き県庁所在地拠点及び北九州市に置く駐在所で取り組みます（一部業務は九州農政局本局が直接対応します）。

新たな県域拠点の体制



(注) 1 農林水産省及び九州農政局のホームページによる。
2 下線は当局が付した。

図表 3-(1)-③ 九州農政局及びFAMIC 福岡センターが受付の対象とする表示事項（平成 27 年 4 月 1 日以降）

表示事項 機関名	名称	原材料名	原産地・原料原産地	添加物	アレルギー	遺伝子組換え	内容量等	消費・賞味期限	保存の方法	食品関連事業者の氏名・名称	製造所等の所在地 製造者等氏名	栄養成分の量及び熱量	機能性表示
消費者庁（参考）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九州農政局	○	○	○	△		○	○	△	△	○			
FAMIC 福岡センター	○	○	○	△		○	○	△	△	○			

（注）1 当局の調査結果による。

2 ○印は、調査時点で対象としている事項、△印は、法の施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴い対象外となった事項を示す。なお、○印以外の事項の被疑情報が寄せられた場合は、受付の上、当該事項を担当する関係機関に回付することとしている。

3 消費者庁は、全ての表示事項を対象としている。

図表 3-(1)-④ 食品表示に関する相談、被疑情報の受付窓口の周知方法（平成 28 年 7 月時点）

周知方法		ホーム ページ (注 3)	電話帳 (タウン ページ) (注 4)	パンフレ ット等	広報誌 (定期)	備 考
機関名 (窓口呼称)						
九州農政局 (食品表示 110 番)		○				
福岡県拠点 (-)			-			
佐賀県拠点 (-)			-			
FAMIC 福岡センター (食品表示 110 番)		○	○	○	○	パンフレット (FAMIC 本部作成) には、被疑情報を受け付けていることは記載されているが、食品表示 110 番の専用電話番号ではなく、代表電話番号が掲載されている。
福岡県	食の安全・地産地消課 (-)	○	-			平成 26 年度末まで配布していたパンフレットには、食品表示 110 番に係る記載があった。
	保健衛生課 (-)	○	-			
	健康増進課 (-)	○	-			
佐賀県	生活衛生課 (食品表示 110 番)	○	○			
	健康増進課 (-)	○	-			

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 ○印は、該当の機関において被疑情報及び問合せを受け付けていること (いずれかの場合を含む。)、及び連絡先が掲載されていることを示す (「電話帳 (タウンページ)」欄を除く。)
- 3 九州農政局福岡県拠点及び同佐賀県拠点については、両拠点のホームページ (九州農政局のホームページの一部) に同局の食品表示 110 番へのリンクが掲載されているものの、両拠点が被疑情報を受け付けていることについて記載されていないことから、空欄とした。
- 4 「電話帳 (タウンページ)」欄は、「食品表示 110 番」の呼称が記載されているものを○とした。
なお、「食品表示 110 番」の呼称がない機関は、「-」とした。

図表 3-(1)-⑤ 九州農政局のホームページにおける食品表示 110 番の周知内容（概要）

九州農政局のホームページにおける食品表示 110 番の周知内容は、次のとおりとなっている。

① 食品表示 110 番の概要

「農林水産省では、食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民の皆様から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受け取るためのホットラインを設置し、平成 14 年 2 月 15 日より運用を開始しています。」

② 九州農政局の窓口

担当部署：九州農政局 消費・安全部 表示・規格課

電話：096-211-9156、FAX 番号：096-211-9700

担当地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

③ 受付内容

偽装表示、不審な食品表示に関する情報など、食品の表示に関する幅広い情報

④ 対象とする食品

酒類を除く食品全般（インストア加工（インストア加工向けを含む。）、外食（外食向けを含む。）、生産直売を除く。）

⑤ 対象とする表示

名称、原材料名、原産地、内容量等の品質に関する事項

⑥ 受付方法

電話：（上記の食品表示 110 番窓口）

FAX：（宛先は上記の食品表示 110 番窓口）

メールフォーム

⑦ 問合せ先

上記の掲載内容に係る問合せ先（表示・規格課）の電話番号、ファックス番号等を掲載

（注）九州農政局のホームページに基づき、当局が作成した。

図表 3-(1)-⑥ 九州農政局ホームページのうち県域拠点の部分における食品表示 110 番の周知内容

「相談窓口一覧」の「食品表示 110 番」をクリックすると、九州農政局の食品表示 110 番の周知ページ（図表 3-(1)-⑤）にリンクするよう設定されている。

- 掲載例：福岡県拠点（抜粋）

お知らせ

- ・【12月24日】[平成27年産水稻の市町村別作付面積及び収穫量\(福岡\)](#)
- ・【12月5日】[平成27年産水稻の収穫量\(福岡\)](#)

地方参事官ホットライン(農政に関するご相談、問い合わせ窓口)を開設しました。

農林水産省では、全国の県域拠点に、農政を伝え、現場の声を汲み上げ、ともに解決する地方参事官を配置しています。

農業者・消費者・行政関係者の皆様からの、農政に関するご相談、事業や制度へのご質問などを受け付けています。

◎[九州各県域拠点の地方参事官ホットラインは、こちらから](#)

農政情報

- ・[輸出に関する証明書発行について](#)

相談窓口一覧

- ・[行政サービス相談窓口一覧表へ](#)
- ・[食品表示110番](#)
- ・地方参事官ホットライン(農政に関するご相談、問い合わせ窓口)
電話:092-281-8261(内線501) FAX:092-281-3202
[地方参事官ホットラインメールフォーム](#)

九州農政局の食品表示 110 番へのリンクあり。

福岡地域農政情報

- ・[福岡の優良事例集](#)

福岡県内組織概要

- ・[福岡県拠点](#)

(注) 九州農政局のホームページに基づき、当局が作成した。

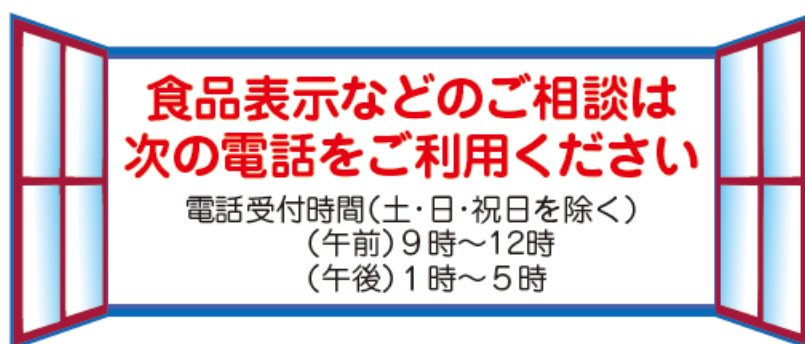
図表 3-(1)-⑦ FAMIC 福岡センターにおける広報誌等による食品表示 110 番の周知状況

FAMIC 本部が年 4 回作成している広報誌「新・大きな目小さな目」の裏表紙には、食品表示 110 番の受付内容、FAMIC の本部、各センターの受付電話番号が掲載されている。なお、平成 27 年度に発行された全 4 誌については、毎回、同様に掲載されている。

また、FAMIC は、この広報誌を関係行政機関に配布している。このほか、FAMIC 福岡センターは、毎年度 1 回、食品関連事業者を対象として開催する食品表示講習会において配布し、食品表示 110 番の周知を行っている。

この広報誌は、九州農政局が所在する熊本地方合同庁舎の 1 階ロビーにおいても配布されており、来庁した一般消費者等は、これを容易に入手することができる。

○ 広報誌に掲載されている食品表示 110 番の周知記事



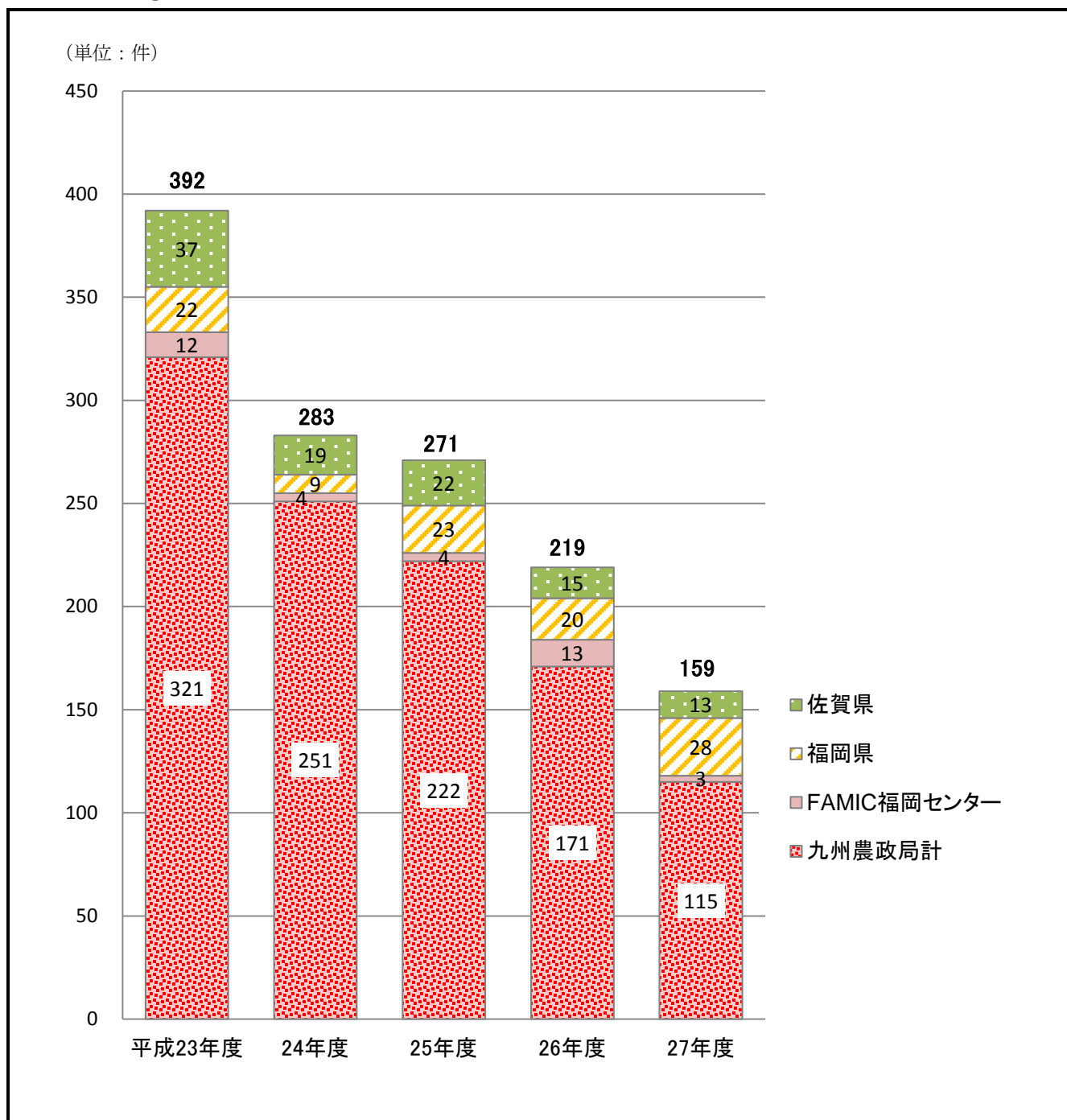
FAMIC では、偽装表示、不審な食品表示に関する情報などを受け付けています。

■本部	電話 050-3481-6023
■横浜事務所	電話 050-3481-6024
■札幌センター	電話 050-3481-6021
■仙台センター	電話 050-3481-6022
■名古屋センター	電話 050-3481-6025
■神戸センター	電話 050-3481-6026
■福岡センター	電話 050-3481-6027

このほかに、FAMIC 福岡センターは、法の施行前から、引き続き、食品表示 110 番の呼称及び専用の電話番号を電話帳（タウンページ）に掲載している。タウンページに掲載された電話番号は、インターネット電話帳（i タウンページ）でも、無料で容易に検索することができる。

（注） 当局の調査結果及び FAMIC の広報誌に基づき、当局が作成した。

図表 3-(1)-⑧ 調査対象機関における被疑情報の受付実績（平成 23～27 年度）



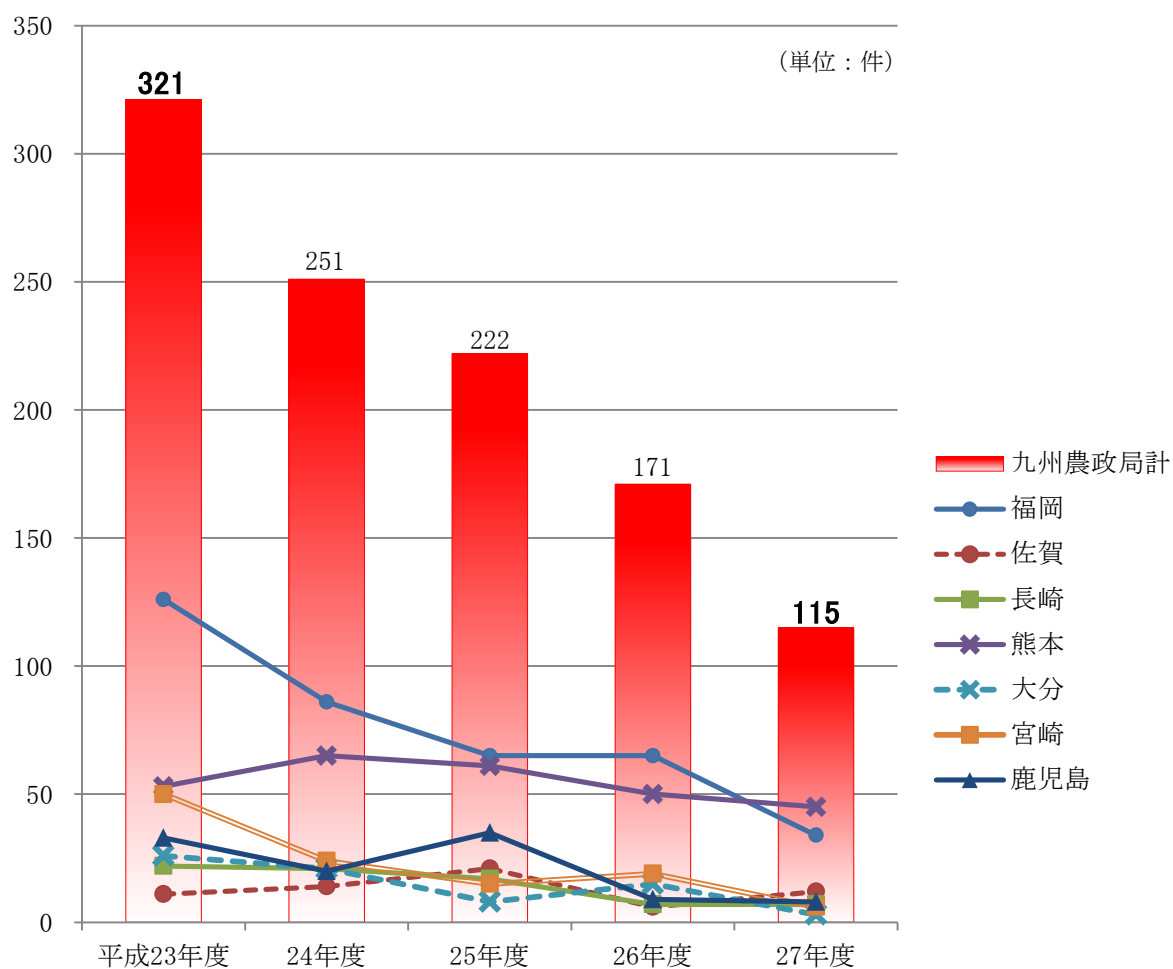
(注) 1 当局の調査結果による。

2 九州農政局については、同局及び同局県域拠点の食品表示 110 番で受け付けた被疑情報の件数を計上した（食品表示ウォッチャー（平成 23 年度で終了）からの報告を除く。）。

3 FAMIC 福岡センターについては、食品表示 110 番で受け付けた被疑情報の件数を計上した。

4 福岡県については、食の安全・地産地消課が福岡県食品表示 110 番において受け付けた品質事項に係る被疑情報の件数を計上した（平成 27 年度には、食品表示 110 番の窓口名は廃止されたが、同様に受付を実施したもの）。また、佐賀県については、生活衛生課が佐賀県食品表示 110 番において受け付けた被疑情報の件数を計上した。

図表 3-(1)-⑨ 九州農政局における被疑情報の受付件数の推移



九州農政局管内における被疑情報の受付状況

(単位：件)

機関名 \ 年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
福岡県拠点	126	86	65	65	34	376
佐賀県拠点	11	14	21	6	12	64
長崎県拠点	22	21	17	7	7	74
九州農政局 (熊本)	53	65	61	50	45	274
大分県拠点	26	21	8	15	3	73
宮崎県拠点	50	24	15	19	6	114
鹿児島県拠点	33	20	35	9	8	105
計	321 (100)	251 (78.2)	222 (69.2)	171 (53.3)	115 (35.8)	1,080

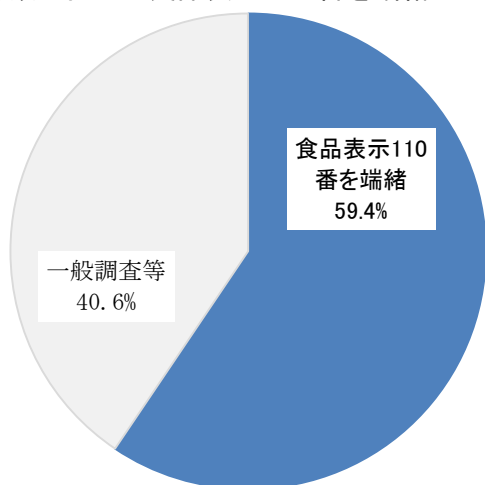
(注) ()内は、平成23年度を100とした指数である。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 食品表示ウォッチャー (平成23年度で終了) からの報告を除く。

図表 3-(1)-⑩ 九州農政局における食品表示 110 番での被疑情報の受付を端緒とした指導件数（平成 23～27 年度）

指導件数に占める食品表示 110 番を端緒とした件数の割合（平成 23 年度～27 年度）



指導件数及びこのうち食品表示 110 番を端緒としたものの件数（平成 23～27 年度）

（単位：件、%）

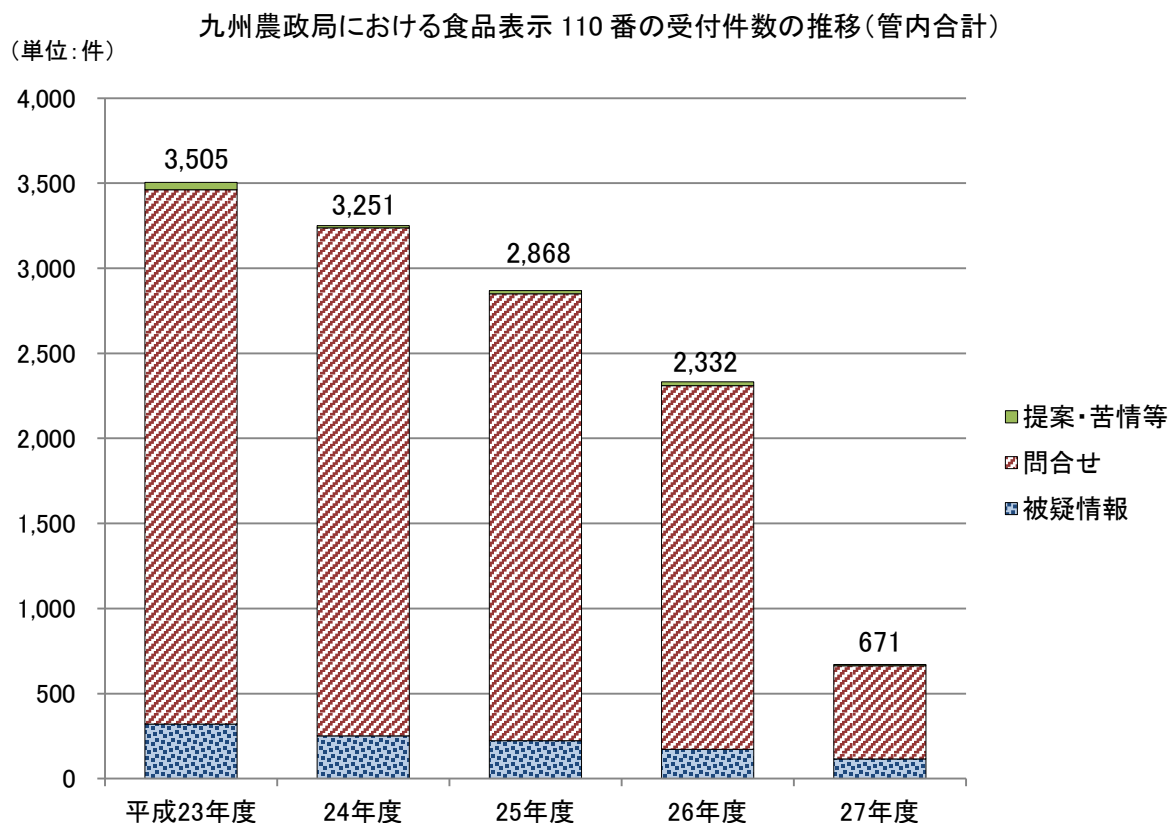
区分	年度	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
福岡県拠点	指導	39	9	24	18	17	107
	うち、食品表示 110 番を端緒	34	7	12	11	7	71 (66.4)
佐賀県拠点	指導	4	6	5	3	4	22
	うち、食品表示 110 番を端緒	3	5	2	2	4	16 (72.7)
長崎県拠点	指導	5	1	2	0	1	9
	うち、食品表示 110 番を端緒	3	1	0	0	0	4 (44.4)
九州農政局 (熊本)	指導	6	5	3	10	5	29
	うち、食品表示 110 番を端緒	2	2	3	2	2	11 (37.9)
大分県拠点	指導	3	3	3	0	2	11
	うち、食品表示 110 番を端緒	1	2	2	0	0	5 (45.5)
宮崎県拠点	指導	7	3	3	2	4	19
	うち、食品表示 110 番を端緒	5	2	0	1	0	8 (42.1)
鹿児島県拠点	指導	5	2	4	1	3	15
	うち、食品表示 110 番を端緒	4	1	4	1	1	11 (73.3)
計	指導	69	29	44	34	36	212
	うち、食品表示 110 番を端緒	52 (75.4)	20 (69.0)	23 (52.3)	17 (50.0)	14 (38.9)	126 (59.4)

(注) 1 九州農政局(熊本)は、九州農政局消費・安全部表示・規格課消費・安全チームを示す。

2 ()内は、指導案件のうち、食品表示 110 番を端緒とするものの割合 (%)を示す。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑪ 九州農政局における食品表示 110 番の受付件数（平成 23～27 年度）



九州農政局における食品表示 110 番の受付状況（相談分類別、管内合計）（単位：件）

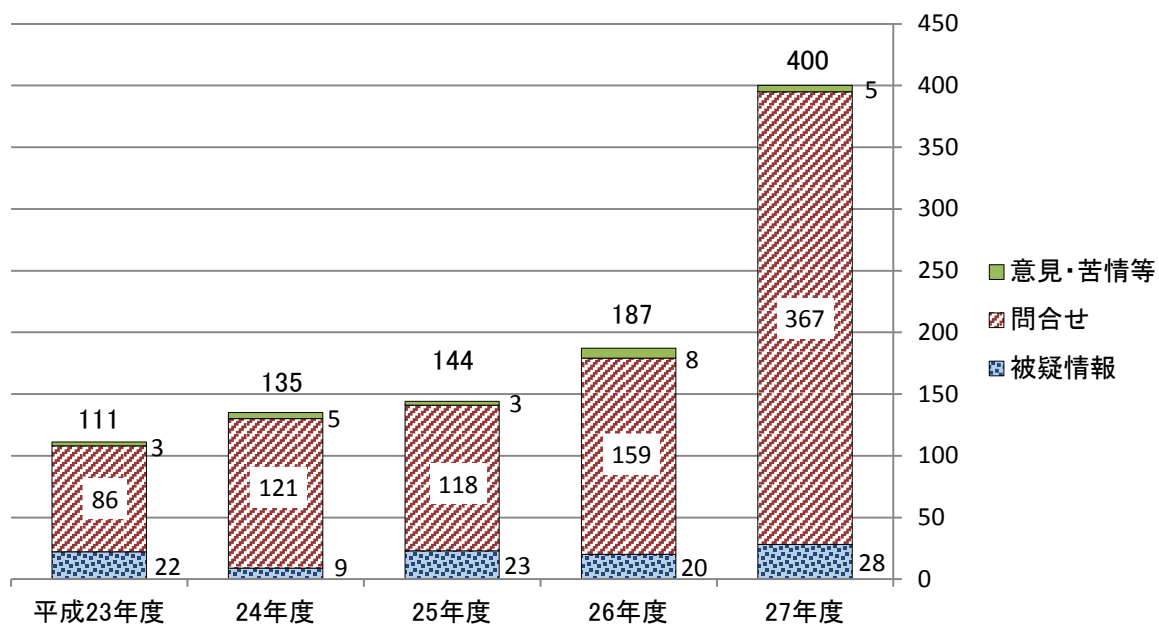
年度		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
区分						
	被疑情報	321	251	222	171	115
	問合せ	3,140	2,986	2,628	2,138	547
提案・苦情等	提案	20	11	5	11	7
	苦情	2	1	7	3	1
	その他	22	2	6	9	1
	小計	44	14	18	23	9
	計	3,505 (100)	3,251 (92.8)	2,868 (81.8)	2,332 (66.5)	671 (19.1)

（注）（ ）内は、平成 23 年度を 100 とした指数である。

- （注） 1 当局の調査結果による。
 2 食品表示ウォッチャー（平成 23 年度で終了）からの報告を除く。

図表 3-(1)-⑫ 福岡県における食品表示 110 番の受付件数（平成 23～27 年度）

（単位：件）



福岡県における食品表示 110 番の受付状況（相談分類別、管内合計）（単位：件）

年度		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
区分						
	被疑情報	22	9	23	20	28
	問合せ	86	121	118	159	367
意見・ 苦情等	意見	2	1	1	7	4
	苦情	1	3	2	1	1
	その他	0	1	0	0	0
	小計	3	5	3	8	5
	計	111 (100)	135 (121.6)	144 (129.7)	187 (168.5)	400 (360.4)

（注）（ ）内は、平成 23 年度を 100 とした指数である。

（注） 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑬ 九州農政局及び同局県域拠点に対する県からの被疑情報の回付件数（平成 23～27 年度）

（単位：件）

区 分	平 成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
九州農政局・同局県域拠点 に対する都道府県等からの 回付件数	25 (100)	13 (52.0)	25 (100)	13 (52.0)	13 (52.0)	89

（注）1 当局の調査結果による。

2 （ ）内は、平成 23 年度を 100 とした指数である。

図表 3-(1)-⑭ 福岡市の市政アンケート（平成 27 年度第 2 回）の結果（抜粋）

1 調査の概要

(1) 目的

- ・ 市の施策推進の参考とすること。
- ・ アンケートを通じ市民の市政への関心・理解を深めること。

(2) 調査対象者

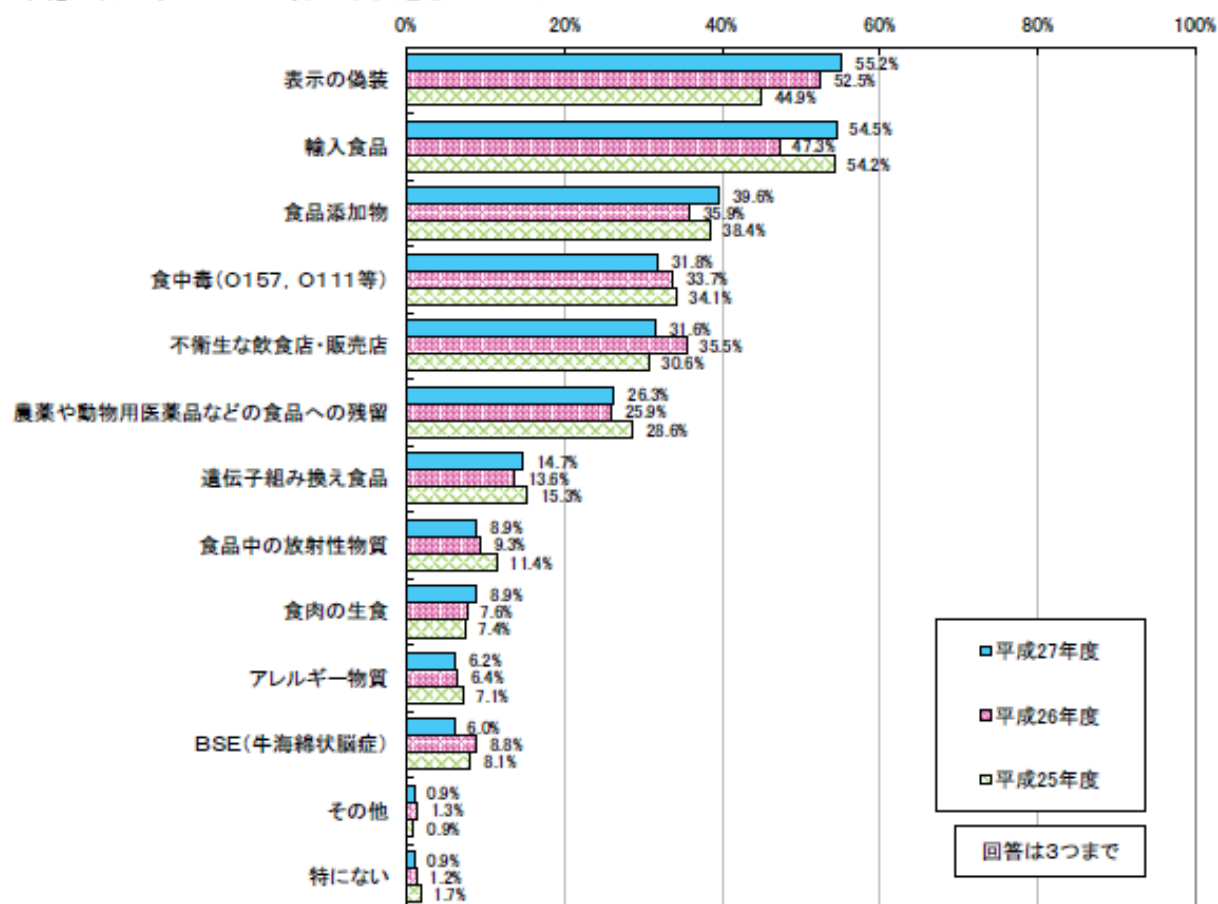
634 人（住民基本台帳から無作為抽出した市民の中から承諾を得て依頼）

(3) 実施期間

平成 27 年 6 月 26 日から 27 年 7 月 13 日まで

2 設問「食」の安全性について特に不安を感じていること」の回答状況

《「食」の安全性について特に不安を感じていること》



「食」に対し、『安心』(=「安心」+「どちらかといえば安心」)と感じる方の割合は62.1%で、昨年度と比べ1.1ポイント増加し、平成24年度以降は6割を超えています。特に不安を感じている項目別にみると、「表示の偽装」に不安を感じる人が年々増加しています。

(注) 「平成 27 年度市政アンケート調査結果報告（概要版）」（福岡市）に基づき、当局が作成した。
 なお、アンケートの結果は、上記報告の抜粋である。

(2) 食品関連事業者に対する食品表示制度の普及啓発

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>九州農政局は、食品関連事業者に対する食品表示制度の普及啓発について、平成 15 年度から実施しており、九州各県に所在する出先機関の地方農政事務所（当時。平成 23 年 9 月から 27 年 9 月までは地域センター。現在は九州農政局県域拠点）に取り組ませている。その一環として、平成 21 年度から、九州管内の食品関連事業者を対象とする「食品事業者表示適正化技術講座」の開催に取り組むとともに、23 年度からは、同講座の開催を九州各県に所在する地域センター（当時）において実施している。</p> <p>九州農政局は、法の施行に伴い、品質事項のみを担当する機関であることから、農林水産省の方針により、平成 27 年度からは、①事業者に対する食品表示基準の普及啓発は単独では実施しないこと、②食品事業者表示適正化技術講座は廃止すること、③県、監視協議会等が実施する普及啓発の機会があれば、これに協力すること、④指導実施事業者から要請を受けて実施する研修会等は指導の一環として実施することとし、管内の地域センターに周知している。</p> <p>一方、FAMIC 福岡センターは、農林水産省の認可を受けて制定した業務方法書第 5 条により、食品の品質及び表示等の調査分析によって得られた情報を講習会等により食品関連事業者等に対して提供することとしている。</p> <p>また、福岡県は、「福岡県食の安全対策基本方針」（平成 16 年 3 月策定）において、食の安全確保対策の柱の一つとして「食品の安全性確保に関する普及・啓発の推進」を掲げ、食品関連事業者に対する食品表示制度の普及啓発を実施することとしている。</p> <p>佐賀県は、「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」（平成 26 年条例第 60 号）において食品表示制度に関する知識の普及を規定するとともに、同条例に基づき策定した「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」（平成 27 年 3 月）において、食品表示制度の普及啓発を実施することとしている。</p> <p>【調査の結果】</p> <p>今回、法の施行前後における九州農政局、福岡県拠点、佐賀県拠点、FAMIC 福岡センター、福岡県及び佐賀県の食品関連事業者に対する食品表示制度の普及啓発の実施状況について調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>ア 九州農政局</p> <p>① 九州農政局は、平成 23 年度から 26 年度にかけて毎年度、九州各県の地</p>	<p>図表 3-(2)-①</p> <p>図表 3-(2)-②</p> <p>図表 3-(2)-③</p> <p>図表 3-(2)-④</p> <p>図表 3-(2)-⑤</p> <p>図表 3-(2)-⑥</p> <p>図表 3-(2)-⑦</p> <p>図表 3-(2)-⑧</p>

<p>方農政事務所に管内の食品関連事業者を対象に「食品事業者表示適正化技術講座」を開催させているが、27年度は同講座を開催していない。</p> <p>なお、このうち、佐賀農政事務所が平成23、24の両年度に佐賀市で各1回開催した同講座については、佐賀県との共同開催となっている。</p> <p>② 食品事業者表示適正化技術講座を開催している平成23年度から26年度までの九州管内の開催か所数は、23年度7か所、24年度12か所、25年度16か所、26年度20か所と年々増加しているが、参加事業者数は、23年度の1,070人（1か所当たり平均152.9人）をピークに年々減少しており、26年度は949人（同47.5人）となっている。</p> <p>③ 食品事業者表示適正化技術講座の内容は、全国共通で、平成23年度から25年度までは、いずれも i)日本の食品表示制度の概要、ii)食品表示の適正化に向けた改善のチェックポイント、iii)食品表示の適正な実施に向けた取組の重要性で、26年度は、i)食品表示に関する法制度及び生鮮食品の表示、ii)加工食品の表示、iii)米トレーサビリティ制度、iv)コンプライアンスの推進であり、配布資料は、上記各年度とも農林水産省が作成したものを使用している。</p>	<p>図表3-(2)-⑨</p>
<p>イ 福岡県拠点及び佐賀県拠点</p> <p>(7) 福岡県拠点</p> <p>福岡県拠点は、平成23年度から26年度までの間に、食品関連事業者等から要請を受けて食品表示制度の普及啓発を各年度十数回行っており、参加者数は、24年度の25回、1,447人をピークに、26年度は17回、451人に減少している。</p> <p>また、説明に当たっては、基本的に配布パンフレット「知っておきたい食品の表示」、「JAS法に基づく食品品質表示の早わかり」（いずれも消費者庁・農林水産省作成）を使用している。</p> <p>一方、福岡県拠点は、法が施行された平成27年度は、食品関連事業者等から要請を受けて食品表示制度の普及啓発を5回行っており、そのうち1回は指導実施の事業者からの要請、4回は福岡県内の保健所設置市と協力してそれぞれ実施しているが、24年度から26年度まで3年連続して普及啓発を行ってきた食品関連事業者団体からの要請に対しては、全ての表示事項を担当する福岡県の担当部局を紹介したとしている。</p> <p>なお、上記5回の普及啓発に当たっては、いずれも独自に作成した食品表示に関する資料を用いている。</p>	<p>図表3-(2)-⑩</p> <p>図表3-(2)-⑪</p> <p>図表3-(2)-⑫</p>
<p>(イ) 佐賀県拠点</p> <p>佐賀県拠点は、平成23年度から26年度までの間、食品関連事業者等から要請を受けて食品表示制度の普及啓発を行っており、開催回数及び参</p>	<p>図表3-(2)-⑩ (再掲)</p>

<p>加者数は、いずれも 24 年度の 8 回、382 人をピークに、26 年度は 5 回、226 人に減少している。</p> <p>また、説明に当たっては、基本的に配布パンフレット「知っておきたい食品の表示」、「JAS法に基づく食品品質表示の早わかり」（いずれも消費者庁・農林水産省作成）を使用している。</p> <p>一方、佐賀県拠点は、法が施行された平成 27 年度は、佐賀県内の地方公共団体から新規就農者に対する食品表示制度の普及啓発を要請されているが、全ての表示事項を担当する佐賀県の担当部局を紹介したとしている。</p>	<p>図表 3-(2)-⑬</p>
<p>ウ FAMIC 福岡センター</p> <p>FAMIC 福岡センターは、平成 23 年度から 27 年度までの間、食品関連事業者を対象にした講習会を各年度 1 回関係機関の協力を得て開催している。講習会のテーマ、内容は毎年度変更しており、参加者数は、毎年度、定員の 30 人前後である。</p> <p>また、FAMIC 福岡センターの職員による説明に当たっては、各年度とも独自に作成した資料を用いており、平成 27 年度の講習会では、法の施行を踏まえたものとなっている。</p>	<p>図表 3-(2)-⑭</p>
<p>エ 福岡県</p> <p>福岡県は、平成 23 年度から 26 年度までの間、食品関連事業者を対象にした食品表示制度説明会を複数の担当課が合同で主催しているほか、食品関連事業者等から要請を受けて実施するなど食品表示の品質事項、衛生事項、保健事項について担当課が普及啓発を行っている。これらの開催回数及び参加者数は、平成 23 年度は 45 回 4,000 人程度であったが、24、25 年度はそれぞれ 60 回 5,000 人前後、26 年度は 74 回 6,000 人程度と増加している。</p> <p>また、説明に当たっては、各年度とも県独自に作成した資料を用いるとともに、平成 25 年 3 月には食品表示制度に関するパンフレットを作成・配布している。</p> <p>さらに、法が施行された平成 27 年度は、食品関連事業者を対象にして、法の概要と食品表示基準の主な変更点等について食品表示制度説明会を開催しており、開催回数及び参加者数は、74 回 6,000 人程度で、法施行直前の 26 年度と同程度である。このうち、従来、九州農政局福岡地域センターが平成 24 年度から 26 年度まで毎年度、食品表示制度の説明を行ってきた食品関連事業者団体からの同制度の説明要請に対して、27 年度に福岡県拠点が受け入れなかったことから、福岡県が当該事業者団体からの要請に応じて食品表示制度の説明を行っているのがみられる。</p>	<p>図表 3-(2)-⑮</p> <p>図表 3-(2)-⑯</p> <p>図表 3-(2)-⑰</p> <p>図表 3-(2)-⑱</p> <p>図表 3-(2)-⑲</p> <p>図表 3-(2)-⑳</p> <p>図表 3-(2)-㉑</p> <p>図表 3-(2)-㉒</p> <p>図表 3-(2)-㉓</p> <p>図表 3-(2)-㉔</p> <p>図表 3-(2)-㉕</p> <p>図表 3-(2)-㉖</p> <p>図表 3-(2)-㉗</p> <p>図表 3-(2)-㉘</p> <p>図表 3-(2)-㉙</p> <p>図表 3-(2)-㉚</p> <p>図表 3-(2)-㉛</p> <p>図表 3-(2)-㉜</p> <p>図表 3-(2)-㉝</p> <p>図表 3-(2)-㉞</p> <p>図表 3-(2)-㉟</p> <p>図表 3-(2)-㊱</p> <p>図表 3-(2)-㊲</p> <p>図表 3-(2)-㊳</p> <p>図表 3-(2)-㊴</p> <p>図表 3-(2)-㊵</p> <p>図表 3-(2)-㊶</p> <p>図表 3-(2)-㊷</p> <p>図表 3-(2)-㊸</p> <p>図表 3-(2)-㊹</p> <p>図表 3-(2)-㊺</p> <p>図表 3-(2)-㊻</p> <p>図表 3-(2)-㊼</p> <p>図表 3-(2)-㊽</p> <p>図表 3-(2)-㊾</p> <p>図表 3-(2)-㊿</p>

<p>オ 佐賀県</p> <p>佐賀県は、食品関連事業者を対象にした食品表示制度説明会について、平成 23 年度、24 年度の 2 か年間は、年 1 回、九州農政局佐賀地域センターと合同で「食品表示責任者講習会」を開催していたが、開催時間が長時間になることから、25 年度は、単独で同講習会を 1 回開催するとともに、23 年度から 25 年度までの間に同講習会の登録者には「食品表示ニュースレター」を 5 回発行しているほか、関連講習会でも食品表示制度について普及啓発している。これらの開催回数及び参加者数は、毎年度 50 回程度、1 万人前後となっている。</p> <p>なお、平成 26 年度は、法の施行を翌年度に控えて、食品表示の旧基準で普及啓発を行うことによる受講者の混乱を避けるために、食品表示責任者講習会を開催していないが、同講習会の登録者には「食品表示ニュースレター」を 2 回発行している。また、食品表示制度（品質事項）に関する出前講座を 2 回行っている。</p> <p>また、説明に当たっては、各年度とも県独自に作成した資料を用いているとしている。</p> <p>一方、法が施行された平成 27 年度は、食品表示責任者講習会において「食品表示の新法と旧法の相違点」をテーマに 1 回開催している。開催回数及び参加者数は、平成 26 年度以前と変わらず、また、同講習会の登録者には従前と同様に「食品表示ニュースレター」を 2 回発行しているほか、関連講習会でも法の概要について普及啓発している。</p> <p>なお、九州農政局は、食品関連事業者に対する指導、監視等を的確に実施するために、法の施行前の平成 16 年 6 月に、九州各県、独立行政法人農林水産消費技術センター門司センター（当時。現在は FAMIC 福岡センター）及び地方農政事務所をメンバーとする九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議を開催し、現在においても、これら関係機関との連携を図っている。</p> <p>以上のとおり、平成 27 年度以降は九州農政局県域拠点において、単独では地方公共団体や食品関連事業者団体が開催する研修会の参加者への普及啓発要請に応じておらず、全ての表示事項を担当する県の担当部局を紹介しているとしている。しかし、食品表示行政を担当する地方公共団体と協力して食品関連事業者に普及啓発を行っており、品質事項に係る専門性や実施体制等を鑑みると、引き続き、県域拠点が、県等が実施する普及啓発に関して協力することは、食品関連事業者における食品表示の適正化を推進する上で重要である。</p>	<p>図表 3-(2)-⑰</p> <p>図表 3-(2)-⑱</p> <p>図表 3-(2)-⑱ (再掲)</p> <p>図表 3-(2)-⑰ (再掲)</p> <p>図表 3-(2)-⑲ 図表 3-(2)-⑱ (再掲)</p> <p>図表 3-(2)-⑳</p> <p>図表 3-(2)-㉑</p>
--	---

図表 3-(2)-① 独立行政法人農林消費安全技術センター業務方法書(制定認可:平成 13 年 4 月 2 日付け
農林水産省指令 13 総合第 1 号)(抜粋)

(食品等に関する情報の提供)

第5条 センターは、前条の調査分析によって得られた情報及び農薬の登録情報等を、広報誌、ホームページ、講習会等により、事業者等に対して提供するものとする。

(講習)

第68条 センターは、次の各号に掲げる農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習（以下この章において「講習」という。）を行うものとする。

- (1) 第52条に規定する調査研究により得られた成果に関する講習
- (2) 農林物資の格付及び農林物資等の品質管理に関する講習
- (3) 飼料安全法第25条第1項の飼料製造管理者の資格取得に関する講習
- (4) 前号に掲げるもののほか、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する講習
- (5) その他必要な講習

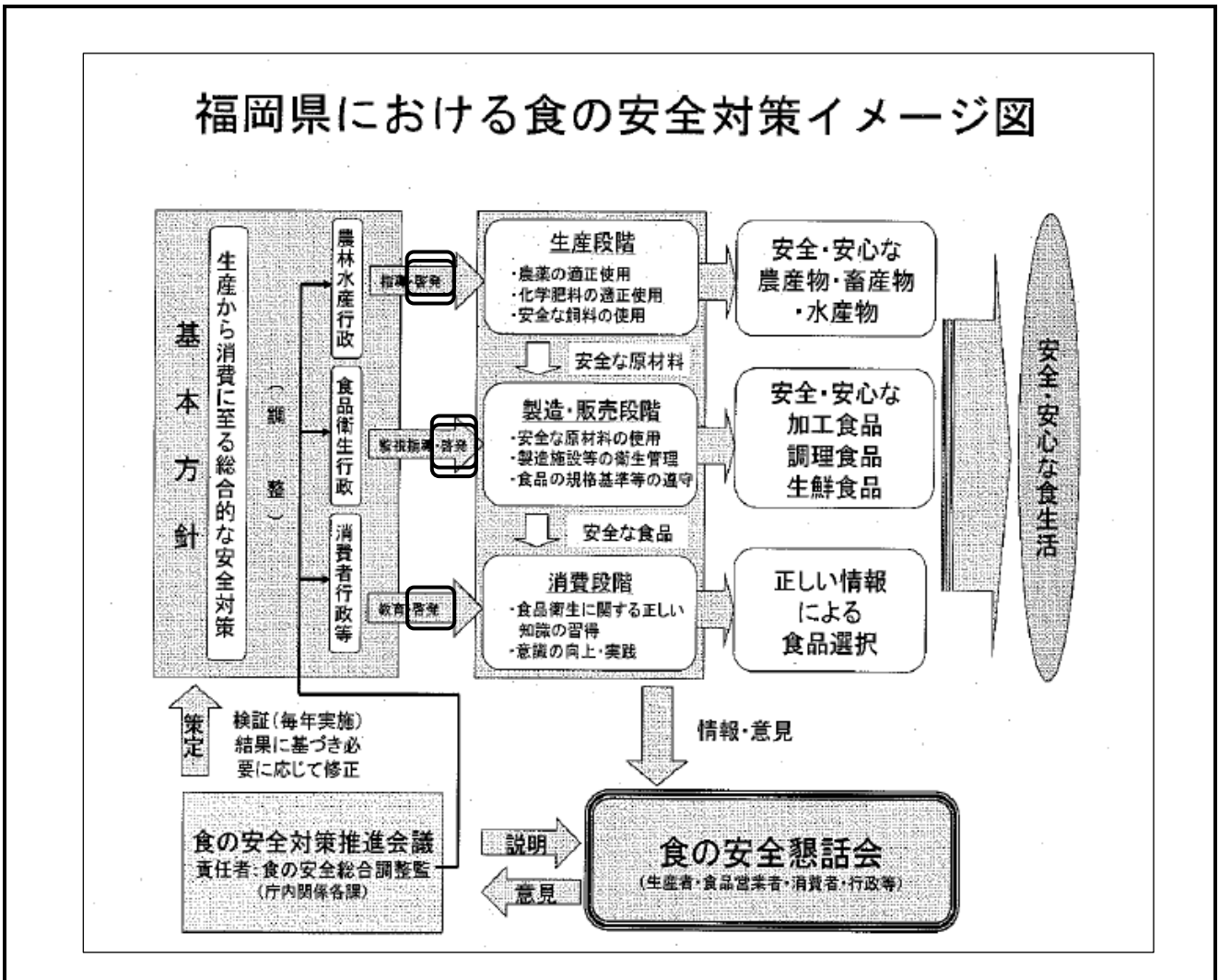
(注) 下線は当局が付した。

図表 3-(2)-② 福岡県食の安全対策基本方針（平成 16 年 3 月策定）に掲げられている「食品の安全確保対策の 8 つの柱」

- 1 安全な農産物・畜産物・水産物の供給
- 2 安全で衛生的な食品の提供
- 3 食品の安全性確保対策に関する普及・啓発
- 4 調査研究及び試験検査
- 5 支援・連携
- 6 人材育成と資質の向上
- 7 危機管理
- 8 情報の共有と総合的な取組

(注) 下線は当局が付した。

図表 3-(2)-③ 「福岡県食の安全対策基本方針」（平成 16 年 3 月策定）で掲げられている「福岡県における食の安全対策イメージ図」



(注) □ は当局が付した。

図表 3-(2)-④ 「福岡県食の安全対策基本方針」(平成 16 年 3 月策定)に掲げられている食品表示制度の普及啓発に関する取組(抜粋)

- 加工業者等食品関係団体や生産者・消費者団体等への説明会の実施、また、パンフレットの作成や各種の広報媒体を通じて、食品表示制度の啓発を行っています。
- 消費者が、栄養表示基準制度、特別用途食品、保健機能食品制度等について知識を深め、食品の栄養成分・機能を十分理解し、かつ効果的に活用することができるように、保健福祉環境事務所で実施されている各種講習会等を通じて普及啓発に努めます。
- 食中毒予防講習会等各種講習会の際に、食品営業者等に対し、食品衛生の重要性や自主衛生管理の必要性について、啓発に努めます。

(注) 下線は当局が付した。

図表 3-(2)-⑤ 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例(平成 26 年佐賀県条例第 60 号)(抜粋)

第 13 条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、法(平成 25 年法律第 70 号)その他の法令の規定による 食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及、その他必要な措置を講ずるものとする。

(注) 下線は当局が付した。

図表 3-(2)-⑥ 「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」(平成 27 年 3 月策定)に掲げられている食品表示制度の普及啓発に関する取組(抜粋)

事業者内部における自主的な取組を促進するため、佐賀県独自に「表示責任者設置要領」を設け、食品情報誌の発行や 研修会の開催 などにより、食品事業者におけるコンプライアンスの向上を図っています。

(注) 下線は当局が付した。

図表 3-(2)-⑦ 佐賀県食品表示責任者設置促進事業実施要領（平成 18 年 2 月 1 日策定）（抜粋）

（目的）

第 1 条 食品表示責任者を設置する食品関係事業者に対して、食品表示に関する情報提供等の支援を行うことにより、事業者の食品表示に関する認識を深め、適正な食品表示を推進する。

（事業内容）

第 2 条 県は前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 食品表示情報提供事業
- (2) 食品表示責任者に対する講習会の開催

（対象事業者）

第 3 条 事業の対象事業者は次の各号に掲げる者のうち、佐賀県内に事業所等を設置する者とする。

- (1) 食品販売事業者
- (2) 食品の製造・加工・流通事業者
- (3) その他法令の定めにより表示義務を負う者

（食品表示責任者）

第 4 条 食品表示責任者は、佐賀県内の事業所において次の各号に掲げる業務を行う者とする。

- (1) 表示状況の点検・管理
- (2) 食品表示に関する啓発・指導

（事業者の登録）

第 5 条 佐賀県内の事業者等における食品表示責任者を定めた食品関係事業者は、登録申請書（様式第 1 号）を生活衛生課へ提出するものとする。

第 6 条・第 7 条 （略）

（注）下線は当局が付した。

図表 3-(2)-⑧ 九州農政局管内の食品事業者表示適正化技術講座の開催状況(平成 23~27 年度)

(単位：回、人)

区分	平成 23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
福岡県	1	257	2	237	3	339	3	282	0	-
佐賀県	1	87	2	135	1	41	1	66	0	-
長崎県	1	95	1	104	1	65	2	63	0	-
熊本県	1	209	2	160	3	207	3	200	0	-
大分県	1	114	1	66	1	47	2	56	0	-
宮崎県	1	139	2	120	5	180	7	129	0	-
鹿児島県	1	169	2	233	2	133	2	153	0	-
合計	7	1,070	12	1,055	16	1,012	20	949	0	-
1 か所当たり	-	152.9	-	87.9	-	63.3	-	47.5	-	-

(注)1 当局の調査結果による。

2 講座は、基本的に午前は製造者向け、午後は流通業者向けに分けて開催されているが、一部の会場では、製造者と流通業者を合わせて開催している。

図表 3-(2)-⑨ 九州農政局管内の食品事業者表示適正化技術講座の内容及び配布資料(平成 23
～26 年度)

年度	講座の内容	配布資料
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の食品表示制度の概要 ・食品表示の適正化に向けた改善のチェックポイント ・食品表示の適正な実施に向けた取組の重要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・メインテキスト「食品事業者が知っておくべき食品表示の基本」 ・小売業者・卸売業者・輸入業者向けサブテキスト「食品販売業者が知っておくべき J A S 法の品質表示基準制度～生鮮食品を中心に～」 ・製造業者向けサブテキスト「食品製造業者が知っておくべき品質表示基準制度～加工食品について～」
24		<ul style="list-style-type: none"> ・メインテキスト「食品事業者が知っておくべき食品表示の基本」 ・小売業者・卸売業者・輸入業者向けサブテキスト「食品販売業者が知っておくべき J A S 法の品質表示基準制度～生鮮食品を中心に～」 ・製造業者向けサブテキスト「食品製造業者が知っておくべき J A S 法の品質表示基準制度～加工食品について～」
25		同上
26	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する法制度及び生鮮食品の表示について ・加工食品の表示について ・米トレーサビリティ制度について ・コンプライアンスの推進について 	同上

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑩ 福岡県拠点及び佐賀県拠点における食品関連事業者を対象とした食品表示普及啓発の実施状況（平成 23～27 年度）
（単位：回、人）

区分	福岡県拠点		佐賀県拠点	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
平成 23 年度	20(0)	1,300(－)	6(1)	255(17)
24	25(11)	1,447(793)	8(1)	382(32)
25	22(5)	1,148(420)	6(0)	222(－)
26	17(0)	451(－)	5(0)	226(－)
27	5(1)	269(30)	0	－

(注)1 当局の調査結果による。

2 表中の()内は、適正な食品表示について指導した食品関連事業者からの要請を受けて当該事業者に対して実施した普及啓発の回数及び対象者数を示し、いずれも内数である。

図表 3-(2)-⑪ 福岡県拠点における食品関連事業者を対象とした食品表示普及啓発の実施概要（平成 27 年度）
（単位：回、人）

対象者	依頼者	開催回数	参加者数	普及啓発事項
指導実施食品関連事業者の従業員	左記の事業者	1	30	食品表示制度
新規開業者のための食品衛生講習会	福岡県内の保健所設置市	4	239	・食品表示制度 ・米トレーサビリティ制度 ・食品トレーサビリティ制度
合計		5	269	－

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑫ 福岡県拠点において食品関連事業者団体会員を対象にした食品表示に係る研修会への要請に対する対応例（平成 27 年度）

福岡県内の食品関連事業者団体が、当該団体の会員を対象に行う食品表示に係る研修会において、平成 24 年度から 27 年度までの間、福岡地域センターに指導を要請し、これに対して、同センターは、24 年度から 26 年度までの間は毎年度各 1 回、「知っておきたい食品の表示」（消費者庁・農林水産省作成）、又は独自作成資料を用いて普及啓発を行っていたが、27 年度は、全ての表示事項を担当する福岡県の担当部局を紹介したとしている。

なお、当該団体では、「例年要請していた福岡地域センターに断られたことから、福岡県に要請した。」としており、同県が平成 27 年度に当該団体の研修会において、食品表示の品質事項に係る普及啓発を行っている。

（注） 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑬ 佐賀県拠点において佐賀県内の地方公共団体主催の新規就農者を対象にした食品表示に係る研修会への要請に対する対応例（平成 27 年度）

佐賀県内の地方公共団体が、平成 27 年度に稲作、野菜栽培の新規就農者を対象に開催した研修会において、佐賀県拠点に加工食品に係る食品表示の普及啓発を協力要請したが、佐賀県拠点は、全ての表示事項を担当する佐賀県の担当部局を紹介したとしている。

なお、当該地方公共団体は、やむを得ず、消費者庁作成の「早わかり食品表示ガイド」及び消費者庁の連絡先を記載した資料を研修会に参加した新規就農者に配布している。

（注） 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑭ FAMIC福岡センターにおける食品関連事業者対象の食品表示講習会の開催状況
(平成 23～27 年度) (単位：人)

区分	講習会のテーマ	担当機関・団体	参加者数
	内容		
平成 23 年度	菓子の表示		29
	JAS 法に基づく菓子の表示 (講義・演習)	FAMIC 福岡センター	
	食品衛生法に基づく菓子の表示 (講義・演習)	(社)福岡市食品衛生協会食品衛生検査センター	
	表示ラベルの作成演習	FAMIC 福岡センター (社)福岡市食品衛生協会食品衛生検査センター	
24	水産加工品の表示		38
	JAS 法に基づく水産物加工品の表示 (講義・演習)	FAMIC 福岡センター	
	食品衛生法に基づく水産物加工品の表示 (講義・演習)	北九州市保健所東部生活衛生課	
	表示ラベルの作成演習	FAMIC 福岡センター 北九州市保健所東部生活衛生課	
25	食品の原産地表示		37
	食品の原産地表示	FAMIC 福岡センター	
	食品表示確認のための分析技術		
26	弁当・惣菜の表示		33
	調理食品の表示の留意点	FAMIC 福岡センター	
	栄養表示義務化の動きと表示の作成方法	福岡市健康増進課	
27	食品表示の信頼性確保		28
	計量法に基づく食品の表示	福岡県計量検定所	
	食品表示確認のための科学的分析技術	FAMIC 福岡センター	

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑮ 福岡県における食品関連事業者への食品表示制度の普及啓発の実施状況（平成 23～27 年度）
（単位：回、人）

区分	平成 23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
食品製造業者向け食品表示説明会	5	665	5	621	5	600	5	734	13	1,690
直売所向け「安全・安心農産物関連制度説明会」	13	1,022	17	1,266	14	916	9	558	15	1,561
食品関連事業者の要請により実施した食品表示研修会等	0	—	0	—	2	228	1	103	5	196
出前講座	0	—	1	44	1	15	1	50	0	—
食品衛生責任者養成講習会	14	1,014	21	1,882	23	1,607	27	2,011	21	1,685
食品表示に関する講習会	8	896	11	902	6	443	11	832	6	176
ふぐに関する衛生講習会	1	16	1	20	1	35	1	13	1	21
栄養成分表示等に関する普及啓発	4	664	6	698	10	831	19	1,771	13	703
計	45	4,277	62	5,433	62	4,675	74	6,072	74	6,032

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「食品製造業者向け食品表示説明会」及び「直売所向け「安全・安心農産物関連制度説明会」」は、福岡県の主催である。なお、「食品製造業者向け食品表示説明会」の名称について、平成 27 年度は「食品製造業者向け食品表示法説明会」となっている。また、平成 27 年度直売所向け「安全・安心農産物関連制度説明会」は、個々の直売所からの講師派遣依頼を受けての開催である。

3 出前講座とは、福岡県の各課があらかじめメニューで示した担当業務について、県民(事業者)の要請に応じて担当職員が説明に向く「ふくおか県政出前講座」を示すものであり、「食の安全の確保」をテーマとして行われている。

4 「食品衛生責任者養成講習会」は、その受講が福岡県食品衛生法施行条例（平成 12 年福岡県条例第 17 号）に基づき、営業者が食品取扱施設ごとに食品取扱者のうちから設置しなければならない「食品衛生責任者」の資格要件の一つであり、食品衛生に関する新しい知見を習得させるために開催されるものである。

なお、県は、同講習会において、毎年度、冊子「よくわかる食品衛生」（福岡県監修、公益社団法人福岡県食品衛生協会発行）を用いて説明しているとしており、当該冊子には、1 項目として「食品の表示」が掲げられている。

5 「ふぐに関する衛生講習会」は、ふぐ加工事業者からの要請により開催するものである。

図表 3-(2)-⑯ 福岡県が平成 27 年度に開催した食品表示制度の主な普及啓発の主な内容等

区分	食品製造者向け食品表示法説明会	直売所向け「安全・安心農産物関連制度説明会」
説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法の概要と食品表示基準の主な変更点 ・衛生に関する表示事項の主な変更点 ・新たに表示が義務づけられた栄養成分表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法の品質事項 ・食品表示法のアレルゲン、添加物、製造所等の表示に係る衛生事項 ・食品表示法の栄養成分、食品機能性等の表示に係る保健事項
講師等	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・地産地消課 ・健康増進課 ・保健衛生課 <p style="text-align: right;">} 職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・地産地消課 ・福岡県の関係保健福祉環境事務所 <p style="text-align: right;">} 職員</p>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 食品製造者向け食品表示法説明会は福岡県の主催、直売所向け「安全・安心農産物関連制度説明会」は個々の農産物直売所からの要請を受けての開催である。

図表 3-(2)-⑰ 佐賀県における食品関連事業者への食品表示制度の普及啓発の実施状況（平成 23～27 年度）
（単位：回、人）

区分	平成 23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
食品表示責任者講習会	1	87	1	67	1	72	0	—	1	89
出前講座	0	—	0	—	0	—	2	約 40	0	—
食品衛生責任者実務講習会	52	9,970	52	10,092	51	9,809	54	9,630	54	9,570
計	53	10,057	53	10,159	52	9,881	56	約 9,670	55	9,659

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「食品表示責任者講習会」については、図表 3-(2)-⑰佐賀県食品表示責任者設置促進事業実施要領（抜粋）を参照。

3 「出前講座」とは、佐賀県の各課が県民（事業者）の要請に応じて担当業務について説明に出向くものを示すものであり、出前講座において食品表示制度（品質事項）を普及啓発したものを計上している。

4 「食品衛生責任者実務講習会」は、佐賀県食品衛生条例（昭和 34 年佐賀県条例第 9 号）第 1 条の 2 別表第 1 に基づき、食品取扱施設ごとに食品取扱者及び関係者のうちから定める食品衛生責任者に対して食品衛生に関する新しい知見を常に習得しなければならないとして毎年の受講を義務付けている。

5 栄養成分表示等に関する普及啓発について、佐賀県では平成 26 年度以前は行っていないが、27 年度は「食品衛生責任者実務講習会」において行っているとしている。

表 3-(2)-⑱ 佐賀県作成の「食品表示ニュースレター」の発行状況（平成 24～27 年度）

発行年月	主な掲載内容
平成 24 年 8 月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ チルドハンバーグステーキ品質表示基準の改正について ・ チルドミートボール品質表示基準の改正について ・ 主な相談内容や不適正表示の事例について ・ 食品の表示に係る Q & A の定期見直しについて
平成 24 年 11 月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品事業者表示適正化技術講座（食品表示責任者講習会）の開催について ・ 玄米及び精米品質表示基準 Q & A の一部改正について ・ 食品中の放射性物質の新たな基準について ・ 主な相談内容や不適正表示の事例について
平成 25 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品事業者表示適正化技術講座（食品表示責任者講習会）の開催結果について ・ 新食品表示制度について ・ 制度改正「加工食品の原料原産地表示について」 ・ 県に寄せられた相談事例について
平成 25 年 12 月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正『カシューナッツ』及び『ごま』の原材料表示について ・ トピックス①「外食メニュー」の食材表示問題について ・ トピックス②食品表示法の成立について ・ 食品表示 Q & A
平成 26 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示責任者講習会の開催結果について ・ 消費者等からの報告事例について ・ お知らせ「暮らしに役に立つ食品表示ハンドブック」の廃版について
平成 26 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ トピックス①食品表示基準案の公表について ・ 食品表示ワンポイント ・ 「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」の制定について ・ お知らせ「食の安全・安心講演会」の開催について
平成 27 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ トピックス食品表示基準の主な変更点について ・ お知らせ「食品表示責任者講習会」の開催予定について ・ 食品表示ワンポイント「栄養成分表示の免除規定」について ・ トピックス②食品の原産地に関する情報提供について ・ トピックス③「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準」等の一部改正について ・ 食品表示基準のアレルギ－表示に関する Q & A
平成 27 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ トピックス「食品表示責任者講習会」の開催結果について ・ 事業者からの相談事例 ・ お知らせ「食の・安心講演会」の開催について
平成 28 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> ・ トピックス①食品表示基準 Q & A の改正について ・ トピックス②新たな製造所固有記号の概要について

（注） 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑱ 佐賀県が平成 27 年度に開催した食品表示制度の主な普及啓発の主な内容等

区分	食品表示責任者講習会	食品衛生責任者実務講習会
説明事項	食品表示の新法と旧法の相違点	食品表示法の概要
講師	外部講師	保健所職員

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑳ 食品表示に関する九州管内の関係機関の連携

JAS法に基づく食品品質表示について、消費者に対する情報提供や生産者、事業者に対する指導・監視を的確に実施するために、県、(独)農林水産消費技術センター門司センター及び地方農政事務所をメンバーとする九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議を16年6月に開催した。

- (注) 1 九州農政局作成の「平成16年度九州食料・農業・農村情勢報告」による。
 2 下線は当局が付した。

図表 3-(2)-㉑ 九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議の開催状況（平成23～27年度）

年度	主な議題	参加機関
平成23	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示を巡る最近の情勢について 今後の食品表示の監視について 平成22年度の食品表示に関する各県の取組実績について 	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、独立行政法人農林水産消費安全技術センター門司事務所、九州農政局、九州農政局管内各地域センター
24	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示を巡る最近の情勢について 今後の食品表示の監視について 平成23年度の食品表示に関する各県の取組実績について 	
25	<ul style="list-style-type: none"> 最近の食品表示行政について 食品トレーサビリティについて 平成24年度の食品表示に関する各県の取組実績について 	
26	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示を巡る最近の情勢について 今後の食品表示の監視について 平成25年度の食品表示に関する各県の取組実績について 	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター、九州農政局、九州農政局管内各地域センター
27	<ul style="list-style-type: none"> 今後の九州ブロック食品表示関係機関連絡会議について 食品表示法に関する説明会 	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議」の名称は、平成23年度に「九州ブロック食品表示関係機関連絡会議」に改称している。

(3) 一般消費者に対する食品表示制度の普及啓発

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>九州農政局は、消費者に対する食品表示制度の普及啓発について平成 15 年度から実施しており、九州各県に所在する出先機関の地方農政事務所（当時）に取り組みさせている。</p> <p>九州農政局は、法の施行に伴い、農林水産省の方針により、平成 27 年度からは、①消費者に対する食品表示基準の普及啓発を実施しないこと、②県、監視協議会等が実施する普及啓発の機会があれば、これに協力することとし、管内の地域センター（当時）に連絡しているが、消費者に対する食品表示基準の普及啓発を行わないことになった理由については示していない。</p> <p>一方、FAMIC の業務方法書等では、消費者に対する食品表示制度の普及啓発等について特に定められていない。</p> <p>また、福岡県は、「福岡県食の安全対策基本方針」において、食の安全確保対策の柱の一つとして「食品の安全性確保に関する普及・啓発の推進」を掲げ、消費者に対する食品表示制度の普及啓発を実施することとしている。</p> <p>さらに、佐賀県は、「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」において食品表示制度に関する知識の普及を規定するとともに、同条例に基づき策定した「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」において、「県民に対しても食品表示制度について県ホームページ、出前講座などを通じて、情報の提供に努めます。」と掲げている。</p>	<p>図表 3-(2)-⑤ (再掲) 図表 3-(2)-⑥ (再掲) 図表 3-(3)-① 図表 3-(2)-⑧ (再掲) 図表 3-(3)-②</p>
<p>【調査の結果】</p> <p>今回、法の施行前後における福岡県拠点、佐賀県拠点、FAMIC 福岡センター、福岡県及び佐賀県の消費者に対する食品表示制度の普及啓発の実施状況について調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>① 福岡県拠点は、平成 23 年度に消費者を対象にした食品表示制度の普及啓発を 11 回行っているが、24 年度から 26 年度までの間は各年度 3、4 回程度となっており、説明に当たっては、基本的にパンフレット「知っておきたい食品の表示」（消費者庁・農林水産省作成）を配布・使用している。</p> <p>一方、法が施行された平成 27 年度は、消費者を対象にした食品表示制度の普及啓発は行っていない。</p> <p>② 佐賀県拠点は、消費者を対象にした食品表示制度の普及啓発を平成 23 年度に 4 回、25 年度に 2 回行っているが、24、26 の両年度及び法施行後の 27 年度には</p>	<p>図表 3-(3)-③ 図表 3-(3)-③ (再掲)</p>

<p>行っていない。</p> <p>なお、平成 27 年度以降に、福岡県及び佐賀県が消費者に対する普及啓発の実施に当たり九州農政局県域拠点に協力を求めている状況はみられなかった。</p> <p>③ FAMIC 福岡センターは、消費者に対する普及啓発を行っていない。</p> <p>④ 福岡県は、平成 23 年度から 27 年度までの間、県民を対象にした食品表示制度の普及啓発として実施している出前講座等の開催については、23 年度 3 回から 26 年度 9 回と増加し、特に法施行後の 27 年度は 19 回行っている。</p> <p>⑤ 佐賀県は、県ホームページにおいて食品表示制度の概要を掲載するとともに、県民を対象にした食品表示制度の普及啓発として出前講座を行っており、その開催回数は平成 23 年度から 26 年度までの間、法施行後の 27 年度、いずれも毎年度 10 回前後となっている。</p>	<p>図表 3-(3)-④</p> <p>図表 3-(3)-⑤</p>
--	-------------------------------------

図表 3-(3)-① 「福岡県食の安全対策基本方針」(平成 16 年 3 月策定)に掲げられている食品表示制度の普及啓発に関する取組(抜粋)

- 加工業者等食品関係団体や生産者・消費者団体等への説明会の実施、また、パンフレットの作成や各種の広報媒体を通じて、食品表示制度の啓発を行っています。
- 消費者が、栄養表示基準制度、特別用途食品、保健機能食品制度等について知識を深め、食品の栄養成分・機能を十分理解し、かつ効果的に活用することができるように、保健福祉環境事務所で実施されている各種講習会等を通じて普及啓発に努めます。

(注) 下線は当局が付した。

図表 3-(3)-② 「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」(平成 27 年 3 月策定)に掲げられている食品表示制度の普及啓発に関する取組(抜粋)

- 今後とも、県民に対しても食品表示制度について県ホームページ、出前講座などを通じて、情報の提供に努めます。

(注) 下線は当局が付した。

図表 3-(3)-③ 福岡県拠点及び佐賀県拠点における消費者への食品表示普及啓発の実施状況（平成 23～27 年度）
（単位：回、人）

年度	福岡県拠点		佐賀県拠点	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
平成 23	11	271	4	31
24	4	110	0	-
25	3	94	2	86
26	4	110	0	-
27	0	-	0	-

（注） 当局の調査結果による。

図表 3-(3)-④ 福岡県における消費者への食品表示普及啓発の実施状況(平成 23～27 年度)

(単位：回、人)

年度	出前講座(a)		その他(b)		合計 (a + b)	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
平成 23	1	18	2	200	3	218
24	2	48	8	272	10	320
25	2	30	2	51	4	81
26	1	24	8	186	9	210
27	4	90	15	341	19	431

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「出前講座」とは、福岡県の各課があらかじめメニューで示した担当業務について、県民の要請に応じて担当職員が説明に向く「ふくおか県政出前講座」を示すものであり、「食品表示」、「食の安全の確保」をテーマとして行われている。

3 「その他」欄は、食品表示のうち衛生事項及び保健事項について普及啓発を行ったものを計上している。

図表 3-(3)-⑤ 佐賀県における消費者への食品表示普及啓発の実施状況(平成 23～27 年度)

(単位：回、人)

年度	出前講座(a)		その他(b)		合計 (a + b)	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	回数	参加者数
平成 23	15	500	0	—	15	500
24	9	510	0	—	9	510
25	14	707	0	—	14	707
26	7	304	0	—	7	304
27	9	465	0	—	9	465

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「出前講座」とは、佐賀県の各課が県民の要請に応じて担当業務について説明に向くものを示すものであり、「健康づくり」をテーマとする出前講座において栄養成分表示について普及啓発を行ったものを計上している。

【附属資料】

1 九州管内の食品関連事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指示一覧

（平成23～27年度）

番号	指示年月	措置者	事業者所在地	主な品目	主な違反内容
1	平成23年8月	福岡県	福岡	にんにく	中国産にんにくを朝倉市産として販売
2	23年8月	福岡県	福岡	乾燥唐辛子	購入した乾燥唐辛子を朝倉市産として販売
3	23年11月	熊本県	熊本	あさり	あさりの原産地偽装
4	23年11月	熊本県	熊本	あさり・しじみ・はまぐり・キヌ貝	あさり・しじみ・はまぐり・キヌ貝の原産地偽装
5	23年12月	佐賀県	佐賀	あさり	あさりの原産地偽装
6	24年3月	佐賀県	佐賀	塩蔵わかめ	表示した食塩含有率を大幅に上回った食塩含有率の商品を販売
7	24年3月	佐賀県	佐賀	塩蔵わかめ	表示した食塩含有率を大幅に上回った食塩含有率の商品を販売
8	24年3月	佐賀県	佐賀	塩蔵わかめ	表示した食塩含有率を大幅に上回った食塩含有率の商品を販売
9	24年4月	農林水産省	福岡	しじみ	ロシア産及び中国産しじみを「島根県宍道湖産 大和しじみ」と表示
10	24年4月	農林水産省	福岡	しじみ	ロシア産しじみを「島根県宍道湖産 大和しじみ」と表示
11	24年4月	農林水産省	福岡	しじみ	ロシア産及び中国産しじみを「島根県宍道湖産 大和しじみ」と表示
12	24年4月	農林水産省	福岡	しじみ	ロシア産及び中国産しじみを「島根県宍道湖産 大和しじみ」と表示
13	24年4月	九州農政局	福岡	味付牛肉	食肉加工品（味付牛肉）の原料原産地偽装
14	24年4月	熊本県	熊本	しじみ	しじみの原産地偽装
15	24年8月	九州農政局	鹿児島	和生菓子	和生菓子（だんご）の原料原産地不適正表示
16	24年12月	農林水産省	福岡	しじみ	中国産しじみの原産地を表示せず
17	24年12月	農林水産省	福岡	しじみ	中国産しじみの容器に三重県産と表示
18	24年12月	農林水産省	大分	しじみ	中国産しじみを三重県産と表示
19	24年12月	福岡県	福岡	しじみ	中国産しじみを三重県産及び島根県産と表示
20	24年12月	福岡県	福岡	しじみ	中国産しじみを三重県産及び島根県産と表示
21	24年12月	福岡県	福岡	しじみ	中国産しじみを三重県産と表示
22	24年12月	福岡県	福岡	しじみ	中国産しじみを島根県産と表示
23	25年1月	農林水産省	福岡	あじ・さば	「島根県産」を「長崎沖」又は「長崎産」と表示
24	25年2月	福岡県	福岡	はちみつ	はちみつの原料原産地の疑義
25	25年4月	福岡県	福岡	うなぎ蒲焼き	「中国産」を「鹿児島産」と表示
26	25年6月	福岡県	福岡	精米	国内産米に「中国産米」を混入した上で「国内産10割」と表示し販売
27	25年12月	九州農政局	大分	干ひじき	「韓国産、対馬産及び国産（大分県産又は福岡県産）」を

番号	指示年月	措置者	事業者所在地	主な品目	主な違反内容
					「長崎県対馬産」と表示
28	26年2月	佐賀県	佐賀	あさり	「中国産」「韓国産」又は「福岡産」を「熊本産」と表示し出荷
29	26年2月	福岡県	福岡	たけのこ水煮	「中国産」を「国産」と表示し販売
30	26年7月	九州農政局	福岡	豆腐	豆腐について、アメリカ産大豆と国産大豆を混合して使用していたにもかかわらず、原料大豆の原産地を「国産」と表示し販売
31	26年7月	大分県	大分	たまねぎ、ごぼう、にんじんほか 2品目	「中国産」、「ベトナム産」、「韓国産」を北海道産、佐賀産等国産品と表示し食品加工会社へ販売し、最終的に一般消費者に販売
32	26年7月	大分県	大分	たまねぎ等	中国産たまねぎ等を産地を表示せずに販売
33	26年7月	福岡県	福岡	たけのこ水煮	製造した中国産たけのこ水煮を国産として他県の卸売業者3社に販売
34	27年2月	福岡県	福岡	めかぶ加工品	中国産約9割及び長崎県産約1割の原料めかぶを使用して製造しためかぶ加工品を「長崎県産」と表示
35	27年2月	佐賀県	佐賀	あさり	「中国産」又は「韓国産」を「熊本（天草）産」と表示
36	27年2月	熊本県	熊本	あさり	「中国産」又は「韓国産」を「熊本県産」等と表示
37	28年3月	九州農政局	長崎	袋詰精米	産地、使用割合の不表示

- (注) 1 九州農政局資料による。
2 平成23～26年度の案件は、旧JAS法に基づく品質基準違反案件である。
3 措置者は、農林水産省は農林水産大臣、九州農政局は同局長、各県は各県知事である。

2 九州管内の広域事業者に対する食品表示基準違反（品質事項）の指導一覧（九州農政局）

（平成23～27年度）

番号	指導年月	事業者所在地	主な品目	主な違反内容
1	平成23年4月	福岡	豚足煮、牛すじ煮	原材料の誤表示、不表示
2	23年4月	福岡	牛肉	「鹿児島県産」を「宮崎県産」と表示
3	23年4月	福岡	かに風味かまぼこ	原材料名の誤表示
4	23年4月	長崎	えびフライ	賞味期限の誤表示
5	23年4月	熊本	さわら味噌漬け、銀だら味噌漬けほか6品目	さわら味噌漬け一括表示の不表示
6	23年4月	宮崎	豚肉	「アメリカ産」を「国産」と表示
7	23年5月	福岡	ロースハム、ベーコン	ロースハムについて原材料の不表示
8	23年5月	福岡	かつおのたたき	「韓国産」を「枕崎産」と表示
9	23年6月	福岡	きゅうり、トマト	名称、原産地の不表示
10	23年6月	福岡	塩さば	原料原産地「千葉」を「ノルウェー」、加工地「千葉」を原産国「中国」と表示
11	23年6月	熊本	雑穀米	別の商品の表示ラベルを表示
12	23年7月	福岡	牛肉	「交雑種」を「和牛」、「黒毛和牛」と誤認させる表示
13	23年7月	福岡	牛肉	「熊本県産」を「佐賀県産」と表示、「交雑種」を「黒毛和牛」と誤認させる表示
14	23年7月	福岡	牛肉	「熊本県産」を「佐賀県産」と表示、「佐賀牛」と誤認させる表示
15	23年7月	長崎	くず粉	一括表示の不表示
16	23年8月	福岡	アボカド、グレープフルーツ、すいかほか5品目	アボカドについて「アメリカ産」を「メキシコ産」と表示
17	23年8月	福岡	栄養補助食品	原材料と食品添加物を区分せず表示、原材料を重量順とせず表示
18	23年8月	福岡	食肉加工品（成型肉）	「カナダ産」を「国産」と表示
19	23年8月	福岡	豚肉	「カナダ産」を「国産」と表示
20	23年8月	福岡	ロールケーキ	消費期限の不表示
21	23年8月	佐賀	豚肉	「アメリカ産」を「国産」と表示
22	23年8月	宮崎	トマト、うめ、びわほか75品目	トマトについて名称、原産地の不表示
23	23年9月	福岡	ブロッコリー	「アメリカ産」を「北海道産」と表示
24	23年9月	佐賀	あじ、太刀魚	原産地の不表示
25	23年9月	大分	豚肉	「国産」を「アメリカ産」と表示
26	23年9月	宮崎	ぶどう	「山梨県産」を「鳥取県産」と表示
27	23年9月	宮崎	豚肉	「アメリカ産豚肉」を「オーストラリア産牛肉」と表示
28	23年9月	鹿児島	トマト	原産地の不表示
29	23年10月	福岡	豚肉	「アメリカ産」を「国産」と表示
30	23年10月	福岡	豚肉	「アメリカ産」を「国産」と表示
31	23年10月	福岡	オレンジ	「オーストラリア産」を「アメリカ産」と表示
32	23年10月	福岡	いか、えび、かさごほか9品目	いかについて原産地の不表示

番号	指導年月	事業者所在地	主な品目	主な違反内容
33	23年10月	佐賀	精米	「23年産」を「22年産」と表示
34	23年10月	長崎	加工食品スープ	原材料を重量順とせず表示
35	23年11月	福岡	たまねぎ	「北海道産」を「佐賀県産」と表示
36	23年11月	福岡	たまねぎ	「北海道産」を「佐賀県産」と表示
37	23年11月	熊本	うなぎ蒲焼き	「中国産」、「鹿児島産」を「中国産」と表示
38	23年11月	熊本	しょうゆ	本醸造方式以外のものに「醸」を表示
39	23年11月	熊本	こんにゃく、大豆加工品、 ところてんほか3品目	こんにゃくについて原料原産地の不表示、原材料と食品添加物を 区分せず表示
40	23年11月	鹿児島	豚肉	「アメリカ産」を「国産」と二重に表示
41	23年12月	福岡	冷凍ぎょうざ、チルドぎ ょうざ	冷凍ぎょうざについて原材料に占める皮の率が基準を超えるも のに皮の率の不表示
42	23年12月	佐賀	豚肉	「アメリカ産」を「国産」と表示
43	23年12月	鹿児島	さけ	「岩手県産」を「北海道産」と表示
44	24年1月	福岡	洋菓子詰め合わせ	内容量の誤表示
45	24年1月	宮崎	畜産加工品	原材料の誤表示
46	24年1月	宮崎	牛肉	「大分産」と「長崎産」を混合したものに「長崎産」と表示
47	24年1月	鹿児島	出し昆布	「北海道厚岸産」を「日高産」と表示
48	24年2月	福岡	ごまさば	「鹿児島産」を「長崎産」と表示
49	24年2月	福岡	牛肉	「宮崎産」を「鹿児島産」と表示
50	24年2月	福岡	牛肉	「山口県産」を「大分県産」と表示
51	24年2月	福岡	畜産加工品	名称、原材料の不表示
52	24年2月	福岡	農産加工品	原材料名の不表示
53	24年2月	福岡	みかん、りんご、かきほ か4品目	みかんについて名称、原産地の不表示
54	24年2月	福岡	牛肉	「長崎産」を「熊本産」と表示
55	24年2月	福岡	さつまいも	原産地の不表示
56	24年2月	福岡	焼菓子	原材料の不表示、誤表示
57	24年2月	福岡	牛肉	「福岡県産」を「長崎県産」と表示
58	24年2月	福岡	レトルトパウチ食品	原材料と食品添加物を区分せず表示
59	24年2月	長崎	鶏肉	「ブラジル産」を「国産」と表示
60	24年2月	熊本	豚肉	原産地の不表示
61	24年2月	宮崎	牛肉	「北海道産」を「大分産」と表示
62	24年2月	鹿児島	レタス	包装に「鹿児島県産」、ポップに「熊本県産」と表示
63	24年3月	福岡	牛肉	「栃木県産」を「香川県産」と表示
64	24年3月	福岡	加工食品	一括表示の不表示
65	24年3月	福岡	弁当	原料原産地の誤表示
66	24年3月	福岡	生鮮農産物	包装に「福岡県産」、ポップに「鹿児島」と表示
67	24年3月	長崎	牛肉	「福岡県産」を「長崎県産」と表示
68	24年3月	大分	ながいも、にんにく、ほ か17品目	名称、原産地の不表示
69	24年3月	大分	アトランティックサーモ ン	「アトランティックサーモン」を「サーモントラウト」と表示

番号	指導年月	事業者所在地	主な品目	主な違反内容
70	24年4月	鹿児島	牛肉	「鹿児島県産」を「熊本県産」と表示
71	24年5月	福岡	牛肉	「宮崎県産」を「福岡県産」と二重に表示
72	24年5月	福岡	たまねぎ、なす	たまねぎについて包装に「熊本産」、ポップに「北海道産」と表示
73	24年5月	佐賀	精米	精米年月日の不表示
74	24年5月	佐賀	牛肉	「黒毛和牛」を「黒豚」と二重に表示
75	24年5月	熊本	揚げ菓子	原材料の不表示、誤表示
76	24年5月	宮崎	むきえび、あまえび、わたりがにほか3品目	むきえびについて「ベトナム産」を「インドネシア産」と表示、「解凍」の不表示
77	24年6月	福岡	鶏肉	ポップに「アメリカ産」、包装に「国産」と表示
78	24年6月	福岡	アトランティックサーモン	「オーストラリア産」を「タスマニア産」と表示
79	24年6月	福岡	豚肉	「デンマーク産」を「国産」と表示
80	24年6月	熊本	ハンバーグ	定められた様式によらない表示、賞味期限の不表示
81	24年6月	宮崎	牛肉	「福岡県産」を「宮崎県産」と表示
82	24年7月	佐賀	パン類	一括表示の不表示
83	24年8月	福岡	菓子類	添加物の不表示
84	24年8月	長崎	豚肉	箱に「アメリカ合衆国」、伝票に「メキシコ産」と表示
85	24年8月	大分	豚肉	「アメリカ産」を「国産」と表示
86	24年9月	熊本	くり	「熊本県産」と「宮崎県産」を混合したものに「熊本県産」と表示
87	24年9月	宮崎	茹でえだまめ	内容量、原産国「台湾」の不表示
88	24年10月	佐賀	牛肉	「熊本県産」を「大分県産」と表示
89	24年11月	福岡	なし	「福岡産」を「大分産」と表示
90	24年11月	佐賀	豚肉加工品	原料原産地「国産」を「アメリカ産」と誤認させる表示
91	24年12月	大分	かぼちゃ	「北海道産」を「熊本産」と表示
92	24年12月	鹿児島	茹でほたて	原料原産地「北海道産」の不表示、原産国の誤表示
93	25年1月	熊本	調味料詰め合わせ	1か月先の賞味期限と誤認させる表示
94	25年1月	熊本	農産加工品	賞味期限の不表示
95	25年2月	福岡	農産加工品	原材料の不表示
96	25年2月	佐賀	にんにく	「中国産」を「青森産」と表示
97	25年3月	福岡	生鮮畜産物	「アメリカ産」を「国産」と表示
98	25年3月	大分	焼肉のたれ	原材料の不表示、誤表示
99	25年4月	福岡	さばみりん干	原材料の誤表示、重量順とせず表示
100	25年4月	熊本	袋詰精米	産年、精米年月日の不表示
101	25年5月	福岡	かつおのたたき	1日先の消費期限を表示
102	25年5月	福岡	ピーナッツ製品、米菓	原材料を重量順とせず表示
103	25年5月	福岡	健康食品	原材料の不表示、原材料と食品添加物を区分せず表示
104	25年6月	熊本	調味した鶏肉	「国産」を「ブラジル産」と表示、原材料の不表示
105	25年6月	熊本	牛肉	「熊本産」を「宮崎産」と表示
106	25年7月	福岡	生鮮農産物	「タイ産」を「熊本県産」と表示

番号	指導年月	事業者所在地	主な品目	主な違反内容
107	25年7月	福岡	牛肉	「牛肉」を「豚肉」と表示、「オーストラリア産」を「国産」と表示
108	25年7月	長崎	菓子	原材料の不表示
109	25年7月	福岡	牛肉	「交雑牛」を「和牛」と表示
110	25年7月	福岡	塩さけ	原材料、添加物の不表示
111	25年7月	大分	水産加工品	内容量、保存方法の不表示
112	25年7月	大分	調味した豚肉	添加物の不表示
113	25年8月	福岡	生鮮水産物	「宮崎産」を「宮城県産」と表示
114	25年8月	福岡	キャベツ	ポップに「福岡産」、箱に「ぐんま孀恋」と表示
115	25年8月	大分	生鮮水産物	原産地の不表示
116	25年9月	長崎	うなぎ加工品	原材料を重量順とせず表示、原材料の不表示
117	25年10月	福岡	菓子パン、食パン	菓子パンについて原材料の不表示、重量順とせず表示
118	25年10月	福岡	総菜パン	原材料の不表示、誤表示
119	25年10月	佐賀	生鮮農産物	原産地「北海道産」の不表示
120	25年11月	福岡	生鮮水産物	「鳥取県産」を「長崎県産」と表示
121	25年11月	佐賀	野菜詰め合わせ	名称の不表示
122	25年12月	福岡	水産加工品	名称の誤表示、原料原産地「ニュージーランド」を「長崎産」と二重に表示
123	25年12月	福岡	生鮮水産物	「千葉県産」を「鳥取産」と表示
124	25年12月	福岡	茹でえだまめ	原産国「タイ」又は「インドネシア」の不表示
125	25年12月	福岡	袋詰精米	一括表示の不表示
126	25年12月	宮崎	生鮮水産物	「養殖」、「解凍」の不表示
127	25年12月	宮崎	塩干魚介類、みりん干魚介類ほか1品目	塩干魚介類について原材料、内容量の不表示
128	25年12月	宮崎	惣菜	原材料、添加物の不表示
129	26年1月	福岡	鶏肉加工品	「ブラジル産」を「国産」と表示
130	26年1月	佐賀	畜産加工品	名称、原材料の誤表示
131	26年1月	福岡	豆腐	原材料の不表示
132	26年1月	福岡	豆腐	原材料の不表示
133	26年1月	鹿児島	白ねぎ	「中国産」を「鹿児島県産」と二重に表示
134	26年1月	福岡	食パン	着色料を使用したものについて着色料を使用していないと誤認させる表示
135	26年1月	鹿児島	牛肉	肉の部位を誤認させる表示
136	26年2月	福岡	生鮮農産物	「熊本県産」を「宮崎県産」と表示
137	26年2月	福岡	加工水産物	原材料の不表示
138	26年2月	福岡	調理食品	原材料の不表示
139	26年2月	佐賀	生鮮水産物	「熊本産」を「有明海産」と表示
140	26年2月	鹿児島	牛肉	「アメリカ産」を「国産」と表示
141	26年3月	佐賀	干さわら	名称、原材料の誤表示
142	26年3月	鹿児島	鶏肉加工品	1年先の賞味期限を表示
143	26年5月	福岡	牛肉	「長崎県産」を「宮崎県産」と表示
144	26年5月	佐賀	トマト、レタス	トマトについて名称、原産地の不表示

番号	指導年月	事業者所在地	主な品目	主な違反内容
145	26年6月	熊本	塩干魚介類	期限表示、保存方法の不表示
146	26年6月	熊本	農産加工品	原料原産地「中国」の不表示、原産国「国産」を「中国」と表示
147	26年6月	熊本	調味梅干	原料原産地、添加物の不表示
148	26年7月	福岡	本まぐろ、まかじき、めばちまぐろ	本まぐろについて「スペイン産」の不表示
149	26年7月	佐賀	牛肉	「ホルスタイン種」を「交雑牛」と表示
150	26年8月	福岡	牛肉	「アメリカ産」を「カナダ産」と表示
151	26年8月	福岡	牛肉	「アメリカ産」を「カナダ産」と表示
152	26年8月	福岡	牛肉	「アメリカ産」を「カナダ産」と表示
153	26年8月	福岡	牛肉	「アメリカ産」を「カナダ産」と表示
154	26年8月	熊本	油菓子	原材料の不表示、原材料を重量順とせず表示
155	26年8月	宮崎	牛肉	「アメリカ産」を「カナダ産」と表示
156	26年9月	福岡	牛肉	「ホルスタイン種」を「交雑牛」と表示
157	26年9月	福岡	うなぎ蒲焼	添加物の誤表示、保存方法を二重に表示
158	26年10月	福岡	塩蔵魚介類	原料原産地「北西太平洋」を「北大西洋」と表示
159	26年10月	佐賀	牛肉	「鹿児島県産」を「長崎県産」と表示
160	26年10月	熊本	調味した魚類、煮干魚介類	調味した魚類について原料原産地「中国」の不表示
161	26年11月	福岡	たちうお、いか、きびなごほか	たちうおについて原産地「セネガル」を「インド洋」と表示、「解凍」の不表示
162	26年11月	鹿児島	緑茶	「玉露」を「抹茶入煎茶」と表示、原料原産地「国産」を「鹿児島県産」と表示
163	26年12月	福岡	しじみ	「福岡県産」を「愛知県産」と表示
164	26年12月	熊本	辛子れんこん	賞味期限の誤表示
165	26年12月	熊本	生鮮水産物	「ノルウェー産」を「チリ産」と表示
166	26年12月	熊本	加工魚介類	「消費期限」を「賞味期限」と表示
167	27年1月	福岡	まぐろ	「台湾太平洋」を「日本太平洋産」と表示
168	27年1月	福岡	辛子明太子	賞味期限の不表示
169	27年1月	福岡	辛子明太子	「北海道羅臼産」を「ロシア又はアメリカ産」と表示
170	27年1月	宮崎	馬肉	「カナダ産」を「熊本産」と表示
171	27年2月	福岡	おにぎり	複合原材料について定められた方法によらない表示、原材料の不表示
172	27年2月	福岡	牛肉	「乳用種」を「交雑種（国内産黒毛和種×国内産乳用種）」と表示
173	27年2月	熊本	わかさぎ	「カナダ」を「ニュージーランド産」と表示
174	27年2月	熊本	調理パン	一括表示の不表示
175	27年3月	福岡	油揚げ	「アメリカ産」を「アメリカ・カナダ産」と表示
176	27年3月	福岡	しょうが	「長崎県産」を「熊本県産」と表示
177	27年4月	福岡	塩干魚介類、塩蔵魚介類、冷凍魚フライほか	塩干魚介類について原材料の誤表示、不表示
178	27年4月	熊本	加工食品	原材料を重量順とせず表示
179	27年4月	熊本	農産加工品	販売者住所の誤表示

番号	指導年月	事業者所在地	主な品目	主な違反内容
180	27年4月	熊本	畜産加工品	販売者住所の誤表示
181	27年4月	鹿児島	煮干魚類、いわし丸干し、うるめ丸干し ほか	煮干魚類について原材料の不表示
182	27年5月	福岡	ゆでがに	原産国「ロシア」の不表示
183	27年5月	熊本	牛肉	「栃木県産」を「北海道産」と表示
184	27年6月	福岡	真鯛、しまあじ、いとより ほか	真鯛について原産地の不表示
185	27年6月	佐賀	袋詰精米	精米年月日の不表示
186	27年6月	宮崎	調理食品	原材料の不表示、誤表示、原産国「中国」の不表示
187	27年6月	宮崎	塩干魚介類、煮干魚介類	塩干魚介類について原材料の誤表示、不表示
188	27年7月	福岡	生鮮水産物	原産地「唐津」を「長崎」と表示
189	27年7月	福岡	生鮮水産物	「福岡県」を「長崎産」と表示
190	27年7月	佐賀	開さば	名称、原材料の誤表示
191	27年8月	福岡	牛肉	「栃木県産」を「北海道産」と表示
192	27年8月	福岡	ゆでた魚介類、うなぎ加工品、塩干魚介類ほか	ゆでた魚介類について原産国「ベトナム」の不表示
193	27年8月	福岡	うなぎ加工品	原材料の不表示、誤表示
194	27年8月	鹿児島	牛肉	「沖縄県産」を「鹿児島県産」と表示
195	27年9月	福岡	農産加工品	名称、原材料の不表示
196	27年9月	福岡	飲料水	名称、原材料の不表示
197	27年9月	長崎	生鮮水産物	「島根県産」を「三重」と表示
198	27年11月	福岡	おにぎり	名称の誤表示、原材料名の誤表示、不表示
199	27年11月	福岡	焼き菓子、揚げ菓子	焼き菓子について、原材料を重量順とせず表示、原材料の不表示
200	27年11月	熊本	蜂蜜	「ニュージーランド産」を「MADE IN JAPAN」と表示
201	27年11月	大分	農産物漬物	原材料の不表示
202	27年12月	佐賀	牛肉	「福岡県産」を「宮崎県産」と表示
203	27年12月	鹿児島	えび	「インド産」を「ベトナム産」と表示
204	28年1月	福岡	塩さば	原産国「中国」の不表示
205	28年1月	宮崎	かんしょ	「熊本」を「宮崎産」と表示
206	28年1月	宮崎	まぐろ、はまち、さんま ほか	まぐろについて、原産地「スペイン」又は「マルタ」の不表示、「養殖」の不表示
207	28年2月	福岡	ネーブルオレンジ	「オーストラリア産」を「アメリカ産」と表示
208	28年2月	福岡	海苔佃煮	いわのりを使用していないのに「岩海苔」と表示
209	28年2月	福岡	やきとり	「中国」を「国産」と表示、内容量の誤表示
210	28年3月	福岡	塩さんま、ゆでだこ、いわしすり身ほか	塩さんまについて、原材料の不表示
211	28年3月	佐賀	干し柿	「熊本県」を「佐賀干柿 佐賀県産」と表示
212	28年3月	大分	ゆでだこ	「モロッコ、モーリタニア、その他」と「モーリタニア」を二重に表示

(注) 1 九州農政局資料による。

2 平成 23～26 年度の案件は、旧 J A S 法に基づく品質基準違反案件である。